

栗山

都市計画マスタープラン

平成26年



KURIYAMA

栗山都市計画マスタープラン

< 目 次 >

第1章 栗山都市計画マスタープランの概要

1. 都市計画マスタープランの概要	
1-1. 都市計画マスタープランとは	1
1-2. 都市計画マスタープラン見直しの背景	2
1-3. 都市計画マスタープランの策定体制	2
1-4. 上位関連計画との整合性	3
2. 都市計画マスタープランの構成等	
2-1. 都市計画マスタープランの計画対象区域	4
2-2. 計画の期間と目標年次	5
2-3. 計画の構成	5

第2章 基礎資料の整理

1. 栗山町の現況	
1-1. 栗山町の概要	6
1-2. 自然環境条件	9
1-3. 土地利用条件	10
1-4. 人口・産業等	12
1-5. 都市計画等の概要	19
1-6. 町民以降調査の結果概要	34
2. 上位・関連計画の概要	
2-1. 栗山町の計画	43
2-2. 北海道の計画	49
2-3. 上位・関連計画における都市づくりの基本方向	51
3. 課題の整理	
3-1. 前都市計画マスタープランの検証	52
3-2. 課題の設定	63

第3章 全体構想

1. 将来目標の設定	
1-1. 基本理念	67
1-2. 将来都市像	67
1-3. 都市づくりの基本目標	68
1-4. 将来人口等の設定	69
1-5. 将来都市構造	70

栗山都市計画マスタープラン

< 目 次 >

2. 都市づくりの分野別方針	
2-1. 土地利用の基本方針	73
2-2. 住環境の方針	75
2-3. 市街地の開発と再開発方針	77
2-4. 交通の方針	78
2-5. 緑の環境形成の方針	80
2-6. 都市防災等に関する方針	82
2-7. その他の施設に関する方針	82
2-8. 都市景観形成の方針	83
2-9. 自然景観等の保全方針	84

第4章 地域別構想

1. 地域区分の設定	86
2. 地域別構想	
2-1. 栗山市街地地域	87
2-2. 角田市街地地域	95
2-3. 継立市街地地域	100
2-4. 郊外地域	103

第5章 参考資料

1. 参考資料	106
---------	-----



栗山都市計画マスタープランの概要

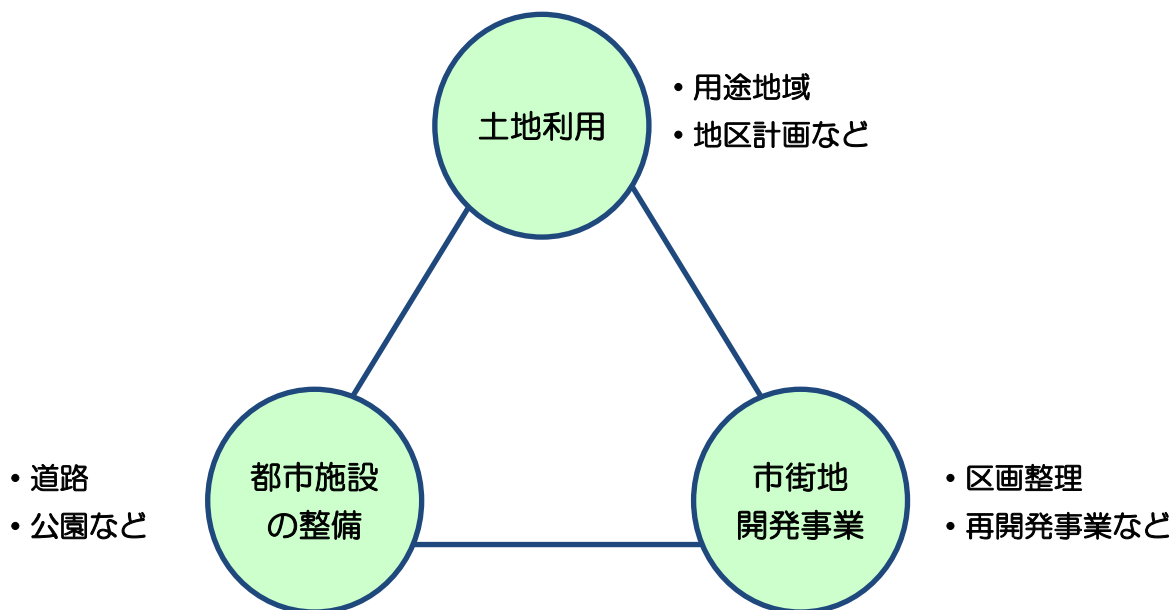
1. 都市計画マスタープランの概要

1-1. 都市計画マスタープランとは

少子・高齢化の進展、環境・エネルギー問題の深刻化など社会の構造的な変化に対応し、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に係る計画を具体的に定め、都市の健全な発展と秩序ある整備を図っていくための計画が都市計画です。

この都市計画において、平成4年の都市計画法の改正で、「市町村の都市計画に関する基本的な方針を、市町村が独自に創意工夫のもとに住民の意見を反映させて定める」との趣旨のもとに設けられた制度が都市計画マスタープランです。

都市計画マスタープランは広域的、基礎的な都市計画を踏まえつつ、地域の身近な都市空間について、その地域特性に即して、住民参加のもと、個性的で、わかりやすく「街づくりのビジョン」を描いたものです。



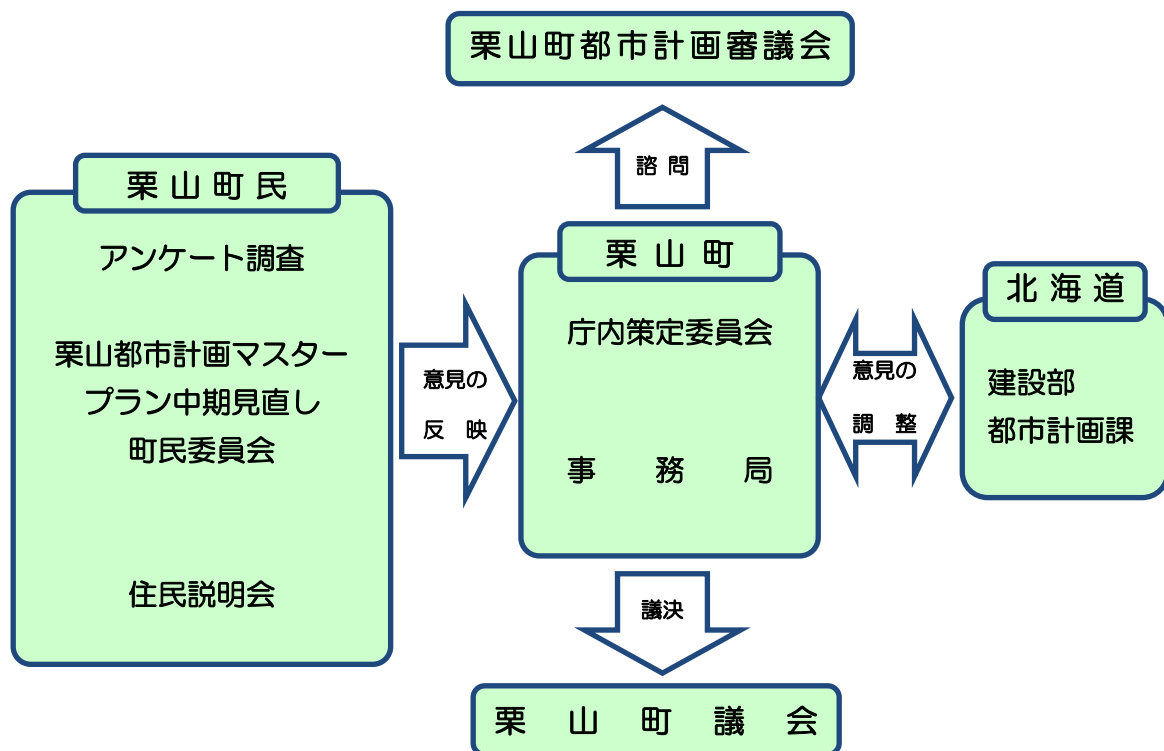
1-2. 都市計画マスタープラン見直しの背景

本町では平成 10 年度に「栗山都市計画マスタープラン」を策定し、概ね 30 年後の都市計画（土地利用や道路・公園の位置・規模など）の基本方針について定めていましたが、今回、中間年次を迎えるとともに、上位計画である本町の総合計画が平成 20 年に見直されていることから、諸計画との整合性を図ります。

また、少子・高齢化時代の到来、環境問題、甚大な被害をもたらす自然災害の多発など、私たちを取り巻く社会情勢は、急速に変化してきています。このような状況の中で、ゆとりや豊かさを実感でき、個性的で魅力のある、安全で安心なまちづくりを進めていくことが求められてくることから「栗山都市計画マスタープラン」の見直しを行います。

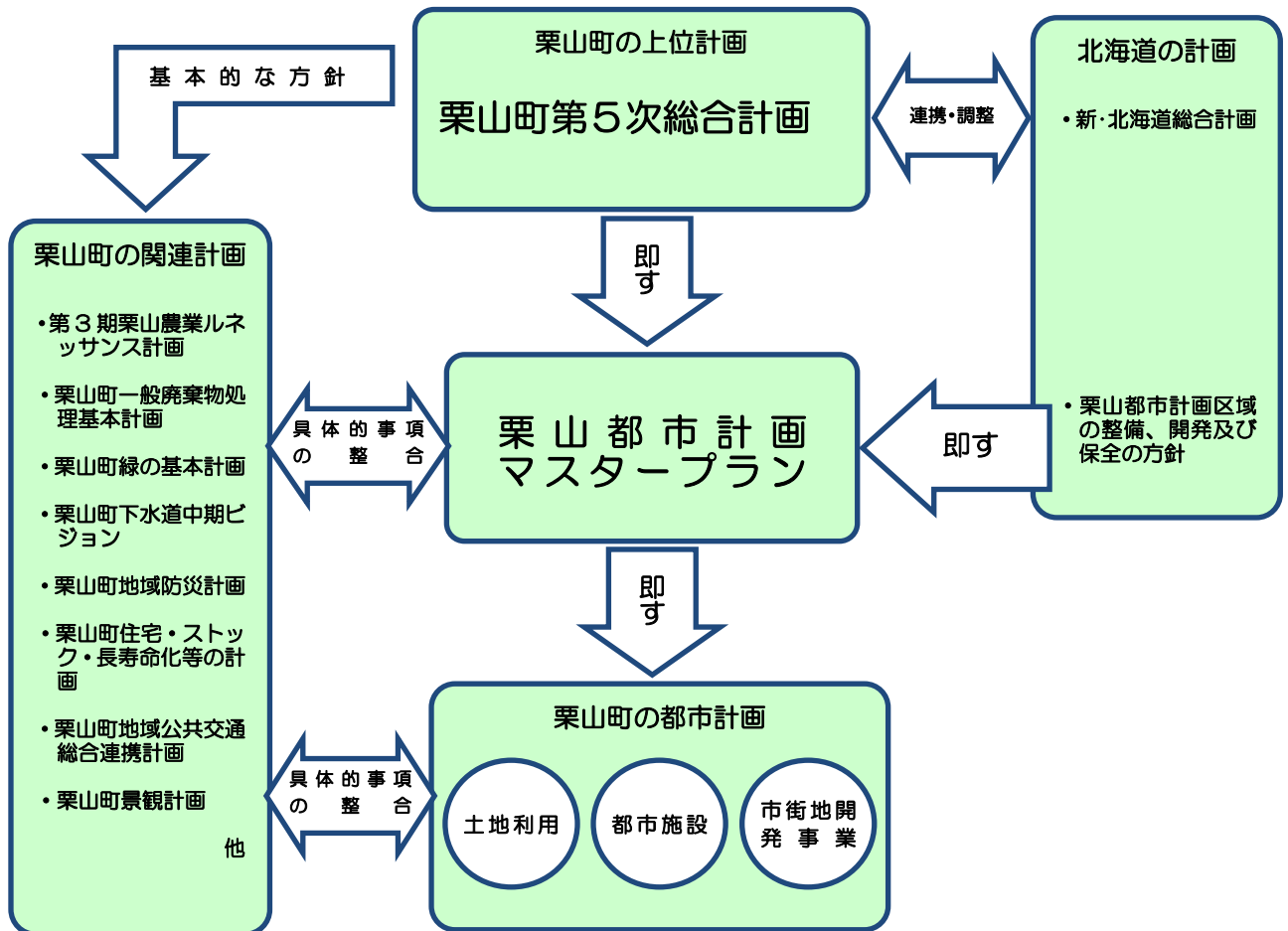
1-3. 都市計画マスタープランの策定体制

現計画については、策定時における企画・立案の段階から町民参加による町民意見の反映と行政内部における横断的調整を図る目的から、次図に示す体制によって策定されており、今回の見直しにあたっても同様な体制で行う事とし、アンケート・町民委員会・説明会・パブリックコメントなどにより町民の皆様からの意見・提言を取り入れる事とします。



1-4. 上位関連計画との整合性

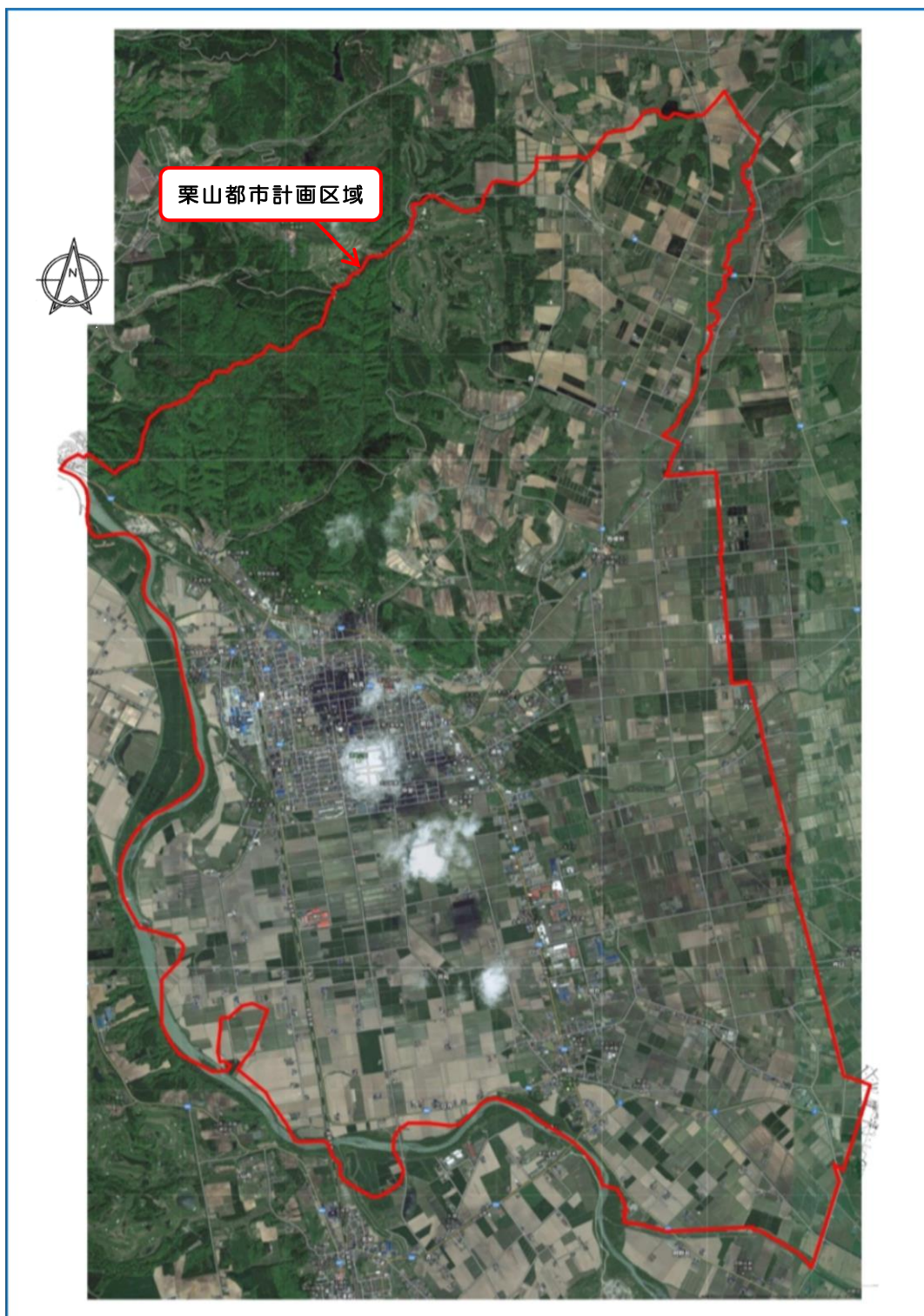
本計画は、本町の上位計画である「総合計画」や、北海道の計画である「栗山都市計画区域の整備、開発及び保全の計画」に即し、土地利用や都市施設の整備方針など、都市の空間形成や物的事項について本町の関連計画との整合・反映を図ります。



2. 都市計画マスタープランの構成等

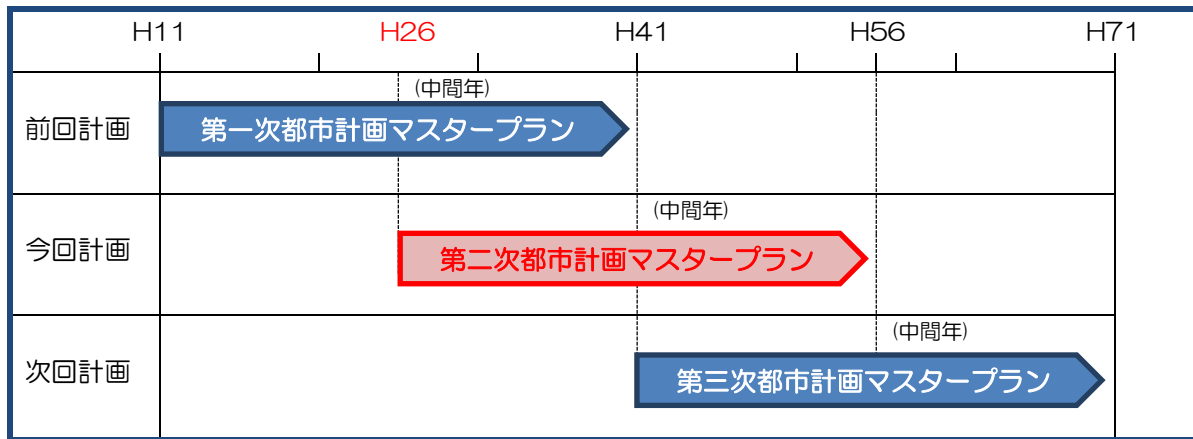
2-1. 都市計画マスタープランの計画対象区域

本計画の対象区域の設定については、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくための「将来的な都市づくりの基本方針を示す」という本計画の目的から栗山都市計画区域(約3,750ha)を基本とし、都市計画区域に隣接して都市計画的な施策を計画する必要がある場合、また、これ以外の区域であっても本市の都市づくりに重要となる地域・施設については本計画の対象と考えるものとします。



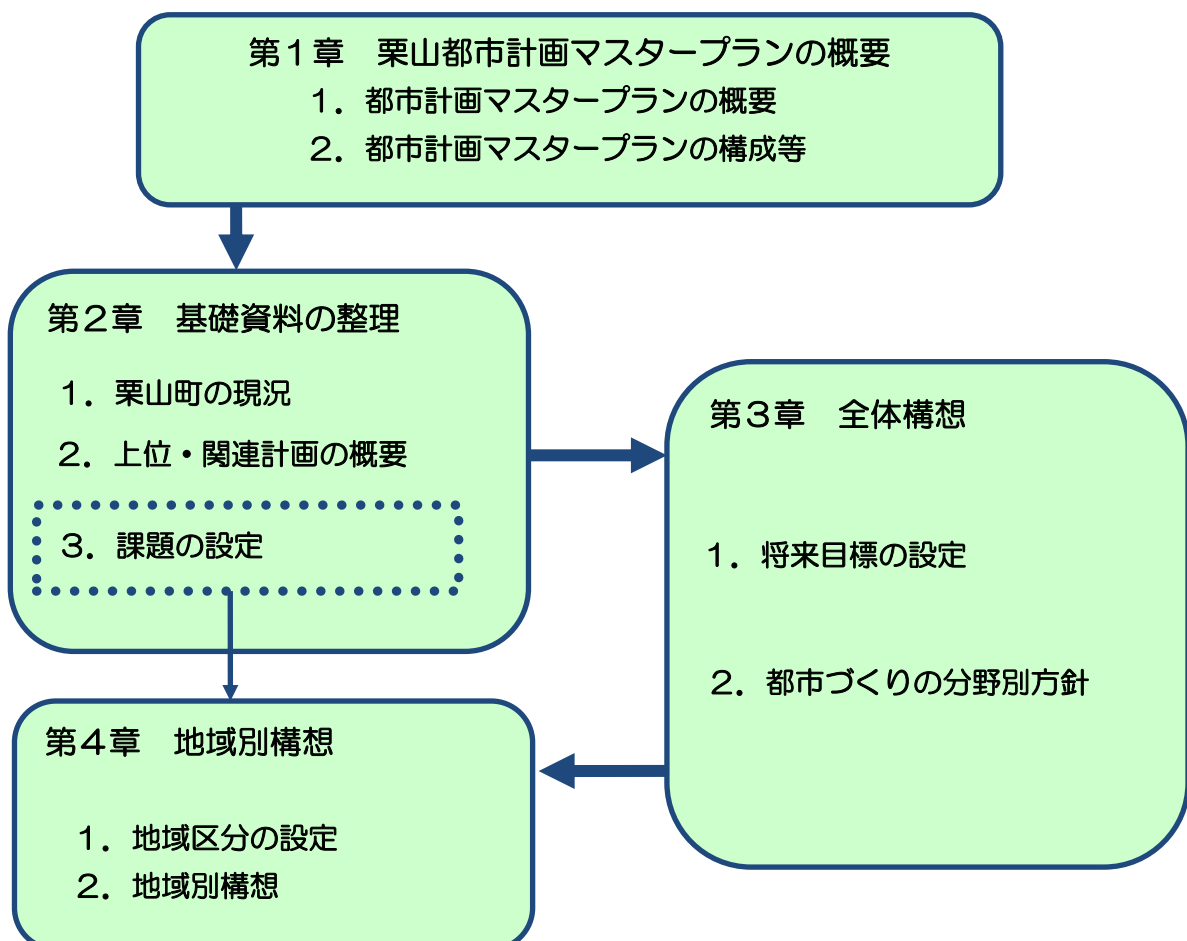
2-2. 計画の期間と目標年次

今回の計画期間については、第一次都市計画マスタープラン（以下前回計画）で設定している30年間とし、本町をとりまく社会・経済情勢は大きく変化していく為、中間年次での見直しを設定し実効性のある施策にしていきます。



2-3. 計画の構成

本計画の構成は以下の通りです。





基 礎 資 料 の 整 理

(3) 気象

栗山町の気候は、日本海側の影響を受けることが多く、冬は温順寒冷で春から夏にかけては温暖で乾燥し、秋から冬にかけては比較的雨量・降雪量も少なく、概して温和と言える。

気温は過去に夏季の最高 34.7℃（昭和 56 年）、冬季の最低-33.0℃（昭和 53 年）を記録したこともあるが、平成 23 年度における平均気温は夏季 19.1℃（6～9 月）、冬季-4.8℃（12～3 月）であり、夏は涼しく、冬は温暖で過ごしやすい気候と言える。又、例年の平均降雨量は 914 mm 前後と多くはない。ここ 10 年間の年間日照時間は 1,741 時間で平成元年頃の 2,700 時間から、大きく減少する年が続いている。

年 次	平均湿度 (%)	気 温 (℃)			年間日照 時間 (h)	降雨量 (mm)	降雪量 (cm)
		最高	最低	平均			
平成 14	82.7	29.5	-25.7	7.0	1,722	873	443
15	85.0	29.4	-24.2	6.7	1,857	726	542
16	51.3	33.5	-23.2	7.6	1,803	902	650
17	83.4	33.6	-24.4	6.8	1,832	1,191	709
18	83.0	34.1	-26.0	7.1	1,728	1,267	453
19	83.8	36.3	-22.4	7.2	1,852	827	536
20	85.7	30.4	-27.7	7.4	1,815	560	470
21	85.6	31.6	-20.1	7.5	1,617	858	424
22	-	30.7	-25.2	7.9	1,613	828.5	616
23	-	32.0	-20.7	7.0	1,571	1,105.5	708
平成 23							
1 月	-	0.8	-19.9	-8.1	98	2.5	(H24) 198
2 月	-	6.4	-19.8	-3.3	162	0.0	(H24) 189
3 月	-	8.1	-13.7	-1.9	168	12.0	(H24) 47
4 月	-	18.2	-6.8	5.2	163	398.5	
5 月	-	20.8	0.2	9.7	144	81.5	
6 月	-	27.6	5.4	15.0	146	56.0	
7 月	-	29.6	13.1	20.5	142	81.0	
8 月	-	32.0	14.0	22.4	179	141.0	
9 月	-	29.0	7.1	18.6	102	234.5	
10 月	-	18.6	1.2	8.5	116	47.0	
11 月	-	15.6	-7.4	3.2	85	51.5	33
12 月	-	2.9	-20.7	-5.8	66	0.0	241

資料：産業振興課・建設水道課

(4) 栗山町の歴史の変遷

栗山町は、明治 21 年、宮城県角田藩士泉麟太郎の率いる夕張開墾起業組合員より開拓が始まり、明治 23 年に角田村と公称された。その後、札幌農学校夕張学田地の設定や華族などが相次いで農場を創設し、今日の農業生産人口 20,000 人を突破した。昭和 24 年、町制を施行して同時に名称を栗山町と改め、昭和 38 年には人口 24,500 人を超えるピークを迎えたが、それ以降は全国的な農村地域の過疎化の進行と角田炭鉱の閉山などにより、減少の一途をたどり現在では 13,000 人を割込んでいる。

【主な出来事】

明治 21 年	宮城県角田藩士泉麟太郎、夕張開墾起業組合を設立、アノロ川右岸現角田に 24 名入植
23 年	角田村と村名公称
25 年	北海道炭鉱鉄道、室蘭・岩見沢間開通
31 年	夕張川大洪水、溺死 82 名、流出家屋 92 戸、橋流出 36、被害農家 690 戸、農作物の収穫殆ど皆無
大正 2 年	低温と暴風雨で未曾有の大凶作
9 年	第 1 回国勢調査、人口 15,406 人
15 年	夕張鉄道、栗山ー夕張間開通
昭和 24 年	町制施行、栗山町と改称
27 年	栗山町立病院開院
38 年	町役場庁舎角田から栗山へ移庁
45 年	角田炭鉱閉山、栗山総合グラウンド完成、空知初の 2 種公認陸上競技場
50 年	「夕張鉄道営業廃止、“一本木”道の記念樹に指定」「“不動の滝”が自然景観保護地区に指定」「国道 234 号線バイパス完成」「SL さよなら列車運行」
53 年	「宮城県角田市と姉妹都市締結」「町民憲章制定」「町花に“ゆり”町木に“くり”を制定」「栗山町開基 90 周年町制施行 30 年記念式典挙行」「栗山町衛生センター完成」
56 年	「南学田小、日出小、円山小学校が統合し、継立小学校として新設開校」「栗山公園事業完了オープン」
58 年	「栗山ダム事業開始」「栗山赤十字病院に産婦人科開設」「栗山駅貨物・手荷物取り扱い全面廃止」「4 年連続の冷害に見舞われる」
63 年	「栗山町立北海道介護福祉学校開校」「図書館オープン」「桜山自然の家オープン」「大相撲“栗山場所”開催」「開拓記念館オープン」「栗山町開基 100 年町制施行 40 年記念式典挙行」「開基 100 年記念モニュメント完成」
平成 2 年	「町営バス運行開始」「栗山町下水道管理センター完成及び栗山地区一部供用開始」「社会福祉法人札幌養育会ノビログループホーム完成」「ふれあいプラザ完成」
7 年	「役場庁舎増築完成」「ふじスポーツ広場オープン」「栗山ダムパークゴルフ場完成」「開拓記念公園完成」
12 年	「くりやまカルチャープラザ E k i オープン」「W 杯サッカー栗山合宿誘致委員会設立」「くりやま農業振興事務所開設」
13 年	「いきいき交流プラザオープン」「ふじ交流センター完成」
14 年	「地域イントラネット基盤施設整備事業開始」「くりやま商工振興事務所開設」「栗の樹ファームオープン」「ハサンベツ里山ビジターセンター開設」「エコマネー本格流通開始」「第 1 回地域通貨国際会議開催」「住基ネット第 1 次サービス開始」
18 年	「小林酒造株式会社の一番蔵から六番蔵など 13 の建造物が国の有形文化財に登録される」「町議会基本条例制定（全国初）」「札幌法務局空知南出張所閉庁」
20 年	「まちの駅“栗夢プラザ”オープン」「旧雨煙別小学校校舎再生プロジェクト始動」「中央公民館解体」「栗山町開基 120 年町制施行 60 年記念式典挙行」
21 年	「まちづくり 100 人委員会がスタート」「雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス オープン」
22 年	「養護老人ホーム泉徳苑・デイサービスセンター民営移行」「栗の木プロジェクト本格的に始動」

資料：経営企画課

1-2. 自然環境条件

(1) 緑地の分布状況

栗山町の都市計画区域内における緑の現況は、都市計画区域全体で約 3,135ha であり、区域別に見ると用途地域内が約 27ha、用途地域外が約 3,109ha となっています。

区分別では水田が最も多く約 53%、つぎに畑が約 19%、地域森林計画対象民有林が約 17% と続いています。

(単位 : ha)

区 分	用途地域 (1)	用途地域外 (2)	都市計画区域 (1) + (2)
保安林	—	70.40	70.40
地域森林計画対象民有林	—	538.07	538.07
水田	—	1,658.20	1,658.20
畑	—	582.40	582.40
水面・水辺	17.19	214.65	231.84
都市公園の植栽地	6.01	34.50	40.51
公共公益施設の植栽地	3.76	10.28	14.04
合計	26.96	3,108.50	3,135.46

資料：栗山町緑の基本計画

(2) 景観要素

栗山町の良好な景観を構成する緑地等は、下表のとおりです。

区 分	名 称	景 観 特 性
都市的景観を構成する特徴的な緑地	栗山公園	町民の憩いの場として整備されており、丘陵地の地形を活かした散策路は、眺望性にも優れています。
	ファールブルの森	オオムラサキの生息地として豊かな樹林地で構成されており、地形的にも高く、景観性に優れています。
	雨煙別川	市街地の身近な水辺として都市的景観にうるおいを与えています。
	栗山天満宮	市街地内の樹林地として都市的景観の大切な構成要素となっています。
	角田神社	角田地区の都市的景観を構成する大切な樹林地です。
	角田通	中心市街地の最も都市的な部分であり、街路樹が潤いを与えています。
地域制景観を構成する特徴的な緑地	区域北部の樹林地	市街地から一望できる樹林地は、豊かな緑として住民にやすらぎを与えてくれる重要な要素です
	栗山ダムの周辺	区域からは外れますが、地域の地区制としてランドマークに成り得る緑の要素です。

資料：栗山町緑の基本計画

1-3. 土地利用条件

(1) 土地利用状況

行政区域内（203,844,125 ㎡）の土地利用状況を地目別にみると、35%が山林となっており、田・畑が30%で宅地としての利用は3%弱にとどまっている。

【行政区域土地利用区分】

田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総数
47.78 ㎢	18.38 ㎢	5.57 ㎢	0.52 ㎢	71.43 ㎢	0.09 ㎢	6.12 ㎢	7.15 ㎢	51.80 ㎢	203.84 ㎢
21.0%	9.0%	2.7%	0.3%	35.0%	0.1%	3.0%	3.5%	25.4%	100%

資料：税務課「平成23年度固定資産概要調書」

(2) 開発行為

平成以降の開発行為の内容は公社による宅地開発が多く、民間・農協は自己用の用途が殆んどを占めている。

【開発行為内訳】

年次	公社/民間	所在地	団地名	開発面積(㎡)	区画数	区画に対する建設数(%)	用途
S63～H元	公社	朝日3	朝日団地	10,309	22	100	分譲宅地
	民間	桜丘1	石黒ホーム	6,377.10			自己用
	公社	旭台	第3工業団地	59,764.36	5	100	分譲宅地
	公社	朝日4	朝日団地	19,901.78	36	100	分譲宅地
	民間	湯地	栗山観光KK	6,926.93			自己用
	民間	桜丘2	常英商事	6,776.31			自己用
H2	公社	朝日4	朝日団地	19,559.55	30	100	分譲宅地
	民間	湯地	道央木村電力	7,240.43	1		自己用
H3	民間	朝日4	協和フローリング	3,139.44	1	100	自己用
	公社	〃	朝日団地	7,377.57	17	100	分譲宅地
H4	公社	朝日4	朝日団地	15,832.90	32	100	分譲宅地
	公社	富士	富士団地	4,136.68	1	100	自己用
H5	民間	中里	創価学会	6,611.58	1		自己用
	民間	桜丘1	朝日産業	4,369.02	2		自己用
	公社	中里	中里団地	5,129	14	100	分譲宅地
	町	富士	富士団地	6,727.19	1	100	自己用
H6	公社	中里	中里団地	3,370.34	10	10	分譲宅地
H7	公社	桜丘1	山の手団地	4,791.89	9	100	分譲宅地
	公社	中里	中里団地	35,224.23	62	100	分譲宅地
H8	公社	中里	中里団地	24,915.79	60	98	分譲宅地
	民間	角田	角田ニュータウン	7,153.95	18	100	分譲宅地
	農協	富士	米乾施設	17,960.70	1		自己用
	町	鳩山	専門学校（北海道ハイテク）	117,122.81	1		自己用

開発行為内訳の続き

年 次	公社/民間	所在地	団 地 名	開発面積 (㎡)	区画数	区画に対する 建設数 (%)	用 途
H11	公社	朝 日 4	朝日住宅団地	9,635.98	20	100	分譲宅地
	民間	共 和	自動車整備工場	7,700	1		自己用
H12	民間	松風 4	松風グリーンタウン	4,527.07	15	80	分譲宅地
H13	農協	共 和	ガソリンスタンド	12,733.09	1		自己用
	民間	湯 地	自動車整備工場	5,122	1		自己用
H15	公社	朝 日 4	朝日 4 住宅団地	11,555	22	100	分譲宅地
H16	民間	中 里	(株)しまむら	3,886.61	1	100	自己用
	民間	朝 日 4	マックスバリュ北海道(株)	14,125.28	1	100	自己用
	農協	富 士	長ネギ選別施設	7,470.13	1	100	自己用
	公社	朝 日 4	朝日 4 住宅団地	11,265.72	21	90	分譲宅地
H18	農協	富 士	農産物倉庫・低温貯蔵施設	7,485.37	1	100	自己用
H20	公社	湯 地	エコビレッジ湯地の丘	29,956.08	38	13	分譲宅地
H21	公社	朝 日 4	朝日 4 住宅団地	11,578.51	21	33	分譲宅地
H23	町	北学田	栗山ダムパークゴルフ場増設	13,810.13			分譲宅地

資料：産業振興課・建設水道課

(3) 農地転用状況

平成 15 年の件数・面積をピークに、近年は沈静化している。

年度	農地法第 4・5 条							
	総数		住宅敷地		工場敷地		その他	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
12	16	445	8	81	1	153	7	211
13	11	838	4	15	－	－	7	823
14	15	772	4	20	1	51	10	701
15	20	1,182	7	173	－	－	13	1,009
16	12	1,091	5	145	－	－	7	946
17	6	500	2	11	－	－	4	489
18	6	351	1	11	－	－	5	340
19	8	180	3	10	－	－	5	170
20	10	565	3	22	－	－	7	543
21	3	126	1	9	－	－	2	117
22	3	207	1	3	－	－	2	204
23	3	340	1	9	－	－	2	331

資料：農業委員会

(4) 建築動態

【住宅建設状況】

(単位：戸)

年次	個人住宅				教員住宅	雇用促進住宅
	総数	新築	増築	うち金融 公庫		
18	44	42	2	0	-	-
19	41	39	2	0	-	-
20	22	22	0	0	-	-
21	34	31	3	0	-	-
22	30	29	1	0	-	-
23	27	25	2	0	-	-

資料：税務課

1-4. 人口・産業等

(1) 人口・世帯

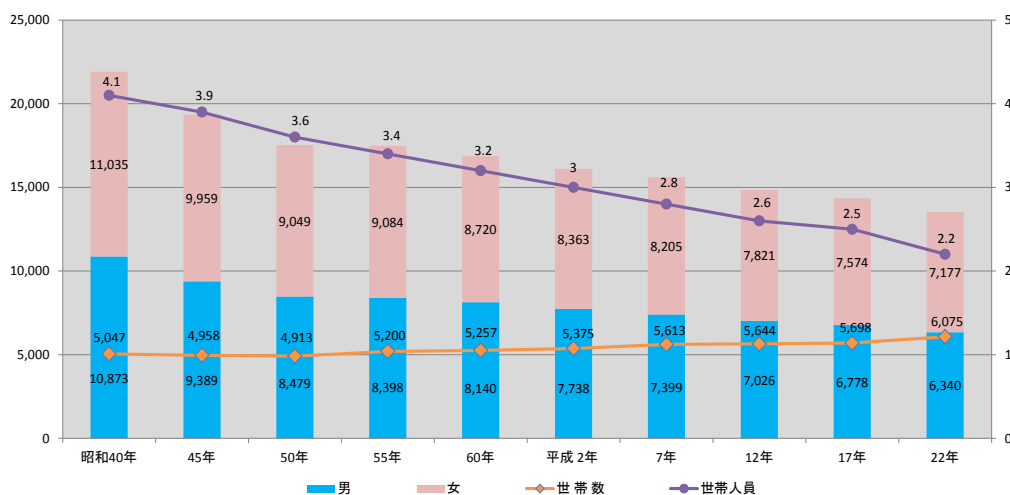
栗山町の人口は、角田炭鉱の発展などに伴い人口の増加を続け、昭和40年には21,908人に達したが、昭和45年に炭鉱の閉山とともに減少傾向になり、平成22年の人口は13,517人となっている。世帯数については増加傾向が続いており、核家族化の進行後、2人世帯、単身世帯の増加が進んでいると考えられる。

【人口・世帯数・世帯人員の推移】

(単位：人)

年度	世帯数	総数	男	女	世帯人員
昭和40年	5,047	21,908	10,873	11,035	4.3
45年	4,958	19,348	9,389	9,959	3.9
50年	4,913	17,528	8,479	9,049	3.6
55年	5,200	17,482	8,398	9,084	3.4
60年	5,257	16,860	8,140	8,720	3.2
平成2年	5,375	16,101	7,738	8,363	3.0
7年	5,613	15,604	7,399	8,205	2.8
12年	5,644	14,847	7,026	7,821	2.6
17年	5,698	14,352	6,778	7,574	2.5
22年	6,075	13,517	6,340	7,177	2.2

資料：総務省統計局 「国勢調査」



(2) 年齢3区分

若者の未婚化、晩婚化や医療技術の進歩などによる平均寿命の延びにより、少子高齢化が進んでおり、昭和60年には年少者人口と高齢者人口の比率が1対2となっていたのが、平成22年には3対1近くまでに逆転している。

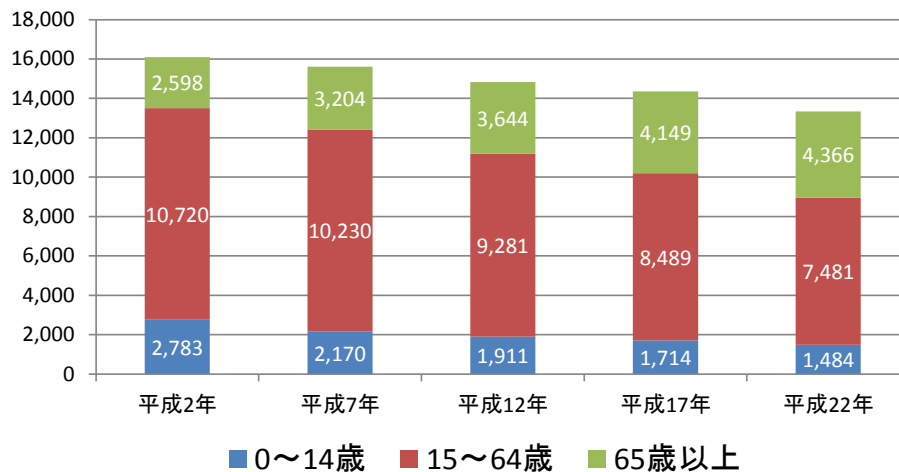
全体でも4人に1人が高齢者となっており、今後もこの傾向は続くものと考えられる。

年齢3区分推移

(単位:人)

年度	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	年齢不詳
平成2年	16,101	2,783	10,720	2,598	-
平成7年	15,604	2,170	10,230	3,204	-
平成12年	14,847	1,911	9,281	3,644	11
平成17年	14,352	1,714	8,489	4,149	-
平成22年	13,340	1,484	7,481	4,366	9

資料:総務省統計局 「国勢調査」



(3) 人口動態

人口減少の内訳は、最近の10年間で自然減と社会減死亡が逆転しており、「団塊の世代」の高齢化が始まったことから、今後さらに自然減が増加すると思われる。

(単位:人)

年 度	自 然 動 態			社 会 動 態			合 計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成12年	121	145	△24	671	774	△103	△127
平成17年	83	166	△83	531	624	△93	△176
平成22年	88	181	△93	442	525	△83	△176

資料:住民福祉課

(4) 地区別（字別）人口の推移

地区別の人口は下表のとおりで、平成2年と平成22年との比較では、北部で増加がみられるほかは、栗山市街地で86%、中部・南部では各々65%まで減少しており、基幹産業である農業従事者の減少が大きな要因と考えられる。

(単位：人)

地 区 名	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
【栗山市街地】 松風各丁目、中央各丁目、錦各丁目、桜丘各丁目、朝日各丁目	8,387	8,256	7,567	7,495	7,212
【北部】 湯地、富士、中里、森、鳩山、雨煙別、緑丘、北学田、本沢	2,611	2,637	3,131	3,027	2,797
【中部】 角田、共和、三日月、旭台、杵臼、阿野呂、大井分、桜山	2,635	2,437	2,128	1,967	1,720
【南部】 継立、南学田、日出、御園、南角田、円山、東山、滝下	2,468	2,274	2,021	1,863	1,611
合 計	16,101	15,604	14,847	14,352	13,340

資料：経営企画課「国勢調査」

(5) 産業分類別就業者数

昭和30年代には、第1次、2次、3次産業がほぼ均衡していたが、以後第1次産業の減少が続き、平成17年で1割（9.0%）を切る状況となっている。

第2次産業は、製造業で企業誘致などにより平成2年をピークに増加が続いたが、その後の企業撤退により減少傾向となっている。また、建設業については景気低迷の影響もあり平成12年から平成17年で約3割の大幅な減少となっている。

第3次産業は、全体の6割（63.8%）以上を占めているが、就業者数は平成7年以降減少傾向となっている。

【産業分類別就業者数（国勢調査）】

(単位：人)

	総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
昭和60年	8,446	2,390	2,099	3,957	0
平成2年	8,311	2,023	2,305	3,982	1
平成7年	8,329	1,859	2,278	4,192	0
平成12年	7,568	1,637	2,029	3,888	14
平成17年	7,101	1,420	1,676	3,980	25
平成22年	6,352	1,362	1,360	3,571	59

資料：総務省統計局「国勢調査」

(6) 産業特性

・農業

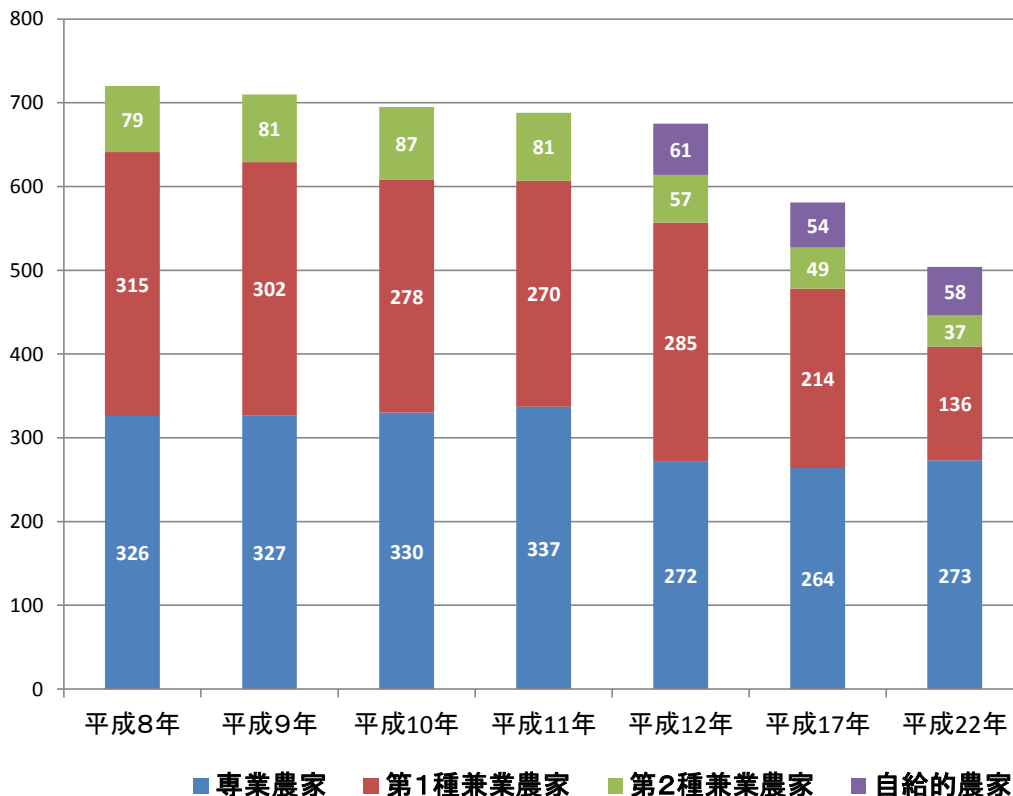
農家戸数は、平成12年までは約10戸／年平均で減少していたが以後、約17戸／年と減少傾向が拡大している。専業戸数は平成12年以降ほとんど変化が無く、兼業農家は大きく減少しているが、農業生産額は、60億円後半で安定的に推移している。

【農家戸数の推移（町統計書）】

(単位：戸)

	総数	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	自給的農家
平成8年	720	326	315	79	
平成9年	710	327	302	81	
平成10年	695	330	278	87	
平成11年	688	337	270	81	
平成12年	675	272	285	57	61
平成17年	581	264	214	49	54
平成22年	504	273	136	37	58

資料：経営企画課 「農業基本調査」「農林業センサス」



【農業粗生産額の推移】

(単位：千万円)

年	農業粗生産額																
	合 計	耕種										畜産					
		耕 種 計	米	麦 類	雑 穀 豆 類	芋 類	野 菜	果 実	花 き	工 芸 農 作 物	種 苗 木 其 他	畜 産 計	肉 用 牛	乳 用 牛	豚	鶏	そ 他 畜 産
平成 12 年	686	613	292	33	15	63	183	-	20	4	3	73	-	8	29	35	1
平成 13 年	694	602	259	26	16	57	214	-	24	6	2	92	-	7	×	47	1
平成 14 年	632	547	224	54	12	47	177	-	26	5	3	85	0	8	×	×	1
平成 15 年	604	531	168	58	18	56	200	-	24	5	2	73	0	7	×	×	1
平成 16 年	668	585	198	54	19	67	216	-	24	5	2	83	1	6	×	40	×
平成 17 年	660	578	203	54	21	65	208	×	22	5	×	80	1	6	×	×	1
平成 18 年	650	580	209	52	12	74	202	×	24	4	×	70	×	5	×	×	1

資料：北海道農林水産統計年報

・林業

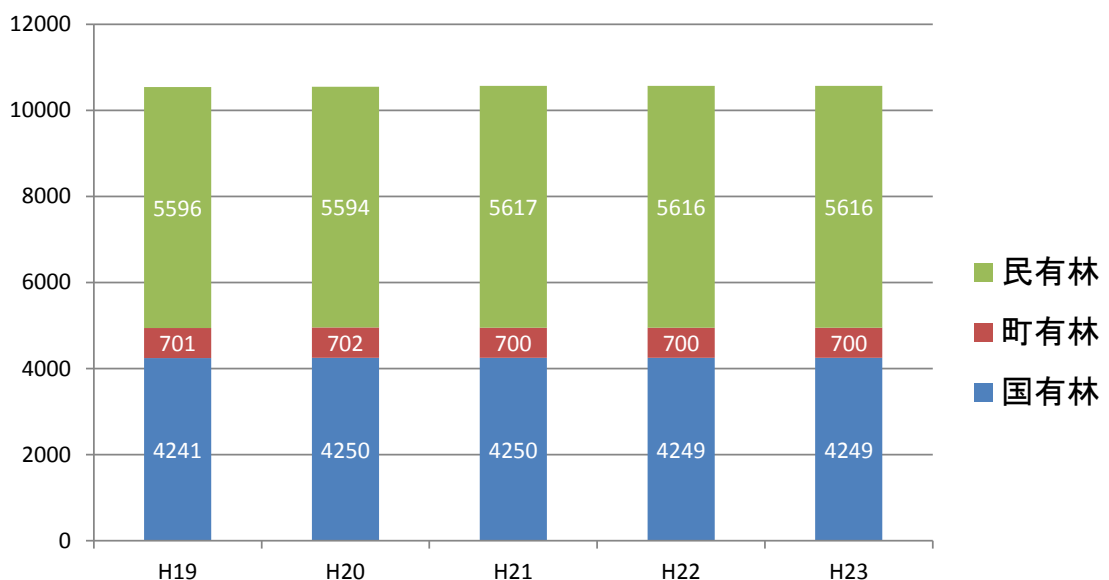
森林面積にほとんど変化はないが、国土保全や地球温暖化など森林の役割が見直されつつあり、今後とも維持・充実と様々な活用が望まれています。

【所有形態別森林面積の推移】

各年 4 月 1 日現在 (単位：ha)

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
総面積	10,538	10,546	10,567	10,565	10,565
国有林	4,241	4,250	4,250	4,249	4,249
道有林	-	-	-	-	-
町有林	701	702	700	700	700
民有林	5,596	5,594	5,617	5,616	5,616

資料：産業振興課



・工業

工業出荷額は、概ね 200 億円台で推移しているが、平成 20、21 年はプラスチック製品の伸びの影響で 300 億円ほどに上昇した。全体の流れとしては木材・木製品の減少が全体出荷額の減少に大きく影響を与えている。

事業所数は、50 ヶ所後半で推移しており、ほとんど変化がない。平成 20 年以降、減少幅は少なくなっている。

【事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移】

各年 12 月 31 日現在

産業分類 (中分類)	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
事業所数(箇所)	62	60	55	56	56
従業者数(人)	1,087	1,047	892	877	867
製造品出荷 額等(万円)	2,272,097	2,279,412	3,461,012	2,947,908	1,513,349

資料：経営企画課「工業統計調査」

・商業

栗山町全町の商店数と従業員数は減少傾向にある。とくに平成6年から平成14年にかけての商店数の減少が大きかったが従業者数の減少は小幅であったことから、比較的規模の小さい店舗であったことが想定できる。

年間販売額については、平成16年から平成19年にかけて卸売業が大きく落ち込んだが小売業は比較的堅調となっている。

・商品販売額等（飲食店を除く）

（販売額単位：万円）

年次	商店数（店）	従業者数（人）	年間販売額	卸売額	小売額
平成3年	260	1,433	4,469,170	2,544,164	1,925,006
平成6年	258	1,341	4,829,652	2,732,431	2,097,221
平成9年	240	1,259	4,875,062	2,694,337	2,180,725
平成11年	222	1,255	4,659,647	2,682,890	1,976,757
平成14年	194	1,286	4,153,429	2,426,735	1,726,694
平成16年	191	1,144	4,022,644	2,313,910	1,708,734
平成19年	201	1,176	2,570,717	779,254	1,791,463
卸売額	31	178	779,254	779,254	－
繊維・衣服等	1	2	X	X	－
食料・飲料	13	95	382,340	382,340	－
建築・金属材料等	8	47	343,593	343,593	－
機械器具	2	7	X	X	－
各種商品	－	－	－	－	－
その他	7	27	37,799	37,799	－
小売額	170	998	1,791,463	－	1,791,463
各種商品小売業	－	－	－	－	－
繊維・身の回り等	18	66	80,291	－	80,291
飲食料品	54	443	568,629	－	568,629
自動車・自転車	12	46	49,407	－	49,407
家具・家庭用機械等	21	67	86,311	－	86,311
その他	65	376	1,006,825	－	1,006,825

資料：経営企画課「商業統計調査」

・飲食店

（販売額単位：万円）

年次	商店数（店）	従業者数（人）	年間販売額
昭和61年	38	118	64,090
平成元年	39	143	67,646
平成4年	38	147	81,612
平成11年	33	135	－
平成16年	31	131	－
内訳			－
一般食堂	11	43	－
中華そば・料理店	5	34	－
焼肉店	5	19	－
そば・うどん店	1	3	－
すし店	3	15	－
喫茶店	6	17	－

資料：経営企画課「商業統計調査」

1-5. 都市計画等の概要

(1) 道路

・所管別道路延長

年度	一般国道		道道		町道	
	町内延長(km)	舗装率(%)	町内延長(km)	舗装率(%)	町内延長(km)	舗装率(%)
H18	12.2	100.0	52.1	100.0	293,305	60.1
H20	12.2	100.0	52.1	100.0	297,348	60.7
H22	12.2	100.0	52.1	100.0	297,250	61.7
H24	12.2	100.0	52.1	100.0	297,612	67.9

資料：建設水道課

・町道内訳

年度	町内 延長	幅員別内訳						
		改良済み(車道)				未改良(車道)		
		19.5m 以上	13.0m 以上	5.5m 以上	5.5m 未満	5.5m 以上	3.5m 以上	3.5m 未満
H18	293,305	0	1,743	115,607	63,785	5,131	43,302	63,737
H20	297,348	0	1,743	122,545	59,990	5,131	44,581	63,358
H22	297,250	0	1,751	122,490	62,988	5,083	42,947	61,991
H24	297,612	0	1,751	125,964	66,732	4,866	38,193	60,106

資料：建設水道課

(2) 交通量

(21頁 バス路線・交通量調査箇所図を参照)

対 図 番 号	路 線 名 称	年次	自動車類(24時間)			12時間交 通量(台)
			小型車(台)	大型車(台)	合計(台)	
①	三笠栗山線(雨煙別 1163 番地)	H11	2,462	2,346	4,808	3,846
		H17	2,662	1,694	4,356	3,485
		H22	2,559	1,585	4,144	3,289
②	恵庭栗山線(錦 2 丁目 46 番地)	H11	7,068	1,106	8,174	6,539
		H17	3,474	657	4,131	3,305
		H22	4,498	587	5,085	4,036
③	角田栗山停車場線(中央 3 丁目 153 番地)	H11	3,396	235	3,631	2,905
		H17	4,729	730	5,459	4,438
		H22	4,599	678	5,277	4,188
④	朝日桜丘線(中央 3 丁目 21 番地)	H11	3,821	457	4,278	3,291
		H17	3,210	370	3,580	2,864
		H22	2,972	361	3,333	2,645
—	札幌夕張線(日出 23 番地)	H11	5,018	742	5,760	4,800
		H17	4,622	688	5,310	4,425
		H22	3,900	501	4,401	3,493
—	滝下由仁停車場線(円山 152 番地)	H11	803	1,030	1,833	1,466
		H17	839	382	1,221	993
		H22	824	357	1,181	937

資料：国土交通省道路局(道路交通センサス)

(3) 公共交通

栗山町の公共交通網は、JR 北海道、中央バス、夕鉄バス、町営バスからなり、以下の系統で運行されているが、いずれも利用者は減少傾向となっている。

JR室蘭本線

栗山 ～ 岩見沢 … 所要時間 約 23 分／1日8本

栗山 ～ 苫小牧 … 所要時間 約 60 分／1日7本(乗換含む)

栗山駅乗車人数

平成 11 年	41,000 人
平成 12 年	39,400 人
平成 13 年	39,900 人
平成 14 年	42,700 人
平成 15 年	41,700 人

資料：建設水道課

(21 頁 バス路線・交通量調査箇所図を参照)

郊外路線

【中央バス】栗山～岩見沢……所要時間 約 42 分／1日19便

栗山～長 沼……所要時間 約 32 分／1日 6便

栗山～三川駅……所要時間 約 30 分／1日 5便

【夕鉄バス】栗山～新札幌……所要時間 約 80 分／1日 8便

栗山～夕 張……所要時間 約 34 分／1日 5便

(21 頁 バス路線・交通量調査箇所図を参照)

町内路線

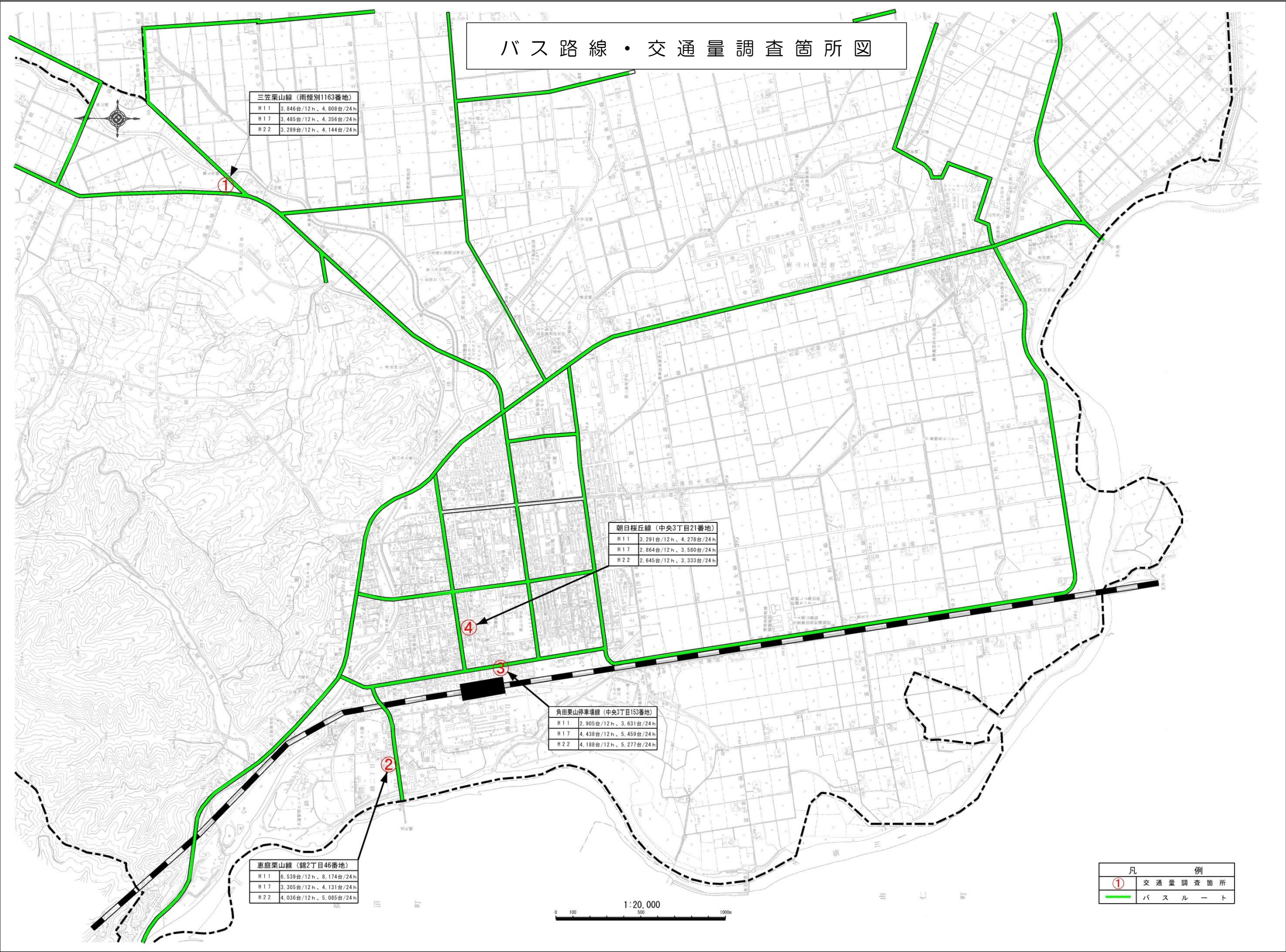
【町営バス】町内 8 路線……1日23便

スクール便……1日11便

町営バス利用者数

年度	路線数 (便)	総 数
平成 17 年	6	32,622 人
平成 18 年	6	33,726 人
平成 19 年	6	29,974 人
平成 20 年	6	29,226 人
平成 21 年	8	26,664 人
平成 22 年	8	24,324 人
平成 23 年	8	24,217 人

資料：建設水道課



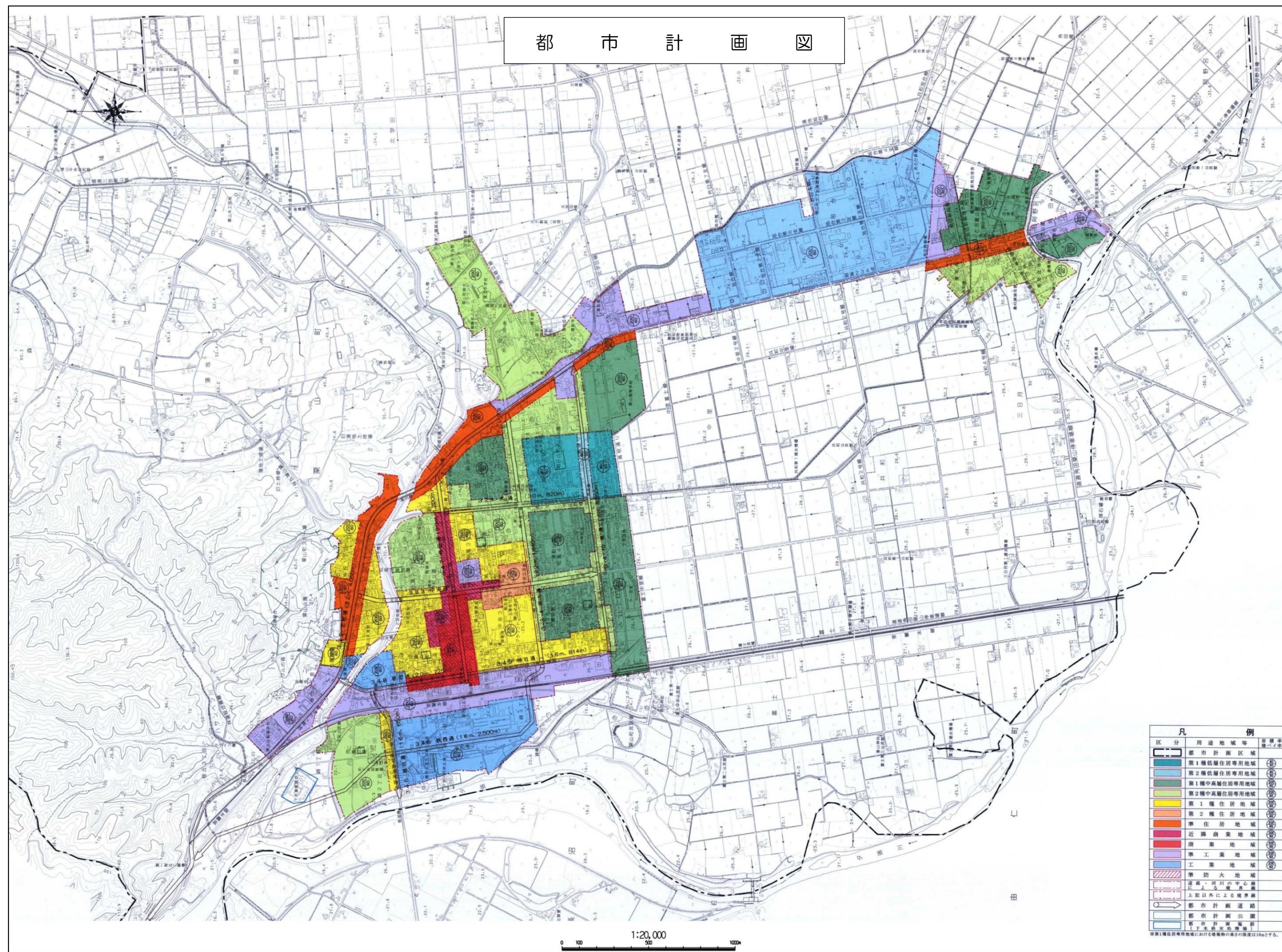
(4) 都市計画決定の状況

【都市計画区域、用途地域等】

種 別	面積 (ha)	決定年月日	告 示 番 号
都市計画区域	3,750.0	S50.12.15	北海道告示第3,722号
用途地域	520.9	H18.3.24	栗山町告示34号
第1種低層住居専用地域	17.0		
第2種低層住居専用地域	2.3		
第1種中高層住居専用地域	88.0		
第2種中高層住居専用地域	117.0		
第1種住居地域	63.0		
第2種住居地域	4.4		
準住居地域	32.0		
近隣商業地域	8.2		
商業地域	11.0		
準工業地域	63.0		
工業地域	115.0		
準防火地域	19.0	H8.3.19	栗山町告示30号

資料：建設水道課

- ・栗山町の都市計画区域は昭和24年に当初指定がなされ、昭和50年の3,750haで現在に至っている。
- ・用途地域は昭和48年に当初決定がなされ、平成8年に新用途地域に変更された後、平成18年の拡大により520.9haで現在に至っている。
- ・準防火地域は新用途地域に合わせ、平成8年に商業、近隣商業地域に定められている。



【都市計画道路】

(単位：m)

名称		構造		延長	改良延長
番号	路線名称	形式	幅員		
3・2・1	大通	地表式	30	820	0
3・3・2	北町通	〃	22	4,050	3,450
3・3・3	中央通	〃	22	1,340	1,340
3・3・4	南大通	〃	22	1,440	1,440
3・4・5	長沼通	〃	18	650	350
3・4・6	鉄西通	〃	18	2,500	0
3・4・7	角田通	〃	20	1,200	1,200
3・4・8	新町通	〃	16	720	280
3・4・9	神社通	〃	16	810	810
3・4・10	南通	〃	16	1,650	1,650
合 計				15,180	10,520

資料：建設水道課

- 都市計画道路は、現在 10 路線、延長 15,180m が都市計画決定されており、10,520m (69.3%) が改良済みとなっている。事業が中断されている 3 路線の再開と、長期未着手となっている 2 路線についての計画見直しが求められています。

【都市計画公園】

番 号	公 園 名	種 別	位 置	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
2・2・1	ひばり児童公園	街 区	中央 4 丁目	0.19	0.19
2・2・2	さくら児童公園	〃	松風 3 丁目	0.20	0.20
2・2・3	ひまわり児童公園	〃	中央 4 丁目	0.18	0.18
2・2・4	ふたば児童公園	〃	中央 2 丁目	0.21	0.21
2・2・5	にしき児童公園	〃	錦 2 丁目	0.15	0.15
2・2・6	松風児童公園	〃	松風 2 丁目	0.20	0.20
2・2・7	朝日ふれあい公園	〃	朝日 4 丁目	0.63	0.63
街区公園小計				1.76	1.76
3・3・1	開拓記念公園	近 隣	角田	1.02	1.02
5・5・1	栗山公園	総 合	桜丘 1 丁目	23.89	23.89
合計				26.67	26.67

資料：建設水道課

- 都市計画公園は、街区公園 7 箇所、近隣公園 1 箇所、総合公園 1 箇所が都市計画決定され、すべてが供用開始されており、人口一人当たりの面積は、20.4 m²/人となっています。

【都市計画墓園】

番 号	公 園 名	種 別	位 置	計画決定 面積 (ha)	供用面積 (ha)
1	栗山町墓園	墓 園	栗山町字大井分	8. 8	4. 4

資料：建設水道課

- ・都市計画墓園は、一箇所で計画決定面積のうち 4.4ha が供用開始されている。

【都市計画緑地】

番 号	公 園 名	種 別	位 置	計画決定 面積 (ha)	供用面積 (ha)
—	夕張川河畔広場	都市計画緑地	錦 3 丁目	1. 08	1. 08

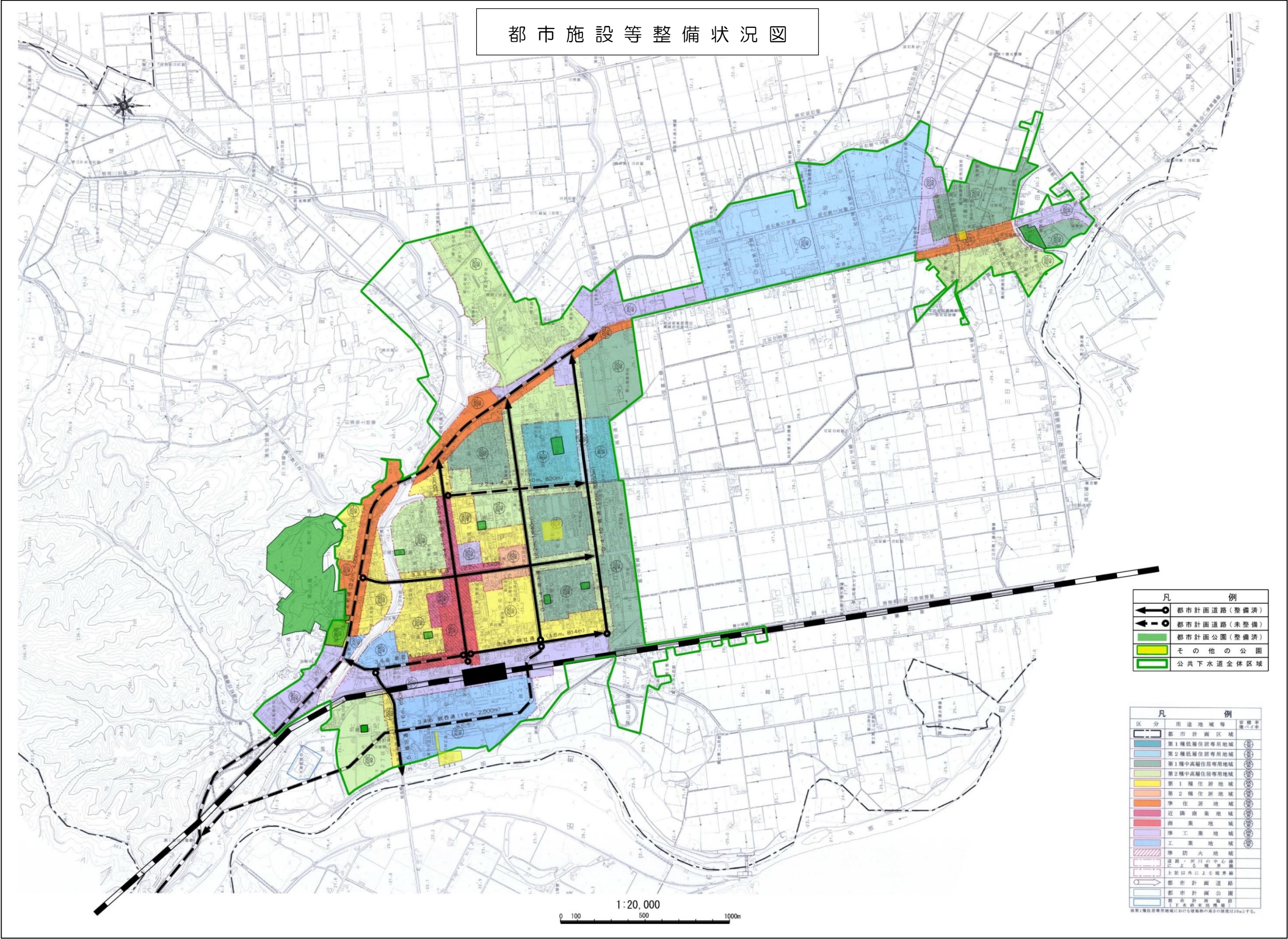
資料：建設水道課

【その他の公園等】

名 称	所在地	種別	面積 (ha)	供用開始
運動公園	松風 4 丁目	近隣公園	1. 32	S47. 9. 21
かくた児童公園	角田	街区公園	0. 38	S46. 11. 25

資料：建設水道課

- ・その他の公園等は2か所で計画決定公園と合わせた人口一人当たりの面積は、25.9 m²/人となっている。



(5) 市街地開発状況

【土地区画整理事業】

名称	事業主体名	施行区域面積	都市計画決定等
南部土地区画整理事業	栗山町	約 62.4ha	S 39.3.17 (建設省告示第 535 号)

資料：建設水道課

- 土地区画整理事業は、昭和 41 年から 45 年にかけて行われた南部地区 1 箇所となっている。

【開発行為】

年	事業者	用途	箇所数	開発面積(㎡)	区画数	建設割合(%)
S 54 H 23	公社	分譲宅地	25	358,252.62	571	91
	〃	雇用促進住宅	1	13,389.00	2	100
	〃	自己用など	2	10,685.68	4	100
	小 計		28	382,327.30	577	91
	民間	分譲宅地	5	46,338.03	101	64
	〃	自己用	14	111,020.13	—	—
	農協	自己用	5	63,334.29	—	—
	栗山町	自己用	3	137,660.13	2	—
	小 計		27	358,352.58	—	—
合 計			55	740,679.88	—	—

資料：栗山の統計（平成 23 年版）

- 開発行為は平成 23 年まで 55 箇所、74ha でその内、宅地分譲は 30 箇所、672 区画となっている。

(6) 地価の現況

調査種類	調査年度	住 所	地 価	用 途 地 域
地価調査価格	H24	栗山町中央 3 丁目 289 番地 1	15,500 円/㎡	第 1 種住居地域
地価調査価格	H24	〃 松風 2 丁目 120 番 15	11,000 円/㎡	第 2 種中高層住居専用地域
地価調査価格	H24	〃 朝日 4 丁目 54 番 2	10,300 円/㎡	第 2 種中高層住居専用地域
地価公示価格	H25	〃 朝日 3 丁目 101 番	13,000 円/㎡	第 2 種中高層住居専用地域
地価公示価格	H25	〃 中央 2 丁目 95 番 1	25,700 円/㎡	商業地域

資料：地価公示価格（国土交通省）、地価調査価格（北海道）

(7) 都市計画以外の法適用状況

本町の都市計画区域内における都市計画以外の土地利用規制は、農業地域、森林地域が重複しているが、自然公園地域、自然保全地域は重複していない。

① 農業地域

農業振興地域：用途地域と境を一致して指定されている。

農用地区域：農業振興地域内に広く指定されており、一部用途地域と接している。

② 森林地域

保安林：市街地北側の一部に指定されている。

地域森林計画対象民有林：市街地北側に広く指定されている。

■ 国土利用計画法に基づく五地域区分図



(8) 河川

(単位：Km)

種別	河川名	町内延長	種別	河川名	町内延長
1級河川	夕張川	33.0	準用河川	ハサンベツ川	3.7
"	雨煙別川	14.7	"	昭和川	4.8
"	富士川	5.1	"	長谷川の沢川	3.4
"	ポンウエンベツ川	13.4	"	中の沢川	7.2
"	阿野呂川	20.3	"	旧阿野呂川	3.5
"	ポンアノロ川	7.5	"	流れの沢川	4.8
"	エキモアンルル川	0.2	普通河川	錦川ほか 32 本	107.4

資料：建設水道課

(9) 上水道

・給水状況

年度	行政区 域人口 (人)	計画給 水人口 (人)	給水区 域内人 口(人)	現在給 水人口 (人)	普及率 (%)	達成率 (%)	年間総給水 量(m³)	平均給 水量(一 日当 たり:m³)	最大給水 量(一日当 たり:m³)
H21	13,624	13,200	13,620	13,514	99.2	102.4	1,702,098	4,663	5,969
H22	13,449	13,200	13,445	13,339	99.2	101.1	1,711,135	4,688	6,064
H23	13,259	13,200	13,255	13,156	99.3	99.7	1,727,515	4,720	6,420
H24	13,070	13,200	13,070	12,975	99.3	98.3	1,721,604	4,717	6,208

資料：建設水道課

・給水施設の現況

年度	ポンプ数 (基)	配水管延長(m)			消火栓 (基)	給水栓 (基)
		総数	铸铁管	塩ビ管		
H21	14	203,491	18,956	184,535	128	6,576
H22	11	203,573	18,968	184,605	128	6,556
H23	11	203,625	19,346	184,279	128	6,534
H24	11	203,650	19,709	183,941	129	6,514

資料：建設水道課

(10) 下水道

公共下水道は、平成 22 年に計画区域 580ha で最終決定され、未利用地を除きほぼ整備は終了している。また、農業集落排水事業も角田地区が公共下水道事業に統合され整備は終了しているが、継立地区においても統合に向けた整備を順次進めます。

・下水道整備内訳

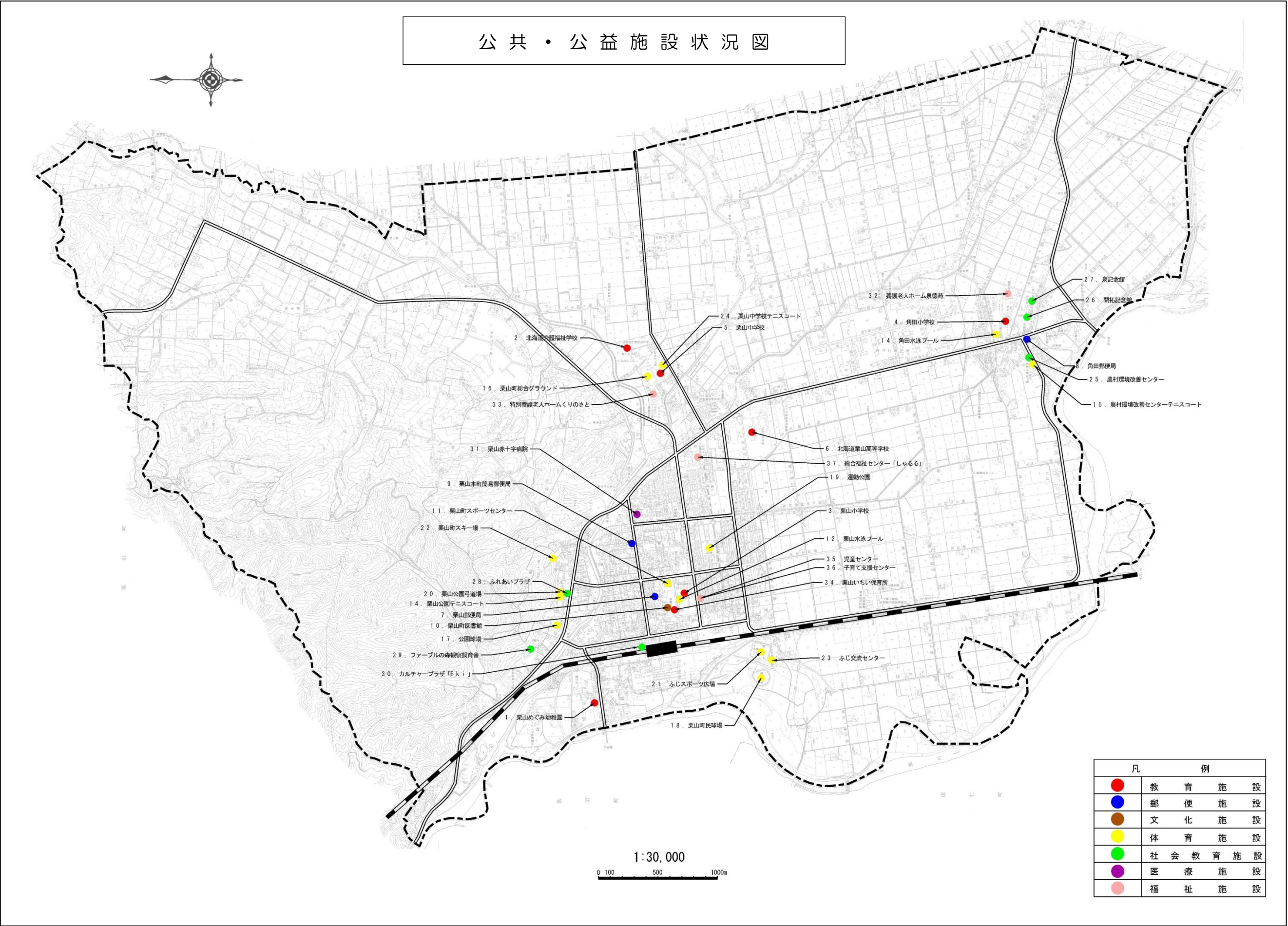
区分	年度	管渠延長(m)	整備人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(人)
公共下水道(市街地)	24	74,690	9,681	8,982	92.78
農業集落排水(継立)	24	16,410	950	866	91.16
合併浄化槽	24	設置基数 357	1,171	—	—

資料：建設水道課

(11) 公共・公益施設

(31P 公共・公益施設状況図を参照)

対図番号	区 分	施 設 名
1	【教育施設】	栗山めぐみ幼稚園
2		北海道介護福祉学校
3		栗山小学校
4		角田小学校
都市計画区域外		継立小学校
5		栗山中学校
都市計画区域外	【郵便施設】	継立中学校
6		北海道栗山高等学校
7		栗山郵便局
8		角田郵便局
都市計画区域外	【文化施設】	継立郵便局
9		栗山本町簡易郵便局
10	【体育施設】	栗山町図書館
11		栗山町スポーツセンター
12		栗山水泳プール
13		角田水泳プール
都市計画区域外		継立小学校プール
14		栗山公園テニスコート
15		農村環境改善センターテニスコート
16		栗山町総合グラウンド
17		公園球場
18		栗山町民球場
19		運動公園
20		栗山公園弓道場
21		ふじスポーツ広場
都市計画区域外		栗山ダムパークゴルフコース
都市計画区域外		御園パークゴルフコース
22		栗山町スキー場
23		ふじ交流センター
24		栗山中学校テニスコート
都市計画区域外	【社会教育施設】	南部公民館
25		農村環境改善センター
都市計画区域外		桜山自然の家
26		開拓記念館
27		泉記念館
28		ふれあいプラザ
29	【医療施設】	ファールルの森観察飼育舎
30		カルチャープラザ「E k i」
31	【福祉施設】	栗山赤十字病院
32		養護老人ホーム泉徳苑
33		特別養護老人ホームくりのさと
34		栗山いちい保育所
都市計画区域外		継立保育所
35		児童センター
36		子育て支援センター
37		総合福祉センター「しゃるる」



(12) 公営住宅

【町営住宅】

(単位：戸)

年度	総数	中層耐火	簡易耐火(平)	簡易耐火(2F)	木造	木造準耐火
H21	811	310	346	84	47	24
H22	811	310	326	84	55	36
H23	793	310	312	60	75	36

資料：建設水道課

【公営住宅】

団地名	中央	松風	松栄	どうえい	中里	ポプラ	ポプラ母子	どうえい湯地	ふじ
建設年度	S46～S47	H2～H3	H20～H25	S42～S46	S48～S55	S34～S36	S33	S57	H4～H18
構造	簡平	中耐3	簡平2	簡平	簡平、 中耐4	簡平	簡平	簡平	中耐4
棟数	8	2	13	8	19	7	2	2	8
戸数	40	24	114	36	144	34	12	8	164
団地名	曙	角田	継立	新継立	日出				
建設年度	S42～S45	H15	S45、S56	H13	S35～S41				
構造	簡平2	木平	簡平 中耐4	木平 中耐3	簡平、				
棟数	20	6	7	3	5				
戸数	100	21	36	28	16				

資料：建設水道課

(13) 文化財・史跡

・町文化財

種別	名称	所在地	備考
有形文化財	泉記念館	栗山町角田 61 番地 4	H18. 5. 9 指定
〃	泉家文書	栗山町松風 3 丁目 252 番地	H18. 5. 9 指定
〃	泉麟太郎記念碑	栗山町松風 3 丁目 252 番地	H18. 5. 9 指定
〃	栗山親子獅子舞用具	栗山町桜丘 2 丁目 32 番地	H20. 2. 15 指定
〃	木彫の鮭(本田数馬翁)	栗山町松風 3 丁目 252 番地	H20. 11. 26 指定
〃	「深鉢型土器」(続縄文時代)	栗山町角田 60 番地 4	H21. 10. 13 指定
無形文化財	栗山親子獅子舞	栗山町桜丘 2 丁目 32 番地	H20. 2. 15 指定
〃	角田獅子舞	栗山町角田	H20. 2. 15 指定

資料：教育委員会

・登録有形文化財

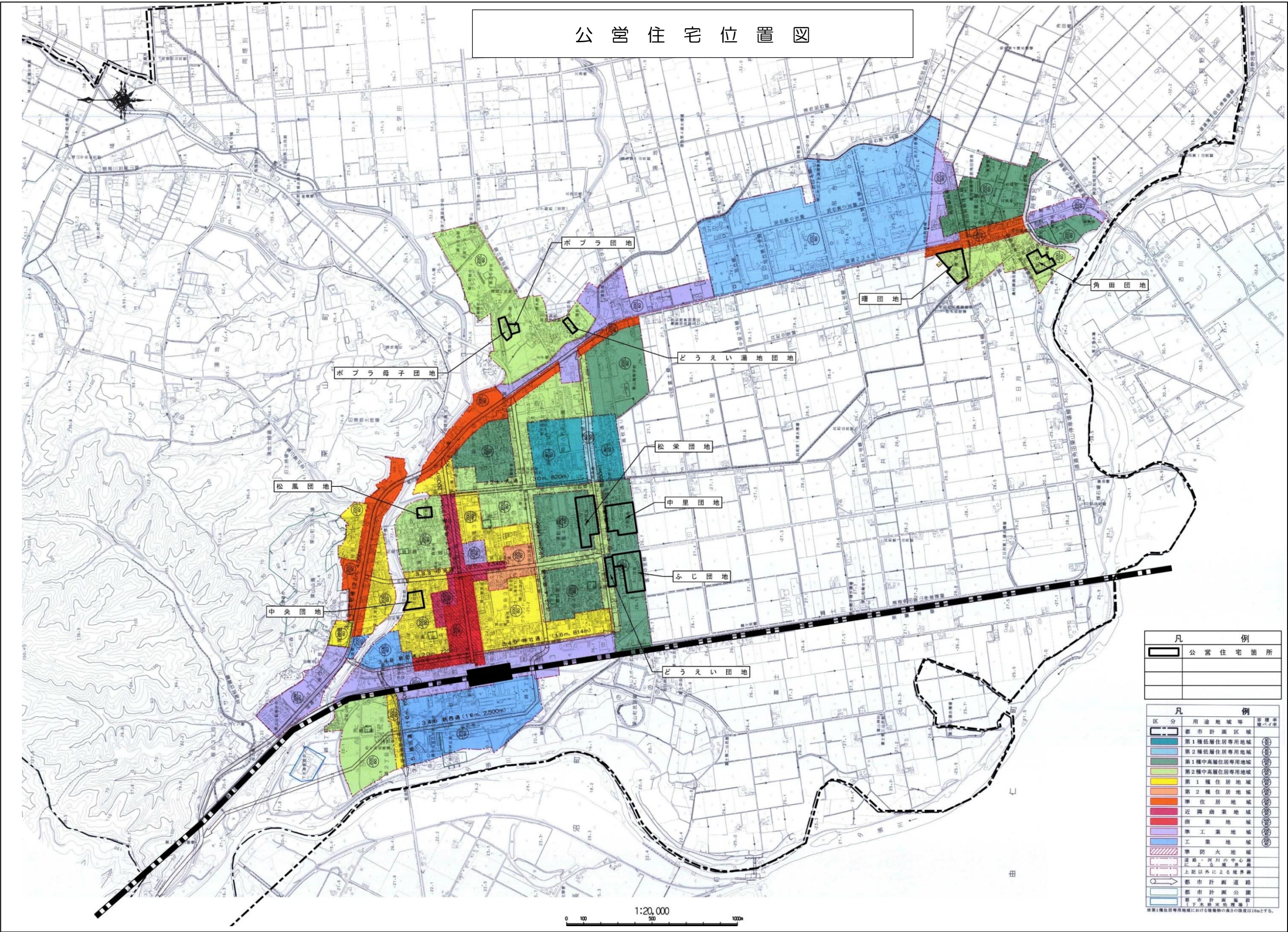
名称	所在地	備考
小林酒造の旧事務所を始めとする 13 件	栗山町錦 3 丁目 109 番地	H18. 10. 18 登録

資料：教育委員会

・遺跡

種類	箇所	所在地
遺物包含、他	35	鳩山、森、旭台、御園、円山、湯地、雨煙別、桜丘、桜山、日出、継立、大井分、南学田、滝下、杵臼
墳墓	2	鳩山、雨煙別
合計	37	

資料：教育委員会



1-6. 町民意向調査の結果概要

(1) 調査の概要

1) 目的

- ・この調査は「都市計画マスタープラン」を策定にあたり、町民の皆さんが栗山町の現状をどの様に認識しているのかを都市計画という視点から問題点として整理します。

2) 調査の方法

- ・調査対象区域：全町
- ・調査世帯数：約 5,600 世帯
- ・調査対象者：栗山町に住む世帯主の方
- ・回収方法：返信郵便による回収
- ・アンケート調査期間：平成 24 年 9 月 15 日～平成 24 年 9 月 28 日

3) 回収状況

- ・配布数約 5,600 通に対し、回収数は約 2,200 通、回収率 39.3%でした。

4) 調査内容

- ・日常生活上における満足度、重要度について
- ・都市施設の展望について
- ・町民参加の取り組みについて

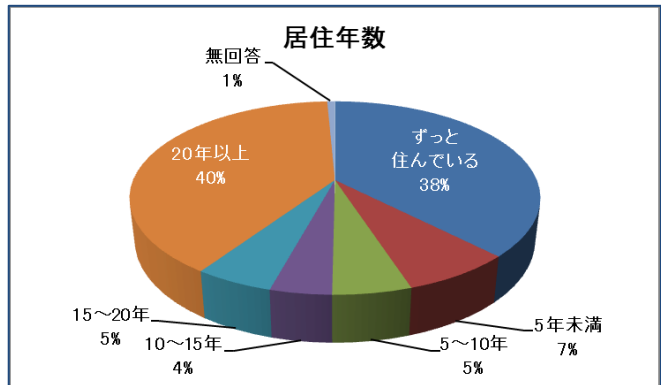
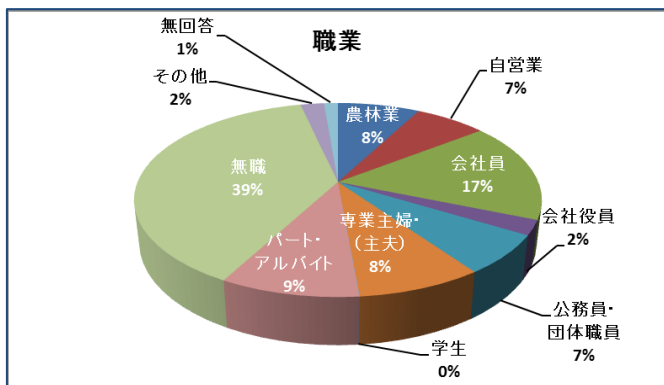
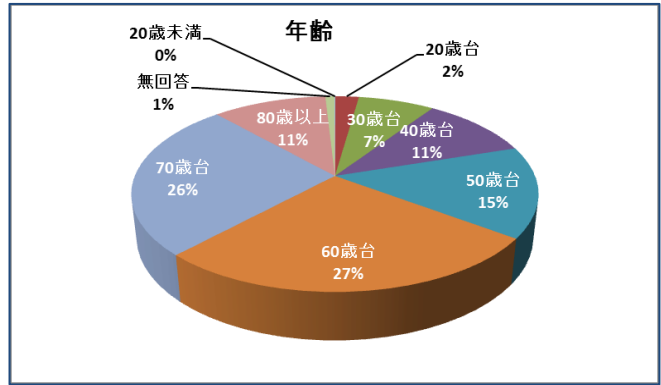
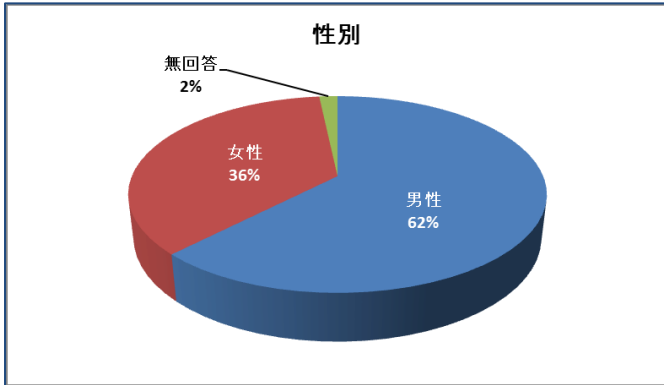
(2) 集計の概要

集計は地域の特徴を把握するため、「字」等を以下のように分類、グループ化しました。

市街地	松風	中央	朝日	桜丘	錦	富士	中里	湯地
北 部	森	鳩山	雨煙別	北学田				
中 部	杵臼	旭台	共和	三日月	角田	阿野呂	大井分	
南 部	桜山	南学田	継立	日出	御園	南角田	円山	滝下

(3) 結果の概要

■ 問1は回答者の属性についてです。



■ 回答者の所在と世帯数に占める割合

地区区分	市街地								北 部
地 区	松風	中央	朝日	桜丘	錦	富士	中里	湯地	森
世帯数	1043	1012	619	227	212	258	427	220	4
回答数	404	384	272	102	80	114	172	98	2
割合 (%)	39	38	44	45	38	44	40	45	50

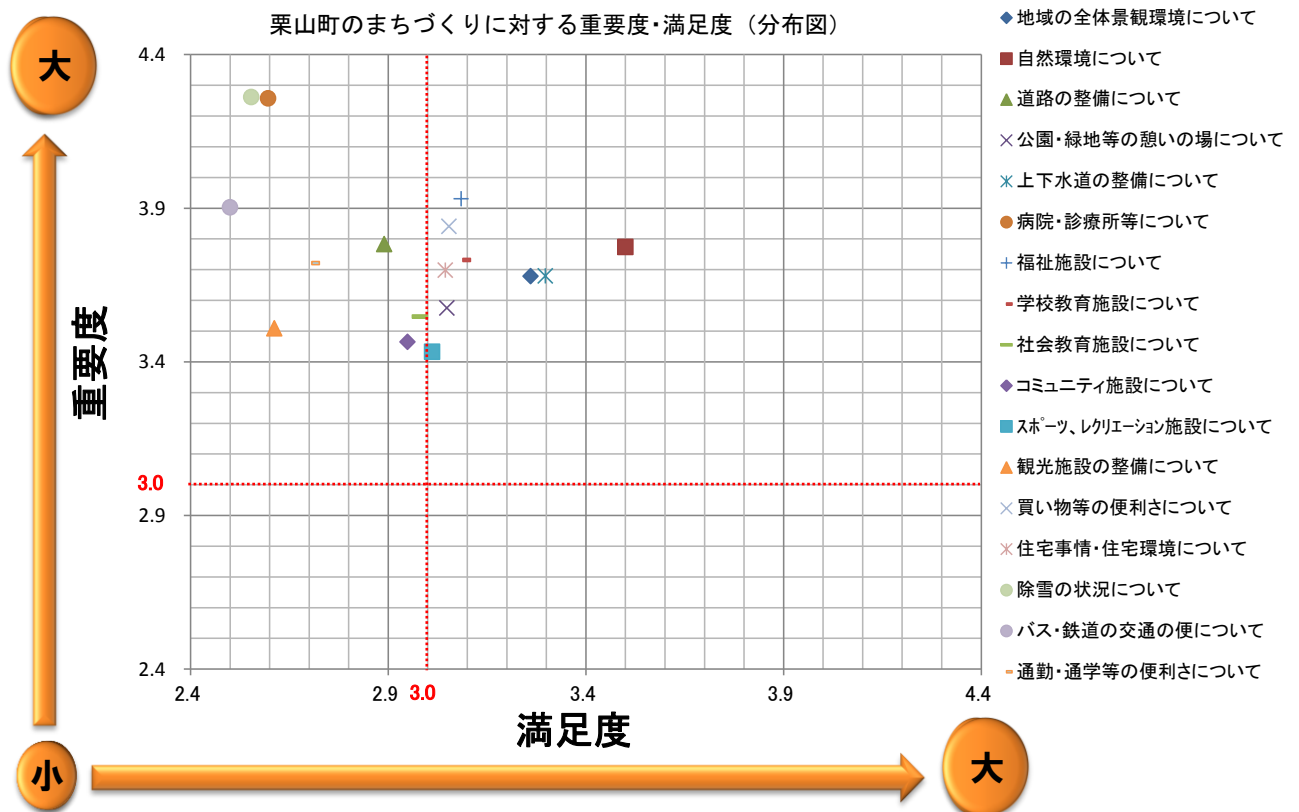
地区区分	北 部			中 部					
地 区	鳩山	雨煙別	北学田	杵臼	旭台	共和	三日月	角田	阿野呂
世帯数	41	35	45	67	75	37	23	326	35
回答数	17	29	25	20	25	11	7	139	11
割合 (%)	41	83	56	30	33	30	30	43	31

地区区分	中 部	南 部							
地 区	大井分	桜山	南学田	継立	日出	御園	南角田	円山	滝下
世帯数	45	33	77	386	64	53	25	32	14
回答数	14	11	35	124	30	20	9	16	5
割合 (%)	31	33	45	32	47	38	36	50	36

- 回答者の6割以上が60代～80代以上であったが無職等は全世代の5割未満で、かなりの人が職に赴いているのが判ります。回答率が30%未満の地区はありませんでしたが、平均の39%以下は中部に多く、比較して北部ではすべての地区が平均を超えており、この調査に対する関心の高さがうかがえます。

■ 問2は現在の暮らしの満足度等についてです。

問2-1 あなたは現在住んでいる地域について、日常生活上においてどの程度満足していますか。
各設問項目に対して、現在の満足度、今後の重要度にそれぞれ1つに○をつけて下さい。



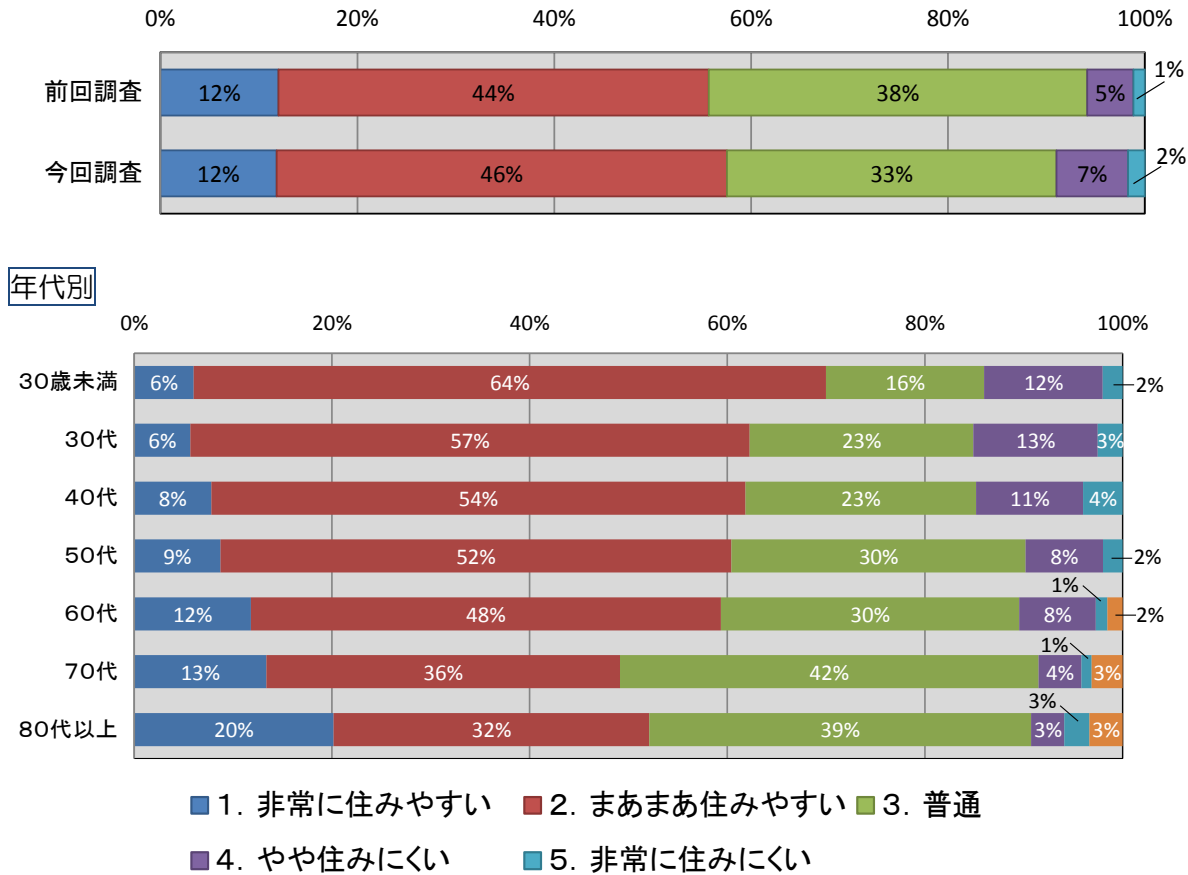
■ 重要度、満足度にポイントをつけ、平均点をグラフに展開しています。

ポイント	満足度	重要度
5	大 変 良 い	重 要
4	良 い	や や 重 要
3	普 通	普 通
2	や や 悪 い	あ ま り 重 要 で な い
1	大 変 悪 い	重 要 で な い

■ 全体傾向として、重要度については全ての項目で平均点が普通（3.0）を超える 3.4 以上で、高いとの認識を示しています。満足度については最高点でも「自然環境」の 3.5 で、平均点が普通（3.0）以下の項目が半数近くを示しており、満足度は低い結果となりました。

個別項目では、重要度について高いのは「除雪の状況について」、「病院・診療所について」が 4.0 以上、次いで「福祉、バスなどの交通」が 3.9 と成っています。満足度で最も低い項目は「バスなどの交通」の 2.5 で、次いで「除雪の状況について」、「病院・診療所について」、「観光施設」の 2.6 と成っています。「学校施設」や「道路整備」も普通以下の結果と成っています。以上の結果を複合的に考察すると、「除雪の状況について」、「病院・診療所について」が重要度のポイントが最も高い反面、満足度においては最も低いポイントとなっていることから、この2項目が重要な課題として位置づけられます。また、「バスなどの交通」も切実な課題と想定されます。

問 2-2 栗山町を総合的に判断した場合あなたにとって住みやすいところですか。



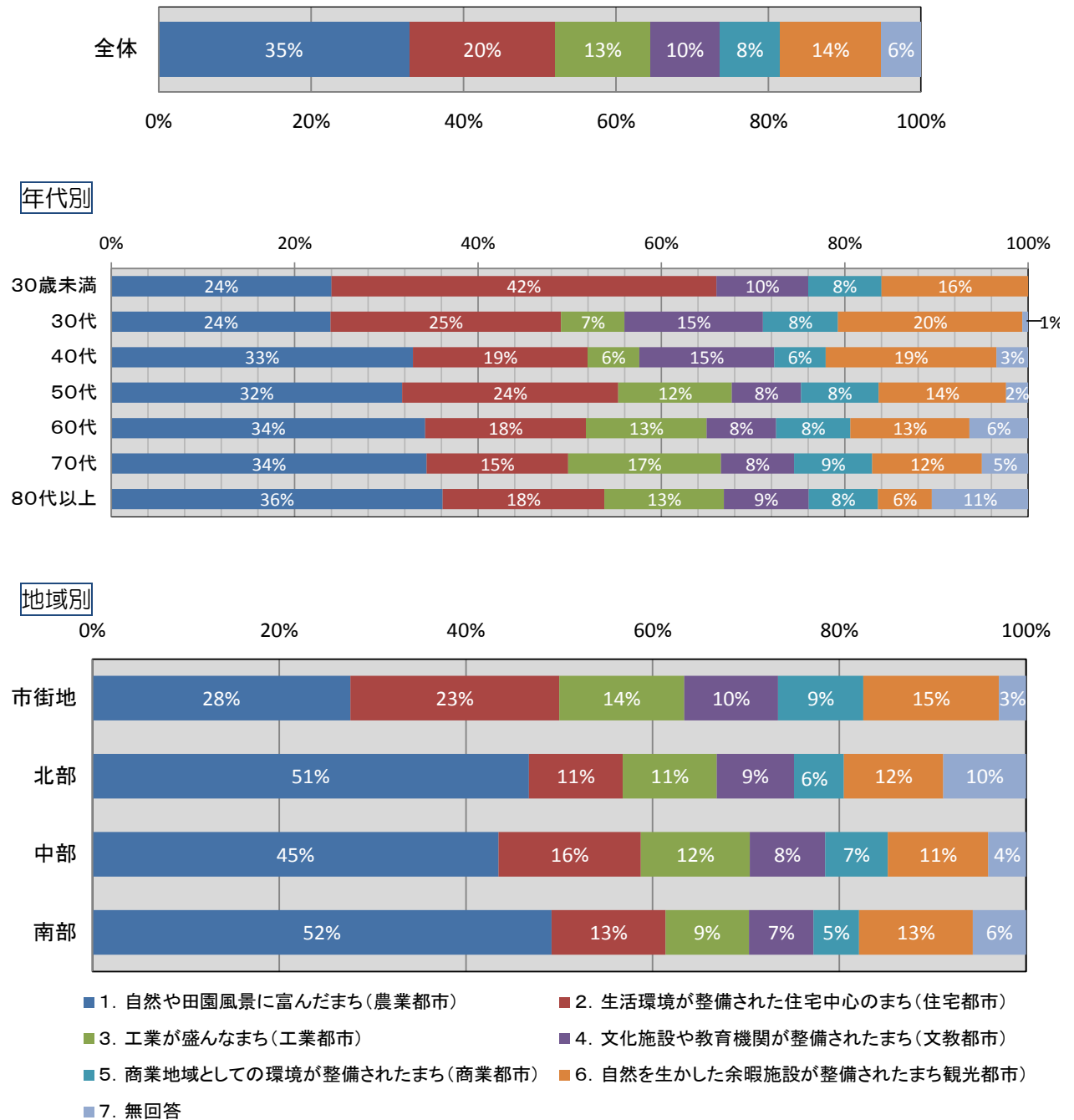
■ 前回調査との比較では特に大きな差は見られません。

年代別において、60代以下の世代では「非常に住みやすい」「まあまあ住みやすい」を合わせると6割を超えていますが、70代以上の世代においては5割前後に留まっています。

これは問 2-1 で抽出された課題（除雪、病院等）が若い世代ほど無縁と思われ、概ね栗山町は住み心地が良いと考えられます。また、「非常に住みやすい」との回答が世代が高まるとともに多くなっている事、「住みづらい」等の回答が1割未満であった事は、施策の是非を超えた「良好な地域コミュニティ」を想起させます。

■ 問3は栗山町の将来等についてです。

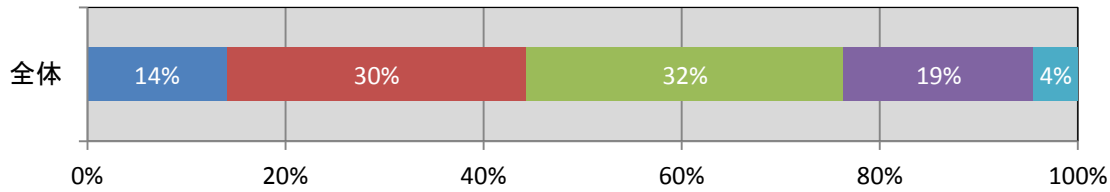
問3-1 あなたは栗山町が将来どのような町に発展してほしいとお考えですか。



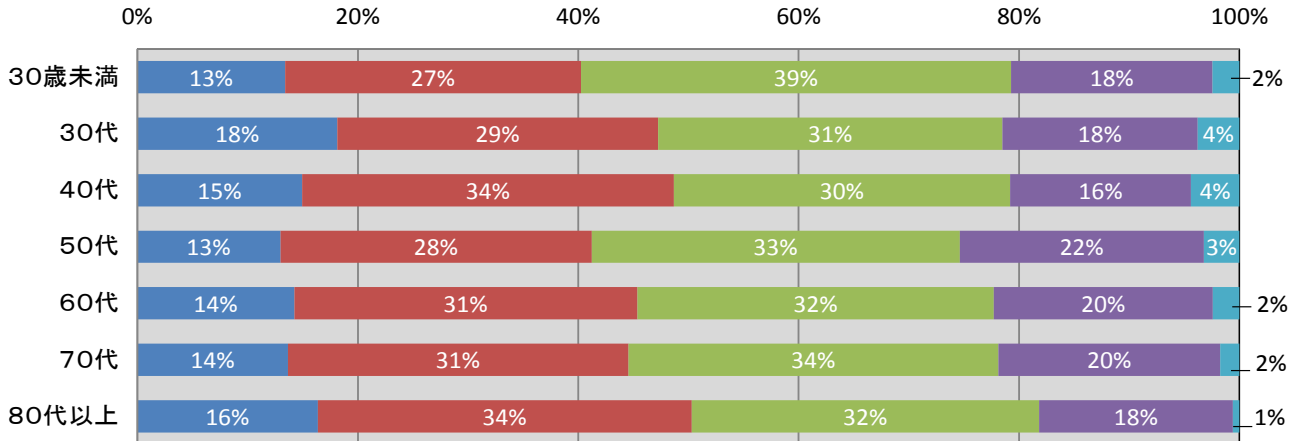
■ 全体的には(農業都市)が一番多く、次いで(住宅都市)、(観光都市)、(工業都市)となっています。年代別で見ると30歳未満において、(住宅都市)という回答が群を抜いていますが、40代以上では(農業都市)が一番多くなっています。また、30代、40代では(観光都市)の回答も多く、新たな交流・賑わい・就業などの視点と見ることが出来ます。

地域別に見ると「市街地」以外の「北部」「中部」「南部」において5割近くが(農業都市)と回答していますが、「市街地」では3割弱で分散傾向にあり、(観光都市)の回答も(住宅都市)に次いで多かった。以上のことから、将来都市のイメージは(農業)＋(住宅)＋(観光)の連携した都市と想定されます。

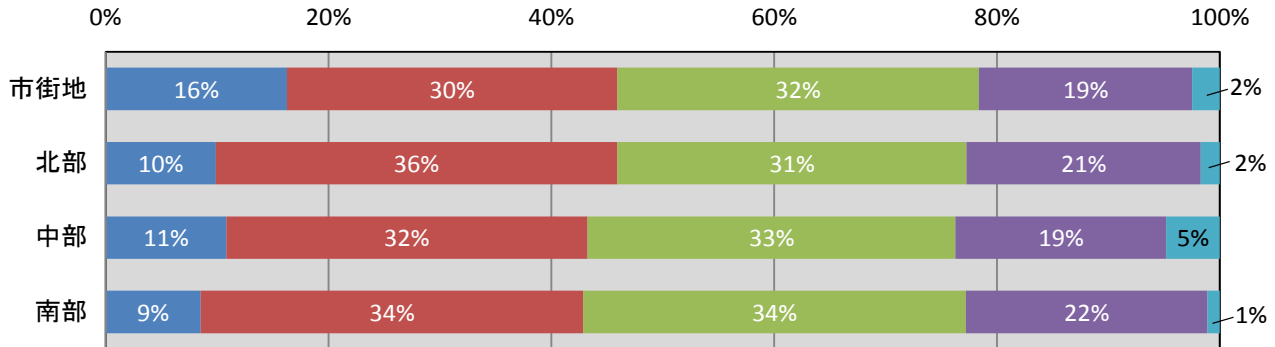
問3-2 少子高齢化や人口減少社会の進展が見込まれており、今後の施設整備のあり方として、どのような取り組みが望ましいと思いますか。



年代別



地域別



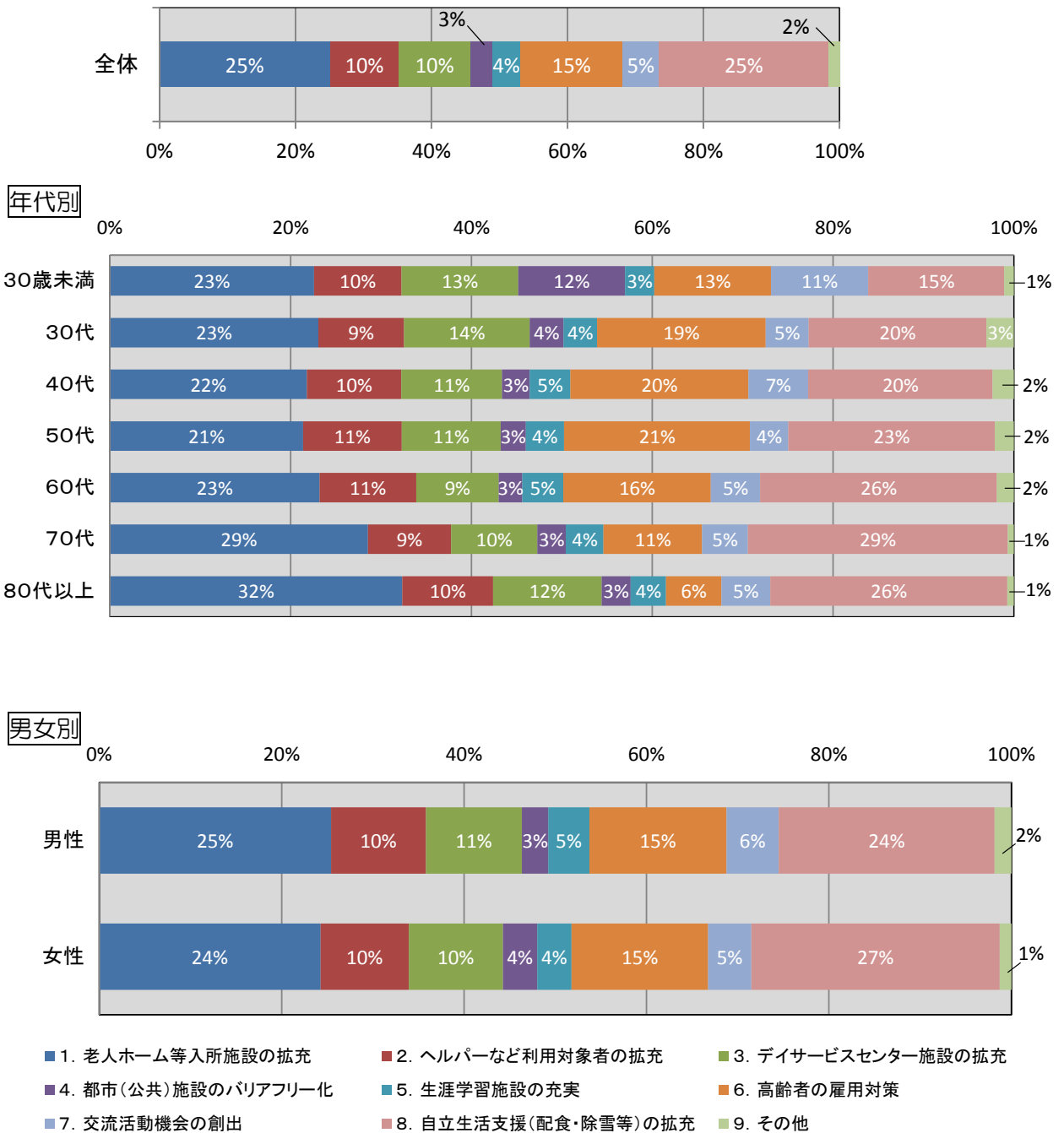
- 1. 中心市街地に、日常生活上の諸機能を集約的に配置する都市構造の構築を図る
- 2. 限られた財源を有効に活用するため、優先性の高いものを判断し、集中的に整備する
- 3. 計画段階から町民の意向を反映して、必要最小限の費用で済む計画を考えるようにする
- 4. 民間活力を活かして、民間事業者等に維持管理を含めた施設の運用とあわせて施設整備を委託する
- 5. その他

■ “年代別”及び“地域別”において「限られた財源を有効活用」、「計画段階から町民の意向を反映」という回答が合わせて6割以上と高くなっています。

また、50代では「民間活力の活用」の意見も多く、本町がNPOなどの活動を先駆的に行ってきた証と思われます。「中心市街地に集中」の回答は市街地のみで突出しており、全町的な広がりはありませんでした。

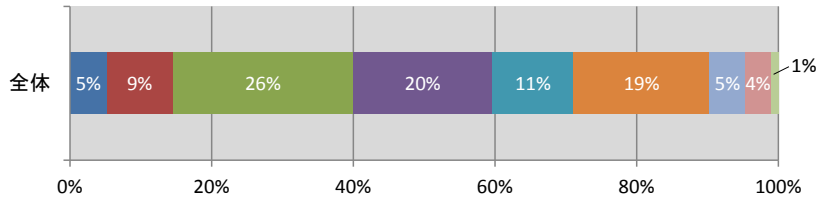
問3-3 高齢化社会において必要と思われるサービスはなんですか。

(当てはまるものを2つまで選んで番号に○をつけてください)

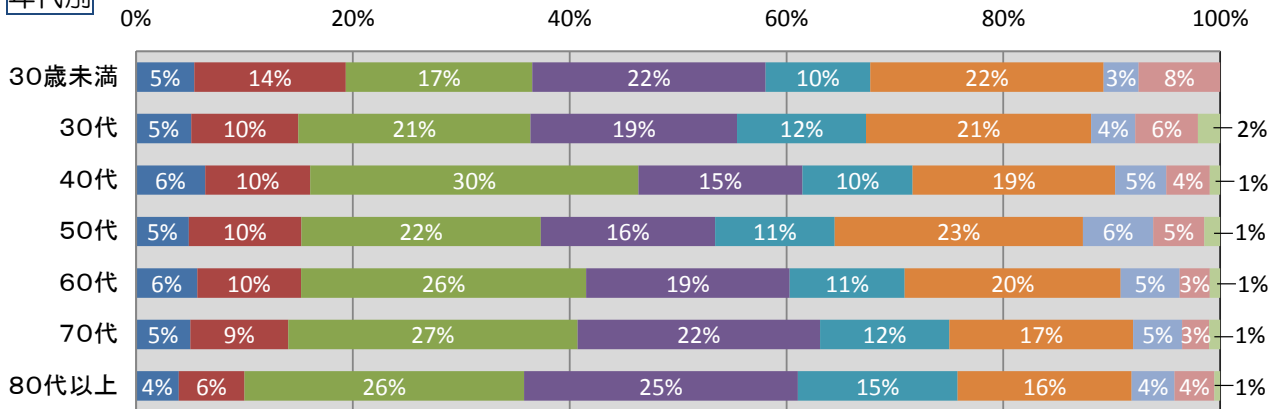


■ 全体的には、「老人ホーム等入所施設の拡充」、「自立生活支援（配食・除雪等）の拡充」が一番高い割合となっています。年代別にみると、40、50代で「高齢者の雇用」が前述2項目とほぼ同じ割合で、老後を支える年金制度への不安を感じていると思われます。前述2項目は70代以上になると更にたかまり、独居世帯も増えることから現実的な要望として考えられます。男女別では女性の自立志向の高さがうかがえます。

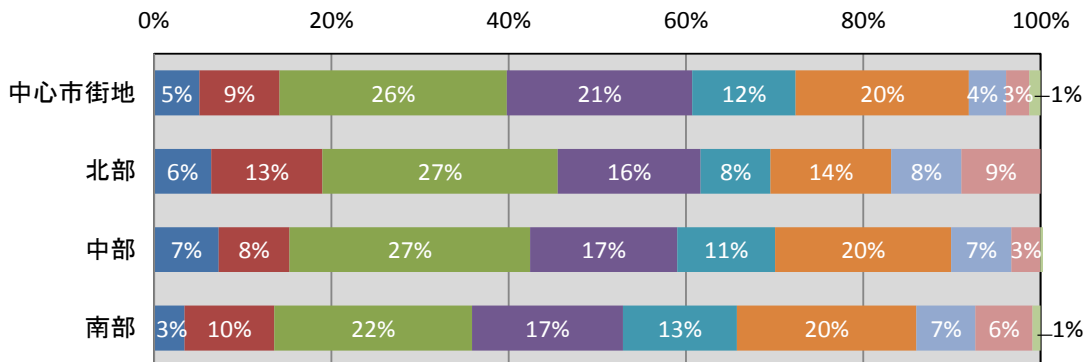
問 3-4 お住まいの地域において、地震や洪水などの災害に対して町が取り組むべき対策はどれですか。（当てはまるものを2つまで選んで番号に○をつけてください）



年代別



地域別

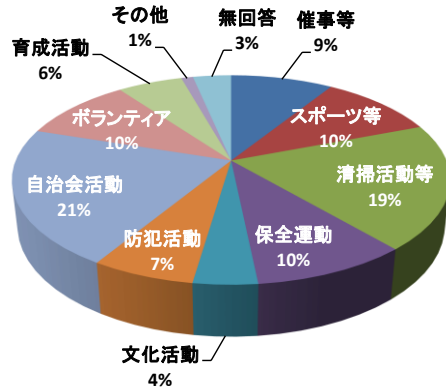


- 1. ハザードマップの改善
- 2. 防災活動の育成強化
- 3. 情報伝達手段の整備
- 4. 避難場所の確保
- 5. 防災施設の整備
- 6. ライフライン施設の耐震性確保(上下水道)
- 7. 治水対策の推進
- 8. 山地保全・土砂災害の対策
- 9. その他

■ 全体的には「情報伝達手段の整備」が高く、東日本大震災の避難時の混乱や原発事故の情報不足等が影響していると思われます。次いで避難した時の「避難場所の確保」と避難しない時の「ライフライン」がほぼ同じ割合となっており、総じて災害が起きた時の対応に関心が高い結果となりました。年代別でみると60代以上で「防災施設の整備」、30代未満での「防災活動」が比較的高い割合になっています。地域別では市街地で「避難場所」、山林の多い北部で「山地保全」、南部で「防災施設」が他と比較して高いという特徴が見られました。

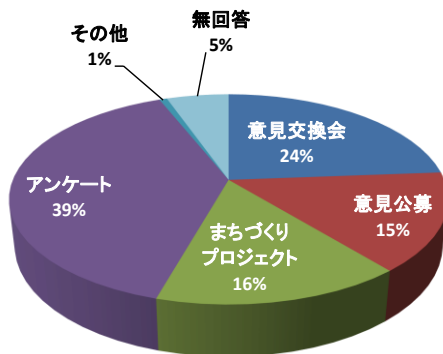
■ 問4は住民参加等についてです。

問4-1 あなたが住みよいまちづくりをすすめるために、参加協力するとしたら、どのような活動に参加協力したいと思いますか。（当てはまるものを2つまで選んで番号に○をつけてください）



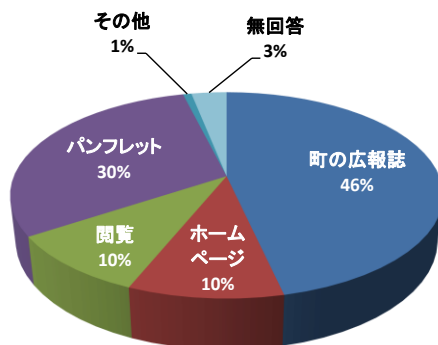
■「自治会活動」が21%と最も高く「清掃活動」19%と続き、地域のコミュニケーションに対する期待が高いことが伺えます。

問4-2 あなたはどのような方法でまちづくりに参画することが望ましいと思いますか。（当てはまるものを2つまで選んで番号に○をつけてください）



■「アンケート」が39%と最も高く、「意見交換会」24%、「まちづくりプロジェクト」16%と続きます。

問4-3 都市計画マスタープランを広く市民の皆様に知って頂くためには、どのような周知を行う必要があると思いますか。（当てはまるものを2つまで選んで番号に○をつけてください）



■「町の広報誌」が46%と最も高く、「パンフレット」30%と続き、ホームページはなかなか浸透していない結果となりました。

2. 上位・関連計画の概要

本計画に関係の深い計画には以下のものがあります。

2-1. 栗山町の計画

(1) 栗山町第5次総合計画（平成20年～平成27年）

栗山町の最上位の計画で町全体の施策の方針・事業内容について設定されています。

【計画の概要】

① まちづくりの理念

町の自然・歴史・文化が育んだ町民による、町民のための地域に根ざしたまちづくりを進めます。そのためには、町民個々の主体的なまちづくりへの参画による対話と合意形成を基本に、町民、議会、行政の責任と役割の分担を明確にし、維持可能で健全な自治体運営と最少の費用で最大の効果をあげる自主・自律のまちづくりを進めます。

・ まちづくりの合言葉

「ふるさととは栗山です。 ～人・自然・文化・産業のつながりで創るまち～」

第5次総合計画の7年間、3つの重点プロジェクトを推進する「まちづくりの合言葉」を、『ふるさととは栗山です。』とします。自然と生活の本質的な豊かさに恵まれた「次代に誇れる栗山」を築くため、町民が主役のまちづくりを展開し、積み重ねられた町の歴史をつなぎ、思いやりの心がかよう「ふるさと栗山」を創ります。

●重点プロジェクト

「町民が主役」の地域自治の確立

行財政改革による町財政の健全化を図るとともに、地域自治区の設置による自律したまちづくりを進め、町民による「自治基本条例」の制定を目指します

「誰もが住みたいまち」栗山の実現

健康づくりの推進や地域医療ネットワーク、支え合いの地域ネットワークづくりにより、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、人財を育む生涯学習の充実を目指します。

「自然・文化・産業の連携」による栗山の創造

豊かな自然環境や、歴史と文化、地場産業などを活かした魅力ある栗山づくりを推進し、まちの活性化を図ります

●基本方針

〔人と自然にやさしいふるさとづくり〕

自然環境の保全や環境教育の取り組みを実践することで、自然環境と人とが共生したまちづくりを進めます。環境保全、衛生対策の推進に努め、地域防災など安全に生活できる環境の整備を図ります。

■政策項目 (1)自然環境 (2)環境衛生 (3)環境保全 (4)消 防 (5)防 災 (6)交通安全 (7)防 犯 (8)公園
緑地 (9)消費生活

〔元気で活力あるふるさとづくり〕

人々がいきいきと働き、豊かな暮らしを営むため、あらゆる産業が連携し、産学官による技術革新や栗山ブランドの開発、地域の産業盤の強化を図り、雇用環境の創出を目指します。また、交流人口などの拡大を図り、活力あるまちづくりを進めます。

■政策項目 (1)農林業 (2)工業 (3)商業 (4)観光 (5)雇用環境

〔快適でやすらぐふるさとづくり〕

町民生活をより快適なものとし、様々な都市機能の向上を図り、町の魅力をさらに高めるために、街なみ、景観づくりや、都市基盤整備を進め、住み良い安らぎのある環境づくりを目指します。

■政策項目 (1)街なみ景観 (2)市街地基盤 (3)道路網 (4)交通体系 (5)住環境 (6)上水道 (7)下水道
(8)河 川 (9)地域情報化

(2) 第3期栗山農業ルネッサンス計画（平成24年～平成28年）

基幹産業である農業施策についての総合的な計画で、平成14年度の第1期計画から順次更新されています。第3期計画で都市と関連する部分として、現状と課題では都市との交流活動の不足、活性化策として6次産業化の推進をあげています。

【計画の概要】

第1期 栗山農業ルネッサンス（平成14年度～平成18年度）

目 標

拡大と集約でめざす「食菜幸房」づくり

第2期 栗山農業ルネッサンス（平成19年度～平成23年度）

目 標

さらに進めよう！栗山型「拡大」と「集約」

第3期 栗山農業ルネッサンス（平成24年度～平成28年度）

(1) 栗山農業の目指す姿

<キーワード>

守ろう農地 進めよう地域の活性化

- ①地域の特色を活かした魅力ある農業経営の確立
- ②安全安心で良質かつ付加価値の高い農産物づくり
- ③豊かで潤いのある栗山ならではの農村空間の醸成
- ④栗山の拓いた先人の思いを未来へ引き継ぐ人づくり

(2) 農村を守る地域営農システムの展開

1. 『くりやまブランド』の推進

- (1) 特色ある農産物の生産
- (2) 魅力のある農村のPR
 - ①グリーン・ツーリズムの推進
 - ②美しい農村風景づくりの推進

2. 地域を担う『多様な人材』の育成

- (1) 将来の地域農業を担う人材の育成
- (2) 地域を守る組織の設立と育成
- (3) 営農支援

3. 農地有効利用と土づくりで『農地を守る』

- (1) 農地の効率的かつ全面的な利用
- (2) 円滑な農地流動の促進
- (3) 圃場整備・土づくりの推進
- (4) 鳥獣害被害防止対策の推進
- (5) 異常気象による農地災害の復旧支援

(3) 栗山町下水道中期ビジョン（平成22年～平成31年）

本計画は、栗山町の下水道が目指すべき方向性と事業展開を提示するとともに、現状及び今後の効率的な整備のあり方を明示する、平成22年度からの10年間の計画です。

【計画の概要】

○ 栗山町下水道中期ビジョンが掲げる今後10年間の合言葉

施設の適切な維持管理、下水道運営を安定して経営することで、持続可能な下水道事業を意図するとともに、今後とも下水道が生活環境の改善や浸水対策、公共用水域の水質保全の役割を担い、栗山町の明日を築くとの思いをこめ、栗山町下水道中期ビジョンが掲げる今後10年間の合言葉を「未来をうるおす水しるべ」としました。

■ 目指すべき目標像

● 安心・安全で快適な暮らし

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、し尿等処理施設の総合的・計画的な整備・維持を行い、水洗化の普及を促進することで、快適な住居環境の確保と河川の汚濁防止、市街地への浸水冠水の防止、下水道施設の耐震化に努めます。

● 適正な維持管理

これからの栗山町公共下水道は、施設の改築・更新事業が主たる事業内容となります。今後は、施設の長寿命化計画の策定など、効率的且つ効果的な下水道施設管理を行い、施設を適切に管理しながら持続可能な下水道を目指します。

● 下水道経営の安定化

今後は更なる人口減少が進むなど、下水道を取り巻く状況が厳しい中、町民皆さまに経営方針を理解頂き、健全な経営を行えるように取り組みます。具体的には、民間の創意工夫を活かした維持管理や計画的な改築更新の実施、効率的な施設管理を実施するとともに、不明水の調査、水洗化率の向上、事業の透明性の確保、省エネルギー化の推進、資本費平準化債の活用を行います。

■ 具体的な施策の検討

5.1 安全・安心で快適な暮らし

- ・ 総合的な汚水処理、効率的な汚水処理、防災対策、減災対策、放流水質の維持水環境保全のための啓発活動、下水道汚泥の緑農地への継続的活用、ディスポーザーの許可

5.2 適正な維持管理

- ・ 計画的な改築更新計画、施設の効率的な管理、省電力機器の導入、省エネルギー対策

5.3 下水道経営の安定化

- ・ 水洗化率の向上、民間の創意工夫を活かした維持管理、事業の透明性の確保、資本費平準化債の活用

(4) 栗山町住宅・ストック・長寿命化等の計画（平成16年～）

栗山町の住宅・住環境全般の今後の在り方等について定められた計画で、3つの関連計画を合わせるとは、平成16年度から平成32年度までの期間を有しています。

【計画の概要】

●栗山町住宅マスタープラン（平成16年～平成25年）

- ・目的：町の住宅・住環境のビジョンの確立と実現のための具体的な施策を定める。
- ・計画テーマ：“栗山だから実現する！ 快適な住まいと暮らし”
- ・将来ビジョン
 - ①くりやまならご希望の住宅がきっと確保できます。
 - ②くりやまの家は人と環境にやさしい快適な家です
 - ③くりやまの家は地域に根ざした個性的な家です
 - ④くりやまにはいろいろな暮らしがある魅力的な地域があります
 - ⑤くりやまの公営住宅は質の高い性能が備わっています
- ・住宅供給の将来目標
 - H25：総世帯数 5,500 の内持ち家 3,600
 - H35：総世帯数 5,530 の内持ち家 3,700

●栗山町公営住宅ストック総合活用計画（平成17年～平成26年）

- ・目的：町内の公営住宅ストックの有効活用を図るため建替、改善等の各種整備内容、計画修繕を含む適切な維持保全について定める。
- ・計画テーマ：“栗山だから実現する！ 快適な住まいと暮らし”
サブテーマ：“栗山の公営住宅は質の高い性能が備わっています”
- ・基本目標
 - ①老朽公営住宅の建替の推進
 - ②長期的に活用可能な公営住宅の改善・維持保全の推進
 - ③耐用年数経過後も活用する公営住宅の計画的な修繕の推進
 - ④少子高齢化社会に対応する良好な団地環境の形成
- ・供給目標戸数
 - H16：総世帯数 5,460 の内公営借家 850
 - H36：総世帯数 5,360 の内公営借家 735

●栗山町公営住宅長寿命化計画（平成23年～平成32年）

- ・目的：公営住宅ストック総合活用計画で維持保全、個別改善と位置付けられた団地、住棟の長寿命化を図る。
- ・長寿命化を図るべき公営住宅等
- ・公営住宅等における建替事業の実施方針
- ・長寿命化のための維持管理計画
- ・長寿命化のための維持管理による効果（ライフサイクルコストの縮減）

(5) 栗山町地域公共交通総合連携計画（平成21年～平成26年）

栗山町における公共交通の在り方についての計画です。

【計画の概要】

1 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

2 区域

本計画の対象区域は、栗山町をその区域とする

●基本方針

- ① 地域の交通事業者、住民等多くの関係者の力を結集し、持続できる効率的な新しい経営システムを構築する。
- ② 地域住民の交通、特にシルバー層や児童生徒等交通弱者に対する利便性の向上を図る。
- ③ 地域社会とともに育ち、地域社会の活性化に寄与できる交通システムを構築する。

3 目標

(1) 町民とともに歩むバス

- ① 町民の参加したバス事業の展開
- ② 運賃体系の見直し

(2) 町民の安心を求めて

- ① 地域住民の交通確保
- ② スクールバスとの協調
- ③ シルバー層の交通支援
- ④ ラッピングバス等の導入

(3) シルバー層にやさしく

- ① バスのバリアフリー化
- ② バス停留所の見直し・整備

(4) 地域社会とともに歩むバス

- ① デマンドバスの導入
- ② コミュニティバスの導入
- ③ 少量荷物輸送
- ④ 地域情報の発信

(5) 他交通機関との連携

- ① 町営バスと民間バスの役割分担の見直し
- ② 他交通機関との接続改善

(6) 栗山町景観計画（平成25年～）

景観法に基づく景観行政団体となり、栗山らしい景観形成方針について定めています

【計画の概要】

● 基本理念

美しい山並み、四季折々の彩りの変化が美しい田園風景、人々の行き交う活気のあるまちなみ。日々の暮らしの中で目にするこれらの姿は、先人のたゆまぬ努力によってまもり、つくられ、ととのえられてきた私たちのまち栗山町のふるさとの風景です。

人と自然にやさしいまちづくりを進めている栗山町が掲げる景観づくりの基本理念を、

「人と自然にやさしいふるさとの景観づくり」

とし、栗山町のふるさとの景観を、次代を担う子ども達の未来（あす）へと引き継いでいきます。

● 景観形成の基本方針・施策の基本方向

景観形成の基本となる目標を実現するため、景観形成の基本方針・施策の基本方向を定めます。

景観形成の基本方針

基本目標	景観形成の基本方針
ふるさと栗山を感じる 美しい自然景観をまもる	(1) 森林景観をまもり、いかす (2) 水辺の景観をまもり、いかす (3) 自然環境と調和した景観をまもる (4) 未立木地に森林をふやす
栗山ブランドの礎となる 豊かな農村景観をととのえる	(1) 農業の営みがつくりだす農村景観をまもり、いかす (2) 農家集落の景観をととのえる (3) 景観形成林、防風林等をそだて、いかす (4) 景観阻害要素を排除し農村地帯の景観をととのえる
ふれあいを育む魅力的な まちなみ景観をつくる	(1) まちの顔にふさわしい商業地の景観をつくる (2) うるおいのある住宅地の景観をつくる (3) まちなかの河川、公園・緑地の景観をつくる (4) 歴史的景観をまもり、いかし、ひきつぐ (5) まちなみ景観を阻害する要因をとりのぞく
町民が主役となって 未来（あす）の景観をはぐくむ	(1) 景観を守り育む人材をそだて、ネットワークをひろめる (2) 町民とともに景観をつくる (3) ユニバーサルデザインによる景観をつくる (4) 道路沿道景観をまもり、つくり、いかす (5) 景観に優れた場所の情報をひろめる (6) 里山づくりを核とした町民の手による景観づくりをひろめる

重点区域の景観形成方針

(1) 景観計画重点地区

景観計画区域のうち、景観づくりを推進する上で重要な、次の基準に該当する区域を「景観計画重点地区」として指定します。

○地域を活性化する計画の拠点として、良好な景観を形成する必要がある区域

○観光の振興（交流人口の拡大）や交流の促進のため、良好な景観を形成する必要がある区域

○自然景観の保全・改善の緊急性のため、良好な景観を形成する必要がある区域

2-2. 北海道の計画

(1) 新・北海道総合計画（計画期間は平成20年度からおおむね10年）

新・北海道総合計画(北海道未来創造プラン)は、道政の基本方向を総合的に示す計画で、限られた行政資源を重点的な政策に投入する行財政運営の基本方針です。

【計画の概要】

【基本構想編】

第1章 北海道の将来展望

●北海道の独自性・優位性～北海道の価値

未来の展望のために、「北海道価値」を見つめ直す(北海道ならではの独自性・優位性)

●時代の潮流

人口減少、超高齢社会の到来、グローバル化の進展、
深刻化する地球環境・資源エネルギー問題

第2章 めざす姿

めざす姿

人と地域が輝き、環境と経済が調和する、世界にはばたく北海道

基本姿勢

「英知と行動力で地域をつくる・支える」「世界に通じる北海道価値を高める・広げる」

「創造と挑戦で未来を描く・拓く」

第3章 政策展開の基本方向

計画のめざす姿を実現していくため、①経済・産業②暮らし・ライフスタイル
③環境・エネルギー④人づくり・情報・科学技術⑤社会資本の5つの分野についての
政策を展開しています。

第4章 地域づくりの基本方向

●3つの視点による地域づくり

「連携・相互補完を強める」「地域の個性や魅力を最大限に生かす」「地域主権型社会をつくる」

●拠点性の高い都市を中核とする6つの「連携地域」を設定し、連携地域ごとに政策展開方針を策定し、道央広域連携地域との連携を図りながら、地域の活性化を図り、暮らしの安全・安心を確保します。

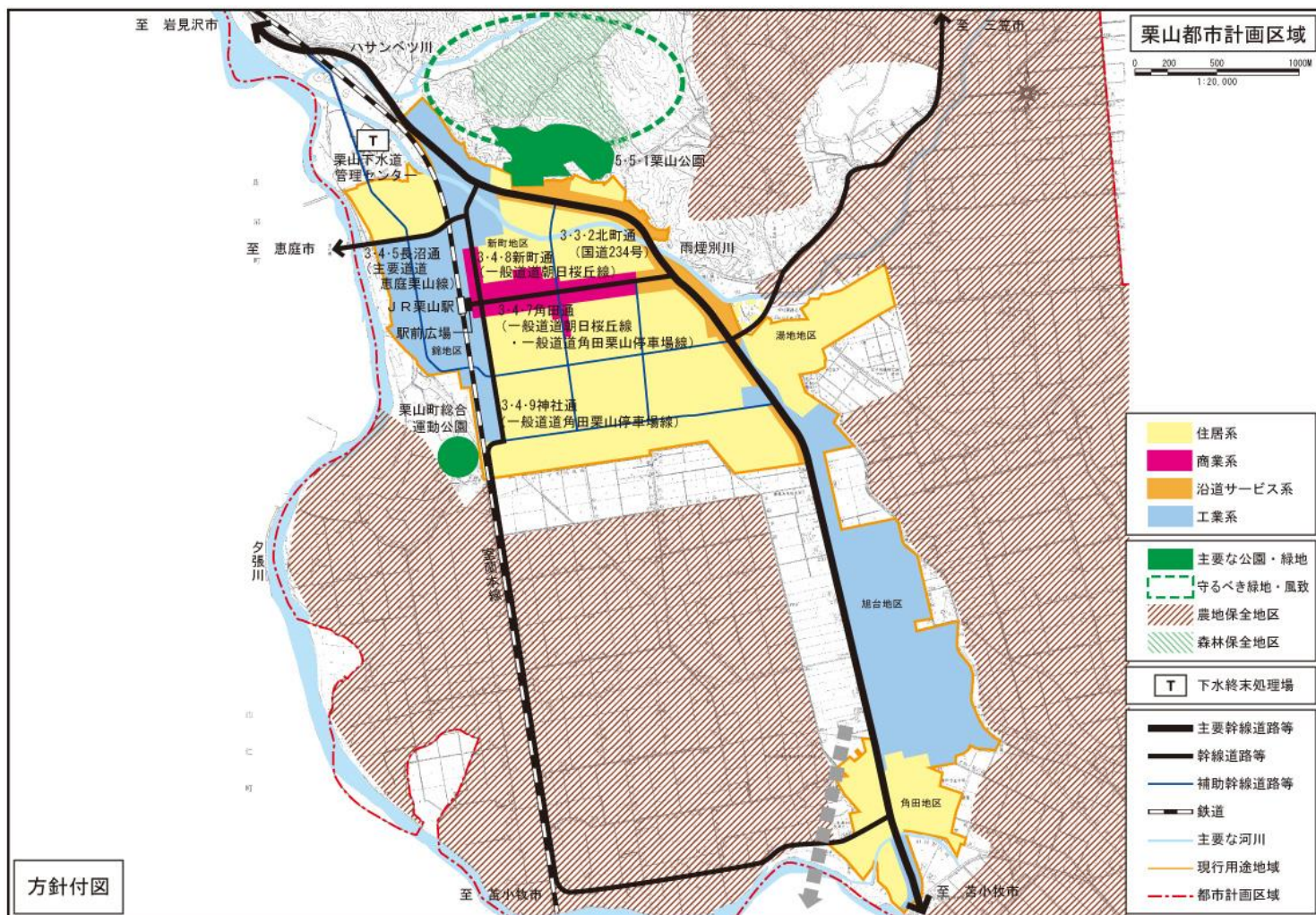
【ほっかいどう未来づくり戦略編】

北海道がもつ潜在力や可能性を最大限に引き出すという観点から食・観光・ものづくり・高齢者・子ども・エネルギー・自然環境・コミュニティといった8つの分野に絞り込み、北海道の強みを伸ばし、先駆的で波及性の高い戦略を構築しました。

○安心をすべての食卓へ、食ブランド強化戦略(食) ○世界が集い、地域が輝く観光のくにづくり戦略(観光)
○経済の自立をリードする、ものづくり戦略(ものづくり) ○シニアが輝く、いきいき社会戦略(高齢者)
○社会で取り組む、のびのび子育て戦略(子ども) ○時代につなぐ、新エネルギーフロンティア戦略(エネルギー)
○未来に贈る、人と自然の共生社会創造戦略(自然環境) ○信頼の絆で支える、地域力増強戦略(コミュニティ)

(2) 栗山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

栗山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（本文）は、第2章 52頁～62頁を参照、また、方針付図を以下に示します。



2-3. 上位・関連計画における都市づくりの基本方向

上位計画及び関連計画から抽出される都市づくりの方向性は、次のとおりです。

■方向性①町民が主役で行政と協働する都市づくり

自立した地域づくり・都市づくりを実現するため、町民と行政があらゆる情報を共有し、役割分担を明確にしつつ互いに連携して歩むことができる「協働の都市づくり」の推進が方向性として抽出されます。
(総合計画、景観計画)

■方向性②快適で安心、安らぎのある都市づくり

医療ネットワークや公共交通システムなど様々な都市機能の向上や、支えあいのシステム構築による地域コミュニティの充実により「快適で安心、安らぎのある都市づくり」の実現が方向性として抽出されます。

(総合計画、区域マスタープラン、下水道中期ビジョン、住宅系3計画、地公共交通総連計画、景観計画)

■方向性③多様な連携が図られる都市づくり

豊かな自然環境の保全、歴史・文化の醸成、農業を始めとする産業振興は単独で施策を講じるのではなく、ハイブリット化することにより栗山の魅力創出につながることから「多様な連携が図られる都市づくり」の推進が方向性として抽出されます。

(総合計画、農業ルネッサンス計画、景観計画)

■方向性④自然環境の保全や人との共生が図られる都市づくり

市街地に隣接するファール森やハサンバツ地区などの豊かな自然環境を国土保全の観点から保全を図りつつ、その自然環境を最大限に活用した教育・観光の進展など、自然と都市及び人が共生する「環境共生型の都市づくり」の推進が方向性として抽出されます。

(総合計画、区域マスタープラン、景観計画)

■方向性⑤人口減少等に対応した持続可能な都市づくり

日本全体が経済縮小・人口減少期に入り、限られた財源の中で栗山町の魅力創出を図るためには、既存社会資本の活用、コンパクトな市街地形成や官・民協働による都市運営コストの削減策など「ソフト施策の充実による持続可能な都市づくり」の推進が方向性として抽出されます。

(総合計画、区域マスタープラン)

3. 課題の整理

3-1. 前都市計画マスタープランの検証

【全体構想】

栗山都市計画マスタープラン：栗山町 (平成 10 年 3 月)	進 捗 度	栗山都市計画区域マスタープラン：北海道 (整・開・保の方針：平成 23 年～平成 32 年))	第 5 次総合計画：栗山町 (平成 20 年～平成 26 年)	整 合 性	新 画 の 対 応								
1-1 基本理念と将来都市像 ・第 3 次総合計画の将来像を都市計画の基本方針のコンセプトとして設定。 クリエイト・栗山 ～心のふれあう豊かな文化都市・栗山～ ・基本方針のコンセプト「クリエイト・くりやま」を基に、都市づくりの理念と将来像を次のように設定する。 【基本理念】: 恵まれた自然を大切にし、心のふれあう豊かな文化都市をめざして安心して住み続けられるまちづくり。 【将来都市像】: “人と自然にやさしいまち” をみんなで創り、 未来の子供達に託します。	—	I. 都市計画の目標 1. 基本的事項 (1) 目標年次 都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成 3 2 年の姿として策定する。 (2) 範囲 本区域の範囲及び規模は次のとおりである。 <table><tr><th>区分</th><th>市町村名</th><th>範囲</th><th>規模</th></tr><tr><td>栗山都市計画区域</td><td>栗山町</td><td>行政区域の一部</td><td>約 3,750 ha</td></tr></table> 2. 都市づくりの基本理念 (1) 都市の現状と課題 栗山町は、道央広域連携地域空知地域の南部に位置し、市街地の北側は良好な樹林が広がる丘陵地、南側は豊かな田園地帯が広がり、西側を夕張川が南北に流れている。 また、市街地内を国道 234 号と道道 6 路線、JR 室蘭本線が通過している。 栗山町のシンボルである御大師山周辺は、絶滅が危惧されているクマゲラをはじめ、ムカシトンボ、ヘイケホタルなどの生物や、国蝶オオムラサキなど、昆虫や鳥類の宝庫であるだけでなく、貴重な湿性植物も生息していることから、平成元年に環境庁より「ふるさといきものの里」に指定された。また、「栗山公園」や「ファール森」を広域的な交流拠点として位置付け、動物と遊ぶ空間づくり、人にやさしい空間づくりなどを推進している。 (2) 都市づくり基本理念 栗山町では、今後のまちづくりの方向として、次の 6 つを掲げている。 ・時代変化に対応したまちづくり 産業構造の転換、人口の減少、少子高齢化が進行する中で、生活・文化の質の追求など、あらゆる産業が連携し、産学官による技術革新や開発、地域基盤の強化を図り、活力あるまちづくりを推進する。 ・自然と人が調和したまちづくり 栗山町のシンボルである御大師山をはじめ、豊かな自然環境の保全や環境教育の取組みを実践し、自然環境と人とが共生したまちづくりを推進する。 ・多様な住民ニーズに応えるまちづくり 少子高齢化、女性の社会進出等に対応し、町民だれもが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、様々な場で、生涯にわたって学び活動することが可能な環境をつくり、文化の香り高いまちづくりを推進する。 ・交流時代のまちづくり 官民協働によるスポーツ合宿・大会の誘致や自然体験・学習などによる交流やオーケストラ定期演奏会による音楽交流、都市住民と農村体験交流など、今後一層交流活動を活発化させていくとともに、協定大学との連携により多世代の交流機会・留学生などとの国際交流や次世代を担う人材を育てる。	区分	市町村名	範囲	規模	栗山都市計画区域	栗山町	行政区域の一部	約 3,750 ha	① まちづくりの理念 町の自然・歴史・文化が育んだ町民による、町民のための地域に根ざしたまちづくりを進めます。 そのためには、町民個々の主体的なまちづくりへの参画による対話と合意形成を基本に、町民、議会、行政の責任と役割の分担を明確にし、維持可能で健全な自治体運営と最少の費用で最大の効果をあげる自主・自律のまちづくりを進めます。 ・まちづくりの合言葉 「ふるさとは栗山です。 ～人・自然・文化・産業の つながりで創るまち～ 」 第 5 次総合計画の 7 年間、3 つの重点プロジェクトを推進する「まちづくりの合言葉」を、『ふるさとは栗山です。』とします。自然と生活の本質的な豊かさに恵まれた「次代に誇れる栗山」を築くため、町民が主役のまちづくりを展開し、積み重ねられた町の歴史をつなぎ、思いやりの心がかよう「ふるさと栗山」を創ります。	×	・整開保及び第 6 次総合計画とも整合を図る。
区分	市町村名	範囲	規模										
栗山都市計画区域	栗山町	行政区域の一部	約 3,750 ha										

		・移住促進・若者の U・I ターンによる定住化促進のまちづくり 企業誘致の促進や既存企業との交流、情報交換・提供に努めるとともに、産学官の連携による新産業の創出及び起業化の促進、ゆとりある住宅・宅地の供給促進、子育て環境の整備など、雇用の場を創出し、移住促進を推進・若者の定住化への重点的・総合的な取り組みを推進する。 ・栗山町のイメージを確立するまちづくり 福祉の分野で全国的に注目される取り組みを進めており、町民の意識高揚に向けて、文化・観光・特産品などの分野でも産学官の連携により全国的に情報発信できる取り組みを推進する。			
1-2 都市づくりの基本目標 ①うるおいを創るまち 雄大な自然条件に恵まれた本町は、定住対策とし、宅地造成・公共住宅の整備、町民の憩いの場となる公園の整備、上下水道を始めとする生活環境向上など快適で安全なまちづくりを進めてきました。 この大きな自然を生かし自然と共生する、潤いのあるまちづくりを進めるとともに、都市的な生活の確保に向けて、より魅力的な住環境の整備、廃棄物・公害への対応、消防・防災・安全対策など、快適で安全なまちづくりを進めます。 ②ひろがりを創るまち 道路網の整備により利便性が高まり、町民の生活圏は広がりを見せています。反面、このことは環境のいい郊外への住宅地の拡大、都市への買い物圏の広がりが顕著になっています。駅周辺の整備など、個性的で魅力的な中心市街地の整備を図るとともに生活道路網の整備、ＪＲ・バスなどの公共交通機関の維持拡大、地域情報化の推進など、町民の生活や産業に広がりを創るまちづくりを進めます。	—	● 本区域の都市づくりにおいては、このことを踏まえるとともに、今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。 Ⅱ．区域区分の有無 本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めないとした根拠は以下のとおりである。本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。現在、人口は減少傾向にあり、産業についても停滞している状況であり、今後ともこれらが急激に増加、発展に転じることは容易でないと推測される。一方、世帯数については横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境の保全に努める都市づくりを進める。 これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。	●重点プロジェクト 「町民が主役」の地域自治の確立 行財政改革による町財政の健全化を図るとともに、地域自治区の設置による自律したまちづくりを進め、町民による「自治基本条例」の制定を目指します 「誰もが住みたいまち」栗山の実現 健康づくりの推進や地域医療ネットワーク、支え合いの地域ネットワークづくりにより、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、人財を育む生涯学習の充実を目指します。 「自然・文化・産業の連携」による栗山の創造 豊かな自然環境や、歴史と文化、地場産業などを活かした魅力ある栗山づくりを推進し、まちの活性化を図ります	×	・少子・高齢化が明らかとなり、これを踏まえた都市づくりの記述とする。
1-3 基本方針 なし		該当項目なし	〔人と自然にやさしいふるさとづくり〕 自然環境の保全や環境教育の取り組みを実践することで、自然環境と人とが共生したまちづくりを進めます。環境保全、衛生対策の推進に努め、地域防災など安全に生活できる環境の整備を図ります。 ■政策項目 (1)自然環境 (2)環境衛生 (3)環境保全 (4)消 防 (5)防 災 (6)交通安全 (7)防 犯 (8)公園緑地 (9)消費生活 〔元気で活力あるふるさとづくり〕 人々がいきいきと働き、豊かな暮らしを営むため、あらゆる産業が連携し、産学官による技術革新や栗山ブランドの開発、地域の産業基盤の強化を図り、雇用環境の創出を目指します。また、交流人	△	・総合計画等を踏まえ、基本方針を加筆する。

			口などの拡大を図り、活力あるまちづくりを進めます。 ■政策項目 (1)農林業 (2)工 業 (3)商 業 (4)観 光 (5)雇用環境 〔快適でやすらぐふるさとづくり〕 町民生活をより快適なものとし、様々な都市機能の向上を図り、町の魅力をさらに高めるために、街なみ、景観づくりや、都市基盤整備を進め、住み良い安らぎのある環境づくりを目指します。 ■政策項目 (1)街なみ景観 (2)市街地基盤 (3)道路網 (4)交通体系 (5)住環境 (6)上水道 (7)下水道 (8)河 川 (9)地域情報化																																																																			
1-4 将来都構造 将来的な都市構造は都市づくりの将来像を具体の都市空間において実現していくために骨格的な都市施設の配置や主要な機能集積の方向性を示すものであり、本町において以下に示す要素を骨格として将来都市構造を設定する。 <table><tr><td></td><td></td><td>国道 234 号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>主要道道恵庭栗山線</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>主要道道三笠栗山線</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>主要道道札幌夕張線</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>J R室蘭本線</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>将来都市構造の骨格</td><td></td><td>夕張川</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>雨煙別川</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>ポンウエンベツ川</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>阿野呂川</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>森林地域</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>農業地域</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			国道 234 号						主要道道恵庭栗山線						主要道道三笠栗山線						主要道道札幌夕張線						J R室蘭本線				将来都市構造の骨格		夕張川						雨煙別川						ポンウエンベツ川						阿野呂川						森林地域						農業地域				—	該当項目なし	該当項目なし	△ ・都市の構成要素を判り易くするため、細区分し設定する。
		国道 234 号																																																																				
		主要道道恵庭栗山線																																																																				
		主要道道三笠栗山線																																																																				
		主要道道札幌夕張線																																																																				
		J R室蘭本線																																																																				
将来都市構造の骨格		夕張川																																																																				
		雨煙別川																																																																				
		ポンウエンベツ川																																																																				
		阿野呂川																																																																				
		森林地域																																																																				
		農業地域																																																																				

2 都市づくりの分野別方針

設定された将来都市構造を基に都市レベルの基本方針を次のように設定する。

2-1 土地利用の基本方針

①都市地域と農業地域、森林地域の総合的・計画的な土地利用を図り、豊かな自然と共生するまちづくりを目指します。

■都市地域及びその周辺

- ・現市街地と隣接している富士地区、中里地区、湯地地区の一部を将来市街地として位置づけます。
- ・共和、湯地、旭台地区の一部を将来市街地として位置づけます。
- ・栗山町の中中部地区の拠点である角田地区を適正な土地利用が図れるよう用途地域編入を推進します。
- ・南部地区の拠点である継立・日出地区を将来的な都市地域への編入を目指します。

■農業地域、森林地域

- ・市街地南側の共和、三日月地区や東側の北学田、杵臼、大井分地区を良好な農地として農業地域として位置づけます。
- ・御大師山、ハサンベツ川などの周辺の緑豊かな森林地帯を森林地域として位置付けます。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

(2) 土地利用の方針

- ① 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針
 - ・市街地中心部に残る準工業地域は、周辺の住宅地と一体的な市街地を形成するため、土地利用の動向等を踏まえ、住居系用途地域への見直しを進める。
- ② 居住環境の改善又は維持に関する方針
 - ・公営住宅については、少子高齢化をはじめとする地域の課題に対応するとともに、低炭素型社会の実現に向け、計画的な建替やストック活用を図ることにより、良好な住環境の形成、維持を図る。
- ③ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針
 - ・栗山天満宮などの市街地内の寺社境内林は、市街地の環境の向上や、身近な自然環境を提供する歴史的、伝統的風土を有する郷土景観を構成しており、その保全に努める。
- ④ 優良な農地との健全な調和に関する方針
 - ・本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保存に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として今後とも優良な農用地としてその保全に努める。
- ⑤ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 - ・溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
 - ・市街地北側の御大師山を中心とする丘陵の樹林地や夕張川、雨煙別川等の河川空間及び市街地周辺の農地など、自然的土地利用を基盤とした都市を支える自然環境を将来的にも保全する。
- ⑦ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針
 - ・用途地域に隣接する用途白地地域のうち、無秩序な市街化が進んでいる又は進むおそれのある地区については、必要に応じて特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図る。特に市街地の南側の用途白地地域については、特定用途制限地域等を定め、隣接する専用住宅地の住環境の保全や周辺の田園環境との調和、営農環境の保全を図る。
 - ・栗山町における産業の振興等の方針や工業系土地利用の動向、計画的な市街地の確実性等から、用途白地地域において工業地を配置する必要が認められる場合には、農林業と調整を図った上で、既存の工業地に隣接する地区において、工業系用途地域及び特別用途地区を定めることにより、周辺環境と調和した合理的な操業環境等の形成を図る。

市街地の整備

- 快適でうるおいのある、ユニバーサルデザインの街づくりに向けて、都市計画道路網、町道網、都市公園、小公園などの整備を進めます。
- 町民と行政との協働によりユニバーサルデザインの歩道空間創設を進めるとともに、景観に配慮した魅力ある街なみづくりを推進します。
- 魅力ある街づくりに向けて、市街地内の遊休地の活用、住宅内の中小工場の適切な用途地域への移転促進、用途地域の拡大、公社などによる住宅地の開発を促進します。
- 都市計画道路などの計画決定を検討し、地区商工業振興などを促進します。

森林整備・保全と優良材生産の促進

- 国土の保全、地球温暖化防止、生態系の保全、水源かん養など、森林の持つ公益的機能の維持・増進を図るため、適正な森林の整備を促進します。
- 町民が集う憩いの場、学びの場として、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した整備を促進します。
- 優良材生産を目指した効率的な森林施業を促進するとともに、未立木地や耕作放棄地の適切な森林再生を図ります。

・整備保を基本とし、住環境等の記述を加筆する。

・各地域の位置付けを明確に詳述する。

・市街地の拡大については抑制基調とする。

②長期的な展望に立った市街地における適正な土地利用を推進します。 ■住宅地 ・これまでの土地利用形態を基本に、小規模な商業・業務施設が立地する一般住宅地と専用住宅地を適正に配置します。 ・将来市街地として位置付けた富士地区を専用住宅地、中里地区を専用住宅地と一般住宅地として位置付けます。又、湯地地区は道道三笠栗山線の沿線を一般住宅地、その後背地を専用住宅地として位置付けます。 ・角田地区は国道 234 号及び工業団地の隣接地を一般住宅地とし、その他は専用住宅地として位置付けます。 ・市街地の国道 234 号沿線を沿道型住宅地として位置付けます。 ・市街地中心部の工業地を将来的に土地利用の特化を図るため、一般住宅地への転換を図ります。 ■商業地 ・道道朝日桜丘線の沿線及び周辺部を市街地の核となる商業地として配置します。 ・国道 234 号沿線の栗山公園に隣接する沿道型住宅地を商業地への転換を図ります。 ■工業地 ・現在の工業地を基本として工業地を適正に配置します。 ・将来市街地として位置付けた湯地地区の一部と旭台地区の一部を工業地として配置します。 ・将来市街地として位置付けた共和地区の国道 234 号沿線を沿道型工業地として配置します。 ③適切な土地利用の規制と誘導に努め、望ましい市街地形成を目指します。 ・現在の用途地域による土地利用規制を継続し、良好な市街形成を目指します。 ・商業地における準防火地域による建築物の構造規制を推進し、火災による延焼等を防止します。 ・国道 234 号沿線の沿道型工業地は特別用途地区等の指定を検討し、住宅と工業施設の無秩序な混在防止に努めます。 ④公共施設の集約化と適正配置による土地利用の活性化を目指します。 ・福祉施設、文化施設、体育施設等の公共施設の集約化と適正配置を図り、土地利用の活性化を図ります。	○ ○ △ ○	1. 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針 (1) 主要用途の配置の方針 ① 住宅地 ・本区域の住宅地は、専用住宅地及び一般住宅地で構成する。 ・専用住宅地は、市街地の南側や錦地区、湯地地区、角田地区に配置し、周辺の自然環境や田園環境と調和した良好な住環境の形成を図る。 ・市街地南側の専用住宅地については、街区の外側沿道は中高層住宅を主体とした専用住宅地、街区内部は低層住宅を主体とした専用住宅地とすることにより、住環境の保全が図られた計画的な住宅地を形成する。 ・一般住宅地は、中心商業業務地の周囲に配置し、生活利便性の向上と住環境の保全が図られた住宅地を形成する。 ・公営住宅団地については、計画的な建替え、再編に併せて適正に配置する。 ② 商業業務地 ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。 ・中心商業業務地は、3・4・7 号角田通（一般道道朝日桜丘線）沿道を中心として配置し、生活利便施設等の集積により市街地における生活利便性の向上を図る。 ・3・3・2 号北町通（国道 234 号）沿道及び角田地区の国道 234 号沿道には沿道商業業務地を配置し、背後地の住宅地や道路利用者の利便性の向上を図る。 ③ 工業地 ・本区域の工業地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。 ・旭台地区の栗山工業団地には、専用工業地を配置し、その機能の維持増進や企業誘致を積極的に進める。 ・JR室蘭本線の沿線及び錦地区には、専用工業地及び一般工業地を配し、工業系土地利用の維持を図る。	魅力ある商業の創造 ■ 主体的な賑わいのある商店街づくりを支援します。 ■ 商工会議所や金融機関などによる経営指導・融資制度の活用促進を図ります。 ■ 地域の情報発信を促進します。 企業誘致と地域産業の育成 ■ 栗山工業団地などの活用による企業等誘致活動を推進し、雇用の場の創出に努めます。 ■ 次代を担う人材の確保に努めます。 ■ 地元企業の育成に努めます。 ■ U・I ターン(注①)者の技術、経験を活かした新産業づくりを支援します。 ■ 企業の地域貢献を促進します。	○ — △	・既存住宅地の記述は踏襲する。 ・商業地を細文化するほか、既存商業地の記述は踏襲する。 ・工業地の拡大については抑制基調とする。
--	-------------------------------------	---	--	----------------------------	--

2-2 市街地の開発と再開発方針 ①将来市街地の快適でうるおいのある住宅地の創出を目指します。 ・将来市街地として位置付けた富士、中里、湯地地区を快適でうるおいのある住宅地として開発整備を目指します。 ②将来市街地の面的な開発整備を目指します。 ・将来市街地として位置付けた湯地、旭台、共和地区を工業地としての開発整備を促進します。 ③市街地内の面的な未利用地の開発整備を促進します。 ・市街地内の錦地区、中里地区等の未利用地を周辺と一帯となった快適でうるおいのある住宅地として開発整備を促進します。 ④JR栗山駅周辺の整備を推進します。 ・駅前広場の整備を含め、JR栗山駅周辺の再開発整備を推進します。 ⑤中心商業地の再開発整備を推進します。 ・駅前通商店街近代化事業を中心にも魅力ある商店街形成を目指した中心商業地の再整備を推進します。 ⑥学園構想用地の開発整備を目指します。 ・鳩山地区における北海道ハイテクノロジー専門学校（仮称）を中心とした学園構想用地の開発整備を目指します。	○ △ △ △ △ ×	3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 （1） 主要な市街地開発事業の決定の方針 ・本区域の一部商業業務地については、空き店舗、空家、空地が目立つことから店舗を集約し、土地利用を3・4・7 号角田通から北側へ、商業地、住商混在、工業地とするために土地区画整理事業等により、魅力ある商店街及び住環境の創出を図るとともに快適な都市空間の確保に努める。 （2） 市街地整備の目標 おおむね 10 年以内に実施を予定する主要な市街地開発事業は、次のとおりとする。 ・栗山町栗山新町地区土地区画整理事業	計画的な住宅・宅地の整備促進 若者や退職者の定住・移住促進に向けて、土地開発公社による分譲地の整備を促進します。 湯地地区に田園風景を活かした分譲宅地を供給します。 朝日地区の 4 期住宅団地の分譲を計画・供給します。	△ △ ×	・住宅地、工業地の拡大については抑制基調とする。 ・新町地区は区画整理に拘らない表現とする。 ・削除する。
2-3 交通体系 ①国道 234 号を中心とした広域幹線道路網の整備を目指します。 ・国道 234 号の拡幅整備や主要道道恵庭栗山線における馬追端の架け替えを促進し、国道を中心とした都市間幹線道路として主要道道札幌夕張線、三笠栗山線を配置し、広域幹線道路網の整備を目指します。 ②長期的な展望に立った将来土地利用と整合した幹線道路網の整備を目指します。 ・将来市街地を考慮し、現在の都市計画道路網を基本とした市街地内幹線道路網の適正な配置と整備を目指します。 ・市街地内幹線道路網に合わせ、市街地と農村部との良好なアクセスの確保等を目的とした郊外型幹線道路網の適正な配置と整備を目指します。	△ △	2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 （1） 交通施設 ② 基本方針 a 交通体系の整備の方針 栗山町は、道央広域連携空知地域の南部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。 交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。 また、社会情勢の変化とともに、都市交通ニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術を活用し、既存の交通施設を検討する。これらの考えの基に、基本方針は次のとおりとする。 ・都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの	道路網の整備 ■ 幹線町道の拡幅や未改良路線の改良、生活道路となる町道の系統的な整備・改良を計画的に進めます。 道路環境の維持・向上 ■ 町民の生活道路としての町道を適切に維持し、安全確保を図り、快適な道路をつくれます。	△	・広域幹線道路整備の記述は踏襲する。

③市街地内幹線道路網に合わせた町道網の整備を目指します。 - 市街地内幹線道路網の配置に合わせた生活道路としての町道の適正な配置と整備を目指します。 ④安全で快適な歩行者空間の形成を目指します。 - 市街地内幹線道路を中心に歩道整備を促進し、安全で快適な歩行者空間の形成を目指します。 - 市街地内幹線道路を中心に歩行者に憩い・休憩の場を提供することを目的としたポケットスペース・オープンスペース等の適切な配置と整備を目指します。	△ ○	形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 - 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 - 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 - 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を進める。 - 栗山町は、市街地部と農村部との良好なアクセスの確保を目指しており、幹線道路網の形成に努める。 b 整備水準の目標 - 交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。 - 街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。 主要な施設置方針 a 道路 - 市街地を北西から南東に通過する3・3・2 号北町通（国道 234 号）を都市の骨格道路とする。 3・4・5 号長沼通（主要道道恵庭栗山線）、3・4・7 号角田通（一般道道朝日桜丘線）、3・4・8 号新町通（一般道道朝日桜丘線）、3・4・9 号神社通（一般道道角田栗山停車場線）、及びその他都市計画道路を配置し、格子状の都市計画道路網を形成する。 3・4・7 号角田通（一般道道角田栗山停車場線）に、JR 室蘭本線栗山駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。	交通機関の維持・確保 町営バス利用者の利便性を考え、新しいバスシステムの構築に努めます。 JR 室蘭本線の列車本数の維持・確保を図るとともに、南空知鉄道循環網（注①）の実現に向け要請していきます。	△ ○	・公共交通についての記述を加筆します。
2-4 自然環境の保全と公園緑地の整備方針 ①恵まれた自然環境の積極的な保全を目指します。 - 土地利用方針で位置付けられた農業地域、森林地域の積極的な保全を目指します。 - 夕張川、雨煙別川等の積極的な保全と親水空間の整備等、うるおいのある都市環境形成を目指します。 ②公園・緑地・広場の適正配置と整備を目指します。 「緑の基本計画」を策定し、地区住民の遊びや憩い、一時避難場所等に準じる防災面を考慮した住区基幹公園としての街区、近隣、地区公園の適正配置と整備を目指します。 「緑の基本計画」を策定し、栗山町住民の交流、レクリエーションや一時避難場所等の防災面を考慮した都市基幹公園としての総合、運動公園の適正配置と整備を目指します。 - 栗山ダム周辺と桜山自然の家一帯を広域的な都市住民の交流の場となるよう多目的な整備を目指します。 - 市街地や工業団地内において地区住民や工業団地内住民の休憩の場及び都市景観向上を図るため、集計施設を含めた広場等の整備を目指します。	○ ○	4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針 （1）基本方針 栗山町における緑地の形態は、市街地北部に展開する緑豊かな丘陵樹林地、また外縁部及び内部を流れる夕張川、雨煙別川などの河川空間が緑の骨格を成している。この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。 （2）主要な緑地の配置の方針 - 日常生活圏の構成や、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として、住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。 - 多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を活かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、栗山公園、栗山町総合運動公園などの配置、整備を図る。	自然環境の保全・再生と環境教育の推進 4. 本町の自然環境を象徴する国蝶オオムラサキの生息環境保全・再生を推進します。 （2）ハサンベツ里山をはじめ身近な自然環境の保全・再生を町民参加により推進します。 - 本町の自然環境に関する情報の収集と保全、発信に努めます。 - 町内児童生徒を中心とする町民の「ふるさと自然体験教育」を推進します。 - 主に児童生徒を対象とする自然体験プログラムの開発と指導者の育成を推進します。 5. 「雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス」を拠点とした環境教育のまちづくりを推進します。 児童生徒の自然体験教育環境の向上のため、必要な施設の整備を推進します。	○	・記述を踏襲する。

③公共施設の緑化整備を促進します。 ・公園・緑地に準じるものとして各種の公共施設の緑化整備を促進します。 ・幹線道路、ＪＲ沿線における緑化整備を促進します。 ④住民参加による緑化整備を促進します。 ・住民参加協力による住宅、工場、道路等の緑化整備を促進します。	○ ○	・自然性に富んだ緑地や、風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努めることとし、ハサンベツ地区の丘陵樹林地などの保全に努める。 ・夕張川、雨煙別川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。 ・公園施設については、長寿命化を図りながら、改築更新を行う。 (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設や特別緑地保全地区、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。	公園・緑地の適切な管理 ■ 栗山公園やファープルの森、ハサンベツ地区を広域的な交流拠点として位置付け、動植物とのふれあい空間づくり、自然と共生した体験学習などの場として活用を図ります。 ■ 公園・広場・緑地の適切な維持管理に努めます。	○	・記述を踏襲する
2-5 都市防災に関する方針 ①将来的な市街地における災害に強いまちづくりを目指します。 ・「栗山町地域防災計画」に基づく指定避難場所、一時避難所の適正な配置を目指します。 又、将来的に位置付けた公園・緑地等も地区の避難場所として配置します。	○	該当項目なし	防災体制の充実・強化 ■ 各関係機関と有機的な連携を図り、地域防災計画に基づく防災体制の整備などに努め、危機管理体制の強化を図ります。 防災情報の通信・伝達手段（設備含む）の構築に努めます。	○	・記述を踏襲する。
2-6 その他の都市施設に関する方針 ①将来的な市街地における公共下水道の整備・充実を目指します。 ・快適な居住環境の確保や河川の汚濁防止に努めるため、将来市街地の公共下水道の整備・充実を推進します。 ②公営住宅の適正配置と整備・再生を目指します。 ・将来的な住宅需要、高齢社会を考慮した公営住宅の整備・再生を「公営住宅再生マスタープラン」に基づき推進します。 ③福祉施設の整備・充実を目指します。 ・高齢者、障害者福祉の充実を目指し、総合福祉センターやデイサービスセンター等の適正配置と整備・充実を目指します。	○	(3) その他の都市施設 ① 基本方針 a 廃棄物処理施設 ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、栗山町において定める「一般廃棄物処理計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 ・産業廃棄物処理施設は、「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。 (2) 下水道及び河川 ① 基本方針 a 下水道及び河川の整備の方針 ・近年における都市化に伴い、市街地の保水機能の低下など、水循環機能に大きな	ごみの減量と資源化 資源分別の徹底・中間処理施設の整備などを行い、ごみの減量化と資源化を図ります ごみ処理体制の整備 ■ リサイクルセンターで行われている資源の選別・圧縮を適正に処理します。 ■ ごみ収集車・重機などを計画的に整備し、安全かつ衛生的にごみを処理します。 ■ ごみの減量と資源化に向けて、町民と事業者への啓発を行い、レジ袋の削減とマイバッグ運動（注①）の推進、家庭での生ごみ処理の推進、分別収集の徹底などを図ります。 ■ ごみの不法投棄・焼却など、環境汚染の防止を図るために、事業者、回収・処理業者への適正な処理の指導を行います。 地球温暖化対策・公害防止対策の推進 ■ 栗山町地球温暖化対策地域推進計画、栗	×	・個別計画で対応のため、特に記述しない。

		変化が生じている。このため土地利用と河川及び下水道との整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。 ア下水道 ・良好な都市環境の確保、公共用水域の浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。 イ河川 ・市街地の開発にあたっては流域が本来有している保水、遊水機能の確保を図り、流域の土地利用計画などを勘案し、総合的な治水対策を推進するとともに、自然環境の保全を図る。 b 整備水準の目標 ア下水道 ・下水道の普及率は平成17年で65.5%であり、今後も市街地の普及を目指し、整備の推進を図る。 イ河川 ・河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。 ② 主要な施設の配置の方針 a 下水道 ・栗山公共下水道については、錦地区に処理場を配置し、排水区域内にポンプ場、幹線管渠を適切に確保する。 b 河川 ・夕張川、雨煙別川などの河川については、自然環境と市街地が融合する河川空間の整備を図る。 ③ 主要な施設の整備目標 a 下水道 ・下水道については、角田ポンプ場の整備や、角田地域と栗山地域を結ぶ管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を図る。 b 河川 ・雨煙別川については、周辺の土地利用との整合性を図りながら、河川改修の促進を図る。	山町地球温暖化対策実行計画など、具体的な方策を示した計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。 ■ 公害の未然防止、全町民の地域美化運動への取り組みを促進し、町民の安全で健康な生活を守ります。 公共下水道の整備・維持 下水道管理センターの設備を増補・更新し、現認可区域内の管渠の整備を図るとともに、町民への啓発に努め、さらなる水洗化を推進します。また、下水道事業を再度評価することにより健全な事業計画を策定していきます。 公共下水道、農業集落排水区域において、生ごみ処理器（ディスポーザー）が使用されているため、管の詰防止の維持管理体制の強化を図ります。 下水道施設でのし尿および浄化槽汚泥の処理を行います。 雨水浸水対策として雨水管を整備します。 河川環境の整備 河川の土砂撤去や倒木除去、樹木の伐採などにより河川環境の整備促進を図ります。	○ ○ ○	・記述を加筆する。
2-7 都市景観形成の方針 ① 栗山らしい市街地景観の創出を目指します。 ・「景観形成計画」を策定し、市街地周辺の自然環境と調和した景観の創出と、住民参加協力による住宅地、商店街等の魅力ある美しい景観の創出を目指します。	△	該当項目なし	街なみ・景観づくり ■ 景観条例などを策定し、景観づくりの目標設定、歴史的建造物の保存と活用、街なみ環境整備事業の推進など、栗山の良さを実感できるユニバーサルデザイン（注②）の街なみづくりを進めます。 ■ 工場・住宅地・道路の緑化の推進、沿道の花壇等の整備など、町民と行政の協働による景観づくりを進めます。	△	・景観行政団体に なったことを踏 まえた記述と する。

【地域別構想】

1 地域区分 地域レベルの基本方針を策定するにあたり、地域の設定を行います。 本町においては町の中心である栗山市街地と中部の拠点である角田市街地、南部の拠点である継立市街地の 3 つの市街地がありますが、町の中心である栗山市街地については、これまでの用途地域指定による土地利用の規制や誘導及び都市計画道路、公園等の都市施設整備が適切に行われてきており、今後もこれらを継続させる方針であるため、将来的な用途地域編入、都市計画区域編入を考慮し、角田と継立について地域レベルの基本方針を策定するものとします。	△	該当項目なし	該当項目なし	△	・地域設定の考えを明確にし、栗山市街地、郊外地域を加筆する。
2 地域別構想 2-1 角田地域 ①中部地域の拠点づくりを目指します。 ・国道 234 号の拡幅整備等に伴う角田地域の再整備を促進するとともに、旧阿野呂川周辺一帯を緑地として位置付け自然環境の活用を図り、中部地域の拠点づくりを目指します。 ②栗山市街地との一体化を図ります。 ・国道 234 号と地域の東側に位置付けた郊外型幹線道路を栗山市街地と角田を結ぶ軸として位置付け、角田と栗山市街地の一体化を図ります。 ・国道 234 号、道道札幌夕張線、角田栗山停車場線及び郊外型幹線道路の配置に合わせた町道網の適正配置と整備を図ります。 ③適正な土地利用規制を行い、土地利用の特化を図ります。 ・中部地域の拠点として快適でうるおいのあるまちづくりを促進するため、既存住宅地や新たな住宅地において用途地域の適正な指定を行い、良好な住環境の創出を目指します。 ・国道 234 号沿線の東側沿線は商業地、西側沿線は沿道型工業地としての適正な用途地域の指定を行い、さらに特別用途地区等の指定の検討を行い、住宅と工業施設の無秩序な混在防止に努めます。 ④新たな住環境の創出を目指します。 ・地区住民の憩いや一時避難所等の防災面を考慮した公園・緑地の適正配置と整備に努めます。 ・地区内の旧阿野呂川周辺を開拓記念公園を含め、緑地として一帯的な整備を図り、地区住民の憩いの場となるよう整備します。 ・「公営住宅再生マスタープラン」に基づき、公営住宅の整備・再生を推進します。 ・地区内における公共施設の適正配置と集約化を図り、地区住民の利便の向上に努めます。	△	該当項目なし	該当項目なし	△	・地域の沿革、課題、将来像等を加筆する。

2-2 継立地域 ①自然環境と調和した南部地域の拠点づくりを目指します。 ・ 地区内の阿野呂川及びボンアノロ川等の良好な河川空間や周辺に広がる田園景観の保全を図りながら、南部地域の拠点づくりを目指します。 ②栗山市街地及び角田地域との連帯を図ります。 ・ 主要道道札幌夕張線を軸として栗山市街地及び角田地域との連携を図ります。 ・ 主要道道札幌夕張線及び一般道道鳩山継立線を中心とした町道網の適正配置と整備を図ります。 ③将来的な都市地域への編入を目指します。 ・ 都市地域への編入を想定した住宅地・商業地・工業地の位置付けを行い、将来の無秩序な混在の未然防止に努めるとともに、住・商・工の土地利用における特化を目指します。 ④新たな住環境の創出を目指します。 ・ 地区住民の憩いや一時避難所等の防災面を考慮した公園・緑地の適正配置と整備に努めます。 ・ 「公営住宅再生マスタープラン」に基づき、公営住宅の整備・再生を推進します。 ・ 地区内における公共施設の適正配置と集約化を図り、地区住民の利便の向上に努めます	△	該当項目なし	該当項目なし	△	・ 地域の沿革、課題、将来像等を加筆する。
--	----------	---------------	---------------	----------	------------------------------

3-2. 課題の設定

「栗山町の概要」「都市計画等の概要」「町民意向調査の概要」から抽出した問題点から都市計画として対処すべき事項を都市計画マスタープランの課題として整理します。

(1)「栗山町の概要」からの課題

○「栗山町の概要」からの問題

- ・人口減少にともなう少子高齢化社会の対策
- ・一部の商業業務地において空き店舗、空き地が見られる
- ・地球温暖化などによる生活環境への影響

課題の整理

○「栗山町の概要」からの課題

まちなか居住の推進の
あり方

低未利用地の有効活用
のあり方

循環型社会、低炭素社会
の実現に向けた取組の
あり方

(2)「都市計画等の概要」からの課題

○「都市計画等の概要」からの問題

- ・国道 234 号沿線（用途白地地域）に土地利用規制がない
- ・事業の中断や、未着手の都市計画道路がある
- ・住区基幹公園の不足している地域が見受けられる
- ・公園施設の老朽化が目立つ

課題の整理

○「都市計画等の概要」からの課題

土地利用の変化等によ
る用途地域等のあり方

都市計画道路の見直し
の検討

公園の適正配置と併せ、
既存公園施設の適正な
維持管理のあり方

(3)「町民意向調査の概要」からの課題

問2「現在の暮らしについて」

○課題となる項目

- ①「除雪の状況について」、②「病院・診療所等について」、
③「バス・鉄道の交通の便について」の順で重要度が高く
満足度が低い結果となっています

問題点の整理

- ・住民のニーズに対応できる除雪体制
- ・患者を主体とした町内医療機関相互の医療連携が一層必要である
- ・利用者のニーズに合った地域交通の検討

町民意向の把握からの課題

住民へのサービスやシステム等のあり方

問3「栗山町の将来について」

○アンケートで選択された割合が高い項目

- ・自然や田園風景に富んだまち（農業都市）が基本である
- ・計画段階から町民の意向を反映して、必要最小限の費用で済む計画を考えるようにする
- ・限られた財源を有効に活用するため、優先性の高いものを判断し、集中的に整備する
- ・老人ホーム等入所施設の拡充
- ・デイサービスセンター施設の拡充
- ・避難場所の確保
- ・ライフライン施設の耐震性確保（上下水道）

田園風景を活かし、観光・レクリエーション等様々な分野と連携したまちづくりへのあり方

高齢者や災害に対応した施設配置や整備のあり方

計画の透明性とコスト削減のあり方

問4「住民参加について」

○アンケートで選択された割合が高い項目

- ・町内会や自治会の活動に参加協力
- ・清掃活動や花いっぱい運動に参加協力
- ・アンケートによるまちづくりへの参画。
- ・町の広報誌による町民への周知

多様なまちづくりへの町民参加のあり方

(4) 前都市計画マスタープランの検証からの課題

①全体構想に関わる課題

区分	前計画の検討事項	現状	課題
保全的要素	・良好な自然環境（樹林地、田園環境）	引き続き良好な自然環境の維持に努めることとします。	—
	・中心市街地における良好な市街地形態	引き続き良好な市街地形態の維持に努めることとします。	—
阻害的・課題的要素	・国道234号の拡幅及び線形変更に伴う沿線の土地利用	現在において道路の拡幅に至っていないことから、国への働き掛けが必要とされています。	課題
	・JR栗山駅周辺的环境整備及び駅前商店街における中心商店街整備	駅周辺整備事業、駅前広場整備事業により、電線の地中化やバリアフリー化などを行い平成19年に完成し、都市の顔として賑わいを生み出しており、概ね良好な状態となっています。	解消
	・市街地内の未利用地の活用と市街地周辺における良好な自然環境との調和のとれた開発	一部、空家・空地が目立っており、土地利用の計画的な誘導を図り、調和のとれた開発が必要となっています。	課題
	・住宅特化、商業特化、工業特化を図る土地利用	現在、住商工において土地利用の健全な特化傾向にあり、今後も混在地解消に努めていく必要にあります。	—
	・市街地内の幹線道路の整備	今後、交通量の動向を踏まえた整備への検討が必要となっています。	課題
	・市街地内の道路網構成と整合のとれた郊外部における道路網	今後、交通量や土地利用の動向を踏まえた見直しの検討が必要となっています。	課題
不足的要素	・市街地内の住区基幹公園	少子高齢化の進展に伴い、子供から高齢者までの多様なニーズへの配慮が必要となっています。	課題
	・公園施設の適正な配置	公園が不足している地域については、居住人口の動態を見極めた検討が必要となっています。	課題

反 映

・上記課題については、全体構想の方針の設定に反映されます。

②地域別構想に関わる課題

○桜丘の課題

- ・国道沿線以外の森林現況の保全
- ・国道234号の住宅地利用を商業地へ転換すべきか
- ・国道拡幅及び雨別川改修に伴う工業敷地の確保が可能なか
- ・安全で円滑な道路網の構成
- ・未利用地の下水道整備と住区基幹公園の検討

○錦、富士の課題

- ・都市的土地利用の向上と農地の保全
- ・公営住宅跡地の一体的な住宅地形成の方針
- ・工業地の住宅混在
- ・道道恵庭栗山線の線形変更、南大通りのJR立体交差
- ・未利用地の下水道整備と住区基幹公園の検討

○中央、松風の課題

- ・住環境の保全
- ・駅周辺整備や近代化事業に合わせた魅力ある商店街形成
- ・JR沿線工業地の住宅、商業地への転換検討
- ・都市計画道路の整備促進

○朝日、中里、湯地の課題

- ・国道234号沿線の機能向上と後背住環境と農地の保全
- ・国道234号の住宅地利用を商業地等へ転嫁すべきか
- ・未利用工業地の活用法
- ・道道三笠栗山線の線形変更や道路網の検討
- ・未利用地の下水道整備と住区基幹公園の検討
- ・公共施設の適正な配置検討

○森、鳩山、雨煙別、北学田の課題

- ・農地、森林など自然景観の保全

○杵臼、旭台、共和、三日月、角田、大井分、阿野呂の課題

- ・国道234号沿線の機能向上と後背住環境と農地の保全
- ・良好な住環境の保全
- ・国道234号沿線の商業地の配置検討
- ・未利用工業地の活用法
- ・国道234号、産業道路の新設に合わせた道路網の検討
- ・角田地区での公園配置検討

○継立、日出の課題

- ・道道沿線機能の向上と後背住環境の保全
- ・都市計画区域、用途地域が未指定のための用途混在
- ・生活道路網の構成
- ・公園、福祉施設などの適正配置


 反映

- ・上記課題については各地域の方針の設定に反映されます。



全 体 構 想

1 将来目標の設定

1-1. 基本理念

栗山町の最上位計画である第5次総合計画の「まちづくりの合言葉」を都市づくりの基本理念とします。

・まちづくりの合言葉

「ふるさととは栗山です。～人・自然・文化・産業のつながりで創るまち～」

自然と生活の本質的な豊かさに恵まれた「次代に誇れる栗山」を築くため、町民が主役のまちづくりを展開し、積み重ねられた町の歴史をつなぎ、思いやりの心がかよう「ふるさと栗山」を創ります。

1-2. 将来都市像

(1) 上位関連計画における都市づくりの基本方向

- 方向性－①町民が主役で行政と協働する都市づくり
- 方向性－②快適で安心、安らぎのある都市づくり
- 方向性－③多様な連携が図られる都市づくり
- 方向性－④自然環境の保全や人との共生が図られる都市づくり
- 方向性－⑤人口減少等に対応した持続可能な都市づくり

反
映

(2) 第5次総合計画の基本目標（関連部分）

- ①〔人と自然にやさしいふるさとづくり〕
- ②〔元気で活力あるふるさとづくり〕
- ③〔快適でやすらぐふるさとづくり〕

即
す

(3) 将来都市像

“大地の恵みと人々の営みが織りなす、ほのぼの栗山”

～ともに築く「にぎわいと安らぎ」のあるコンパクトな都市～

1-3. 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本目標は、将来都市像から以下のように設定しました。

【基本目標1：安全・安心で快適に住み続けられるまち】

〈人と人との連携〉

人口の急激な増加が期待できない状態で、社会投資余力の限界が見える中、自然環境や歴史・文化資源を活かした都市づくりや、中心市街地を含む既成市街地のストックを活かした再生を図り、地域コミュニティのさらなる充実により災害に強い都市づくりを目指します。

【基本目標2：豊かな自然環境と調和し景観に配慮した活気のあるまち】

〈人と自然との共生〉

本町は石狩平野の肥よくな大地のもと、農業を基幹産業として発展してきました。現在、優良な農地保全や他産業との連携など様々な農業施策を展開しており、農業は本町の“元気の源”とも言えます。また、本町に生息する国蝶のオオムラサキは、環境省により準絶滅危惧（NT）に指定され、本町が北東限の地として知られることから、貴重な動植物が生息する自然環境を次の世代へ継承するため町をあげて育成域の保護に努めてきました。こうした里山の豊かな自然環境は、町民生活の重要な自然環境であるとともに、農林業や観光業等の経済的基盤でもあることから、地域の生活を支える生産資源として、また町民がふれあい体験する学習資源として保全し、田園風景とともに景観に配慮した栗山町らしい活気のある都市づくりを目指します。

【基本目標3：主権者である町民の参加による自律した個性豊かなまち】

〈町民、議会、行政の協働〉

本町では「議会基本条例」を全国で初めて策定し、議会報告会等により、徹底した情報公開と住民参加を行っています。

また「情報公開条例」では、町民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、町民の知る権利を保障するとともに、町が町政について説明する責任を果たすことにより、町民の町政に対する理解と信頼を深め、開かれた町政を一層推進し、公正で民主的な町政の発展を目指してきました。さらに、平成25年4月1日より「自治基本条例」が施行され、栗山町の自治の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図るなど、先駆的な取り組みを進めています。今後とも都市づくり政策の多様な連携・協働に向け、町民意識の啓発を行いながら、これまで進めてきた町民、町内会及び自治会、事業者、議会、行政が一体となった体制を継続し、地域の個性と資源を生かした都市づくりを進めることを目指します。

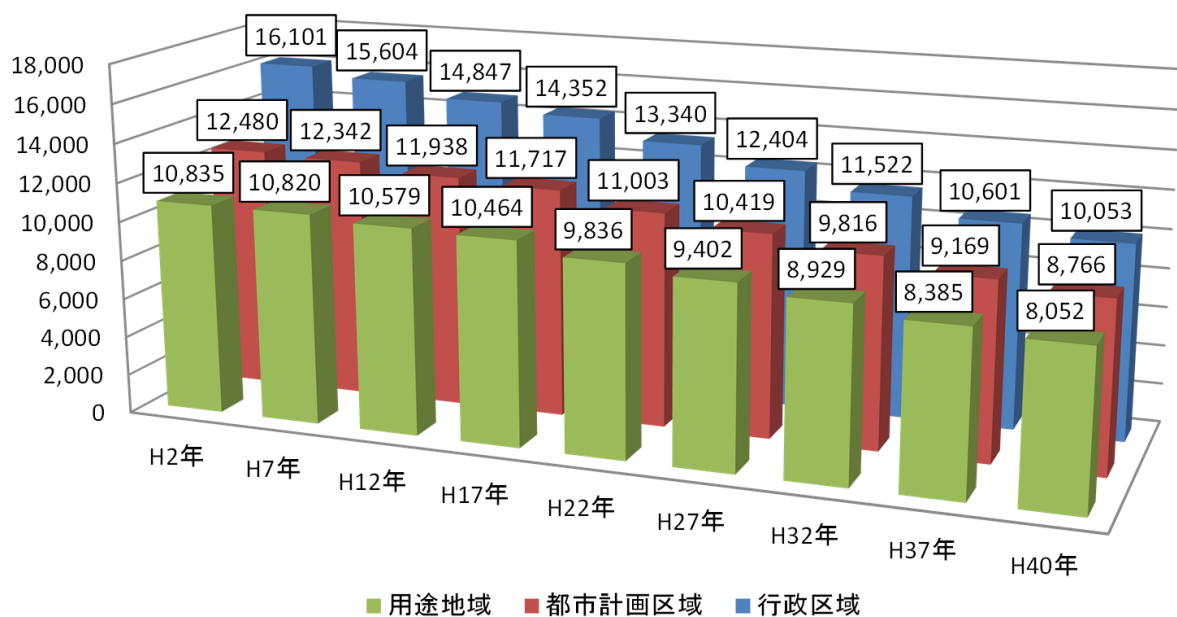
1-4. 将来人口等の設定

(1) 将来人口

本町の人口動態は、少子高齢化の要因などにより、経年的に人口減少は拡大傾向にあります。栗山町第5次総合計画において、目標年次である平成26年で13,100人と設定しておりますが、平成22年国勢調査で13,340人と減少が大きく、ここでは、コーホート要因法により将来人口（行政人口）を設定します。また、都市計画区域人口、用途地域の将来人口は、トレンド計算（平成2年～平成22年の国勢調査人口）により、本計画の中間見直の年にあたる平成40年を目標年次に設定します。

平成40年：行政区域人口10,050人、都市計画人口8,750人、用途地域人口8,050人

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	H32年	H37年	H40年
行政区域	16,101	15,604	14,847	14,352	13,340	12,404	11,522	10,601	10,053
都市計画区域	12,480	12,342	11,938	11,717	11,003	10,419	9,816	9,169	8,766
用途地域	10,835	10,820	10,579	10,464	9,836	9,402	8,929	8,385	8,052



(2) 土地需要量

用途地域内の人口密度は一般的に40人/haが適正と言われており、本町では大きく下回っている状況から、用途地域の大幅な増加は見込めないため、現状維持を基本とします。

1-5. 将来都市構造

将来的な都市構造は、都市づくりの基本目標を具体的な都市空間において実現していくために骨格的な都市施設の配置や主要な機能集積の方向性を示すものであり、本町において以下に示す要素を基本として将来都市構造を設定します。

【都市構造の構成要素】

土地利用ゾーニング	市街地と森林、農地などの自然環境が調和し、共生が図られる土地利用の区分を示します。
骨格・軸	都市を構成する道路・鉄道などの骨格的要素を示すとともに、様々な都市機能が同一テーマのもと軸上に連携・調和するものを軸として示します。
拠点	多様な都市活動や産業振興、交流、レクリエーションなど、一つのテーマに沿って都市機能を集積させるものを拠点として示します。

(1) 土地利用ゾーニング

本町の将来のまちを構成する土地利用ゾーニングを次のように設定します。

いきいき市街地ゾーン	栗山市街地や角田、継立市街地は、都市生活を営む居住の場として利便性・快適性のある住環境の充実と商業・工業等の産業振興を促進することによって、にぎわいのある市街地の形成を目指すゾーンとして位置づけます。
人と自然の共生ゾーン	市街地の北から町域の東側に広がる豊かな森林地帯は、二酸化炭素温室効果ガスの抑制や、観光・交流の場として豊かな都市づくりに欠かせない資源であることから、これら森林資源の保全を推進し、人と自然の共生を図るゾーンとして位置づけます。
土づくり田園ゾーン	市街地を取り巻くように位置する畑・田園地帯は、栗山町の基幹産業であるとともに良好な景観を形成していることから、無秩序な開発の抑制や農用地の保全を図り活気のある農業を目指す土づくり田園ゾーンとして位置付けます。

(2) 骨格・軸

都市空間を構成する骨格として、広域交通体制を形成する骨格は、都市間を結ぶ国道・鉄道、近隣町村を結ぶ主な道道であり、都市内交通体制を形成する骨格は、市街地内に配置されている都市計画道路から構成されます。軸としては国道234号が商業・工業など様々なサービス施設の集積する沿道サービス軸として、主な河川は市街地景観形成のための水と緑の軸として設定します。

骨 格	●広域交通骨格	一般国道234号（一部が3・3・2北町通） 一般国道274号 主要道道札幌夕張線 主要道道恵庭栗山線（一部が3・4・5長沼通） 主要道道三笠栗山線 一般道道滝下由仁停車場線 一般道道夕張長沼線 JR室蘭本線	
	●都市内交通骨格	3・2・1大通 3・3・3南大通 3・3・4中央通 3・4・6鉄西通 3・4・7角田通 3・4・8新町通 3・4・9神社通 3・4・10南通	（一般道道朝日桜丘線） （主要道道恵庭栗山線、一般道道朝日桜丘線） （一般道道角田栗山停車場線）
軸	●沿道サービス軸	一般国道234号（一部が3・3・2北町通）	
	●水と緑の軸	夕張川、雨煙別川、ポンウエンベツ川、阿野呂川、ポンアノロ川	

※表中の一般国道、主要道道、一般道道は文中では単に国道、道道の表記とします。

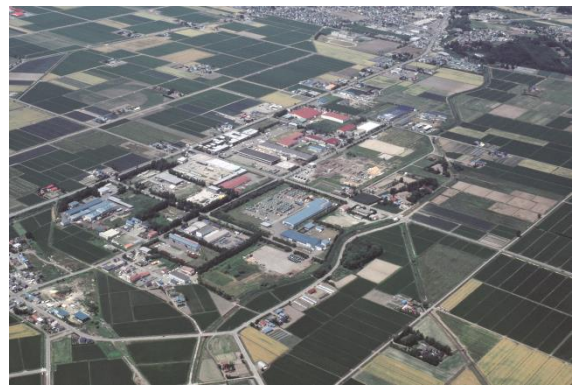
(3) 拠 点

拠点は、都市活動と市街地特性を踏まえ、「都市活動の拠点」、「産業の拠点」、「交流の拠点」の3つの項目、8拠点を設定します。

都市活動の拠点	●行政サービスの拠点	役場周辺
産業の拠点	●工業・流通の拠点	栗山工業団地
	●にぎわいの拠点	J R栗山駅からの商業地
交流の拠点	●観光・交流の拠点	栗山公園
	●自然ふれあいの拠点	雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス
	●歴史・文化の拠点	開拓記念館、小林酒造レンガ倉庫群
	●スポーツ施設の拠点	ふじスポーツ広場周辺



【都市活動の拠点】



【産業の拠点】



【交流の拠点】



2. 都市づくりの分野別方針

将来都市構造を基に、分野別の基本方針を次のように設定します。

2-1. 土地利用の基本方針

(1) 都市計画区域等

都市地域と農業地域、森林地域の総合的・計画的な土地利用を図り、豊かな自然と共生する都市づくりを目指します。農業地域については、農業地域の保全や、生産性の高い農業の確立など、総合的な農業の振興を図るため平成19年に栗山町農業振興地域整備計画(以下、第3期栗山農業ルネッサンス計画という)を策定しています。10年後の農用地面積を6,059haに設定し、平坦部では主に水田として、中山間地域では主に畑として利用しています。また、森林地域については、平成25年に策定された栗山町森林整備計画では、森林面積10,566haにおいて国土保全・生態系の保全・地球温暖化防止など利用可能な森林資源を活用した豊かな森づくりを進めています。

都市計画区域は農業地域、森林地域と重複する箇所を含め3,750ha指定されており、今後ともこれを維持していきます。

【基本方針】

■ 農地の多面的機能の保全

第3期栗山農業ルネッサンス計画に基づき、都市との交流拡大や6次産業化の推進、生産基盤の計画的な整備を図るとともに、国土・自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業・農村がもつ多面的機能の維持・保全を図るため、必要に応じて特定用途制限地域を指定していきます。

■ 森林の公益的機能の保全

森林整備計画に基づき森林が有する水源かん養、土砂流出防止、文化機能の維持などの公益的機能を有効的に活用できるよう、森林環境の保全を図るとともに、広域的な観点からの環境保全や負荷の低減を目指すため、町民やボランティア団体との協働による環境共生型の森づくりを推進します。



【ハサンベツ里山地区】

■ 水辺環境の保全と活用

河川などのうろおいのある水辺地においては、水辺環境の保全を図りながら、水と親しめる空間としての活用を図ります。特に夕張川については、河川管理者との調整を図りつつ、親水機能に配慮した自然とふれあう水辺空間の活用を目指します。

■ 都市計画区域外の土地利用規制

都市計画区域外における土地利用の現状と動向を勘案し、自然環境や自然景観に配慮した土地利用を行う必要のある箇所については、土地利用の整序及び環境の保全を目的とした準都市計画区域等の検討を行います。

(2) 用途地域

市街地内人口の大幅な増加は今後も見込めませんが、核家族化等による世帯分離から世帯数は増加している状況にあることから、用途地域内で未利用地として残っている箇所の開発整備を促進するとともに、コンパクトな市街地形成のため、土地利用の適正な見直しを検討します。

【基本方針】

■ 主要用途の配置方針

● 住宅地

- ・これまでの土地利用形態を基本に、国道沿線を除く栗山市街地には小規模な商業・業務施設が立地する一般住宅地と専用住宅地を適正に配置します。
- ・市街地の国道234号沿線を沿道住宅地として位置付けます。
- ・市街地中心部の工業地は将来的に土地利用の純化を図るため、一般住宅地への転換を図ります。
- ・角田地区は国道234号及び工業団地の隣接地以外を専用住宅地として位置付けます。
- ・南部地区の拠点である継立地区は準都市計画区域、特定用途制限地域等の指定を検討します。

● 商業地

- ・栗山市街地の角田通の沿線及び周辺部を市街地の核となる中心商業業務地として配置します。
- ・新町通沿道や中心商業業務地に連担する箇所は沿道商業業務地として配置します。

● 工業地

- ・錦地区及び旭台地区の栗山工業団地には専用工業地を配置し、機能の増進・維持を図り、新規企業等の誘致を積極的に進めます。
- ・JR沿線には一般工業地を配置し、周辺住環境等にも配慮した土地利用を進めます。
- ・国道234号沿線の一般工業地は特別用途地区等の指定を検討し、土地利用の混在防止に努めます。

【基本方針】

■ 秩序ある土地利用の誘導

社会情勢の変化や市街地内における土地利用の動向を勘案しながら、秩序と機能性の高い土地利用を図るため、住宅地、商業地、工業地を計画的に誘導する方針を以下に定めます。また、用途地域の指定にあたっては用途地域の配置基準を示す「用途地域指定基準」に基づき、用途転換、用途純化など適切な見直しに努めます。

- ・既存の工業地に隣接する地区において、工業系用途地域及び特別用途地区を定めることにより、周辺環境と調和した合理的な操業環境等の形成を図ります。

● 住宅地	専用住宅地	現在の市街地において低層住宅及び中高層の住宅が集積している地域、または一般住宅地であって今後建て替え等が予想される地域については、住宅地としての良好な住環境を確保するため専用住宅地への誘導に努めます。
	一般住宅地	現在の市街地において住宅が集積しているものの商業・業務施設がある程度立地している地域、または商業・業務施設が減少しつつある商業地・工業地については、都市の活性化及び地域の利便性を確保するとともに、良好な住環境を確保するため一般住宅地への誘導に努めます。
	沿道住宅地	国道沿線は一定程度の業務施設の混在を認めた沿道住宅地として効率的な土地利用を図ることとします。
● 商業地	中心商業業務地	現在の市街地において商業・業務施設が集積している地域、または隣接してそのような状況が今後予想される一般住宅地・工業地については、まちなかの活性化と町民の利便性を確保するため中心商業地への誘導に努めます。
	沿道商業業務地	国道沿道には後背住宅地の利便に資する沿道商業業務地を配置します。
● 工業地	専用工業地	旭台地区の栗山工業団地には専用工業地を配置し、その機能の維持・増進や企業誘致を積極的に進めます。
	一般工業地	J R 沿線で工業施設が集積しているが住宅も混在している地域、または、そのような状況が今後予想される住宅地については、工業地としての利便性を確保しつつ、住宅地としての住環境も確保する工業地への誘導に努めます。

2-2. 住環境の方針

(1) 住宅・住宅地の環境向上

今後の高齢社会の進展を見据えながら、子供から高齢者など町民の誰もが住み慣れた地域安全・安心・快適に暮らすことができるよう、住宅・住宅地における住環境の向上を図ります。

【基本方針】

■ 質の高い住宅・住宅地づくりの推進

バリアフリー化などの高齢社会を見据えた対応、多様化する住宅需要や気候風土への対応、市街地形成等の地域特性への対応など、質の高い住宅・住宅地づくりを進めます。具体的な展開方針は、次に示すとおりです。

● 誰もが安全・安心に住み続けることができる住環境づくり	少子高齢・人口減少が続くなか今後さらに高齢者の増加が見込まれるため、高齢者が安全・安心に暮らせるようバリアフリー化などの住宅改善に対する支援体制の充実に努めます。 また、子供から高齢者までの誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉分野における公共サービスと連携した住環境の充実やユニバーサルデザインによる都市づくりを進め、栗山町住宅マスタープランの内容に基づいた住宅関連施策の展開を図ります。
● 多様化する住宅需要に対応した住宅の安定供給	町民のライフスタイル(生活様式)の多様化に伴い住宅需要も多様化しているため、民間と行政が連携しながら、高齢者向け住宅や若年勤労者向け住宅などの多様な住宅供給を目指します。また、将来的な人口・世帯数に基づく公的住宅の需要に対応し、公営住宅ストックの有効活用などを推進するために策定された「公営住宅ストック総合活用計画」の内容に基づいた公営住宅の安定供給を図ります。
● 栗山町の特性を考慮した住宅・住宅地づくり	厳しい気候風土に対応した高気密・高断熱な住宅や緑の基本計画及び景観計画に基づく道路、公園及び公共・公益施設の緑化など緑豊かで憩いと潤いのある住宅地づくりを目指します。あわせて住宅地における生け垣やガーデニングなどの緑化も促進します。 また、空洞化が進行している中心市街地の活性化に向け、都市計画などの諸制度との連携を図りながら、「まちなか居住」の推進に努めます。



【建替えが進む公営住宅】



【エコビレッジ湯地の丘住宅団地】

（２）住環境に配慮した都市機能の向上

快適で文化的な住環境を確保するため、上下水道施設等の整備充実を図ります。また、環境への負荷を考慮した循環型・環境保全型社会の構築と衛生的な都市環境の保全に向けたごみの減量化・再資源化の推進と町民・事業者のごみ処理意識の啓発を図ります。

【基本方針】

■ 上水道の安定した供給の確保

上水道は、町民の福祉、公衆衛生の向上及び産業の発展にとって必要不可欠な都市施設であり、常に安全で安定した供給が求められていることから、緊急時の水の確保や水質などの環境保全を図るとともに、老朽化した配水管の計画的・効率的な整備を図ります。

■ 下水道施設等の計画的な整備の推進

下水道は、快適で衛生的な都市生活を営む上で重要な都市施設となっていることから、下水道長寿命化計画の策定などにより、適切な維持・管理を図ります。また、公共下水道の整備が見込まれない区域においては、個別排水処理施設（合併処理浄化槽）の整備を図ります。さらに、市街化の進展にあわせた整備の検討や下水道管等の施設の老朽化に対応した計画的な維持管理を推進します。

■ ごみの減量化・再資源化の推進

環境への負荷を考慮した循環型社会の構築を効果的に進めるためには、「ごみを極力出さない」という観点が最も重要であることから、様々な活動を通じて環境問題やごみ処理意識の啓発を図り、町民・事業者の理解と協力のもと、今後ともごみの減量化と再資源化を推進します。また、事業者が排出する産業廃棄物については、自己処理が原則であることから、処理責任体制の強化を促し、不法投棄の防止を図ります。

（３）公共・公益施設の適正な配置

公共・公益施設は、都市生活を支える上で重要な施設であることから、市街地内に点在しているものは町民の利便性を考慮し、施設更新時には機能の集約化・複合化など適正な配置となるよう努め、交通網の整備と連携しながら町民サービスの向上に努めます。

【基本方針】

■ 既存施設の有効活用

今後の厳しい社会経済情勢を踏まえ、新たな施設整備は難しいため施設の老朽度に応じた修繕整備や高齢社会に対応したバリアフリー化などの改善整備を行うなど、既存施設の有効活用の促進に努めます。

■ 施設機能に配慮した適正な配置

新たに施設が必要となった場合は、町民参加のもと整備の必要性や費用対効果などについて十分な検討を図った上で、適正な配置を目指します。そして多様化する町民のライフスタイル(生活様式)に対応し、町民の利便性向上が図れるよう、施設機能の集約化・複合化を目指します。

■ 人にやさしい施設整備の推進

今後の高齢社会を踏まえ、高齢者や体の不自由な方をはじめとする全ての町民が安心して快適に利用できるよう、既存施設についてはバリアフリー新法の基準に適合するよう努め、新たに整備する場合はユニバーサルデザイン化を目指すこととします。

公共・公益施設とは、基本的に公共の施設を指しますが、公益性の高い民間施設についても位置付けることとし、上記方針について協力してもらうこととします。

2-3．市街地の開発と再開発方針

本町は、町の中心である栗山市街地と、中部地区の角田市街地、南部地区の継立市街地からなっています。栗山市街地の都市機能を高め三地区の連携強化を図るとともに、角田、継立市街地の計画的な整備が求められています。

■ ＪＲ栗山駅周辺の整備を推進します。

新町通は角田通と接続する本町商業地の重要な路線ですが狭隘な歩道のため、歩行者の安全性や回遊性が確保できず、商店街の衰退を招いています。今後とも街路事業等による拡幅整備などを要請していき、高齢者にとっても利便性の高いＪＲ栗山駅周辺整備を推進します。



【歩道拡幅等が望まれる新町通】

- 市街地内での快適でうるおいのある住宅地の創出を目指します。
市街地内に残る未利用地は、周辺と一帯となった快適でうるおいのある住宅地として、開発整備を促進します。
- 栗山工業団地の充実を目指します。
利便性の高い栗山工業団地は、企業立地の動向を見極め、農業との調整を図りながら、団地の拡大整備・充実を図っていきます。
- 角田、継立地区での公共・公益施設の計画的な整備・改善を推進します。

2-4. 交通の方針

町内の道路は、国道 2 路線と主要な道道 3 路線を幹線道路とし、その他の道道 5 路線を支線として広域道路網を形成しています。防災、快適性、安全性、高齢者や障がいのある方への対応、景観の向上、冬期の除雪対策、計画的な維持管理など質的向上を目指し、道道や町内幹線道路、生活道路網の整備が求められています。

近郊都市とを結ぶ主要道路の整備は、町民の通勤、通学、交流人口拡大のために、今後、益々重要であり、国、北海道などの関係機関に対し整備要望を継続的に行っていきます。

町内幹線道路、生活道路の総合的・計画的な整備と維持管理、安全で快適な美しい道路づくり、誰もが歩きやすい道づくり、冬期に安全・快適な道づくりなどを進めます。

(1) 交通施設

交通施設は、町民生活と産業活動の基盤となる重要な都市施設であることを踏まえ、市街地の土地利用の動向を勘案しながら、円滑で快適な交通体系の構築を図ります。

【基本方針】

■ 大量輸送交通ネットワークの整備促進

北海道新幹線の札幌延伸を踏まえ、在来線の利用率や町民生活の利便性の向上、産業の振興や物流の効率化に向け、空知圏域と新千歳空港を結ぶ鉄道輸送の基盤整備をめざした大量輸送交通ネットワークとなる南空知鉄道循環網の早期実現を促進するため、国・北海道・ＪＲとの連携・調整に努めます。

■ 幹線道路等の整備促進

- ・ 国道 234 号の拡幅整備や線形変更、道道恵庭栗山線における馬追橋の架け替えや道道夕張長沼線の整備を促進し、国道を中心とした都市間幹線道路としての道道札幌夕張線、道道三笠栗山線などとともに、広域幹線道路網の確立を目指します。
- ・ 市街化の進展を考慮し、現在の都市計画道路網を基本とした市街地内幹線道路網の適正な配置と整備を目指します。また、長期末着手の路線については見直しを検討します。
- ・ 市街地内幹線道路網に合わせ、市街地と農村部との良好なアクセスや災害避難路の確保等を目的とした郊外型幹線道路網の適正な配置と整備を目指します。

■生活道路の適正な配置と整備

市街地内幹線道路網の配置に合わせ、生活道路（町道）の適正な配置と整備を目指します。

■観光総合案内施設等の設置

来訪者の利便性の向上のため栗山市街地国道沿線に、観光等の情報案内機能を有する施設の配置・整備を目指します。

（２）道路環境

今後の高齢社会を見据えて、高齢者や体の不自由な方、小さな子どもなど町民の誰もが安全・安心で快適に利用できる歩道の整備や道路のバリアフリー化など、人にやさしい道路環境づくりを目指します。

【基本方針】**■バリアフリー化等の推進**

散策や健康維持など歩いて楽しい歩行環境の充実などの観点から、ポケットスペース・オープンスペース等の適切な配置、歩道の段差の解消や傾斜の緩和などのバリアフリー化を推進するとともに、新たに整備する道路については、全ての人々にやさしいユニバーサルデザインを目標とした道路環境づくりに努めます。

■冬期間の安全確保

豪雪地帯である栗山町の冬期間における交通安全と町民生活や経済活動を確保するため、除排雪を町民と連携して実施します。

■歩行者・サイクルネットワーク化の推進

市街地内施設を歩いて行き来出来る歩行者ネットワークや、町内施設等を自転車で行き来出来るサイクルネットワークを構築するため幹線道路の自転車・歩行者道整備や町道等の整備を推進していきます。

（３）公共交通

町内には JR 室蘭本線栗山駅があり、岩見沢、苫小牧などを結んで運行されています。都市間バスは昭和 60 年から札幌行きの直行バスが運行され、現在では町民の主な公共交通手段となっています。町内を走る民間バスは 2 社あり、ほかに、町営バスが鳩山循環線、滝下線などの 6 系統で、生活維持路線の役割を担っています。

また、通学用のスクールバスを走らせています。人口の減少と高齢化、自家用車の普及とともに、JR 線、バスとも利用客の減少が見られますが、高齢者や通勤・通学者にとって必要な公共交通機関として維持・確保が求められています。

【基本方針】**■ 鉄道交通の充実**

JR室蘭本線については、利用者の増加と利便性の向上について関係機関と連携した取り組みを行います。

■ バス交通の充実

日常生活の移動を円滑で快適なものとするため、バス交通に関する町民ニーズや利用動向を把握し、誰もが安全で快適に移動できる環境づくりを目指します。また、近隣自治体との連携を図りながら、官・民バスによる中量輸送交通ネットワークの構築を目指します。

■ 公共交通のバリアフリー化

公共交通事業者などと連携を図りながら、高齢者や体の不自由な方などが利用しやすくなるよう、公共交通のバリアフリー化促進を目指します。

2-5. 緑の環境形成の方針

本町は、夕張川と夕張山地に挟まれた豊かな自然に囲まれた町であり、森林や河川を中心として多くの動植物たちが生息しています。市街地の北側には、町のシンボルである御大師山を頂く栗山公園のほか、近隣公園2カ所、街区公園8ヶ所、緑地・墓園が各1ヶ所あり、これらの環境美化や計画的な整備・維持管理を進めます。また、「緑」を守り・創り・育てていき、豊かな自然と快適な都市環境を未来の子どもたちに伝えられるよう、人と緑にやさしい都市づくりを進めます。

(1) 交流の場となる公園・緑地の適正な配置と保全

公園や緑地は、町民にとって憩いとやすらぎの場であるとともに、交流とふれあいの場でもあることから「緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の適正な配置や緑化の推進に係わる施策を総合的に推進していきます。施設は町民の誰もが快適に利用できるよう、既設公園についてはバリアフリー化の促進を図り、新たな公園・緑地の整備についてはユニバーサルデザインを基本とした整備に努めます。また、公園施設の維持・管理については、公園施設長寿命化計画の策定により適正に行っていくこととします。

【基本方針】**■ 拠点となる公園・緑地の配置**

「緑の基本計画」に基づき、町民の交流、レクリエーションや一時避難場所等の防災面を考慮した都市基幹公園としての総合、運動公園の適正配置と整備を目指します。また、栗山ダム周辺と桜山自然の家一帯を広域的な都市住民の交流の場となるよう多目的な整備を目指します。



【拠点となるふじスポーツ広場周辺】

■ 多様な機能を有する公園・緑地の配置

市街地内における街区公園・近隣公園などは、地区住民の遊びや憩い、一時避難場所等に準じる防災面を考慮した住区基幹公園として、また、高齢者の健康維持や子育て環境の場として重要な役割を担っている都市施設です。これからは、地域住民の主体的な公園づくり活動や公園管理など、町民参加型公園の仕組みづくりを通し、多様な機能を有する身近な公園・緑地の整備を図ることとします。

■ 良好な緑地の積極的な保全

市街地内における社寺林や学校をはじめとする公共施設の緑地は、市街地環境を良好に維持するとともに、身近な自然的環境を有していることから、官民協働で保全に努めます。

また、夕張川、雨煙別川等の積極的な保全と親水空間の整備等、うるおいのある都市環境形成を目指します。

■ 墓園の計画的整備

墓園の計画的な造成整備に努め、環境美化を推進します。

(2) 憩いとうるおいのある緑化の推進

都市の緑は、自然と人・都市との調和、共生などの多面的な機能を有し、町民に憩いとうるおいを与える重要なものです。公園・緑地の配置整備にあたっては都市景観と連携・調和を図りながら、緑豊かな環境となるような緑化の推進を目指します。

【基本方針】

■ 土地利用に応じた緑化の推進

住 宅 地	町民がやすらぎとうるおいを享受できるよう、一体的で個性と特色ある緑化を計画的に図ります。また、生け垣やガーデニングなど、町民の自主的な緑化活動と協働での促進に努めます。
商 業 地	にぎわいの中で、緑豊かで彩りのある魅力的な商業地となるような緑化に努めます。
工 業 地	周辺の自然環境及び住環境に配慮しつつ、工場立地法に基づいた工場の外周や駐車場等の緑化促進に努めます。また、工業団地内住民や従業員の休憩の場及び都市景観向上を図るため、修景施設を含めた緑地等の整備を目指します。

■ 公共・公益施設における緑化の推進

交通施設	道路整備と連動し、沿道の土地利用に配慮した街路樹や花などの緑化を図ります。また、ＪＲ沿線における緑化整備を促進します。
公園	公園の種別や配置されている地域・地区の自然的・社会的条件や周辺の住環境などに配慮し、地域・地区のシンボルとなるような緑化に努めます。また、緑の基本計画に基づき、公園の緑化に努めます。
その他の公共・公益施設	学校、文化施設、行政施設、公営住宅など、公共・公益施設の種別や規模に応じ、町民の憩いとやすらぎの空間となるような緑化に努めます。

■ 緑化活動の推進

様々な緑化活動の推進と緑化意識の高揚のため、町民・事業者・行政が一体となった緑化推進体制の構築や、緑化に関する計画・事業に対して町民・事業者が参加できる場の提供を図ります。

2-6．都市防災等に関する方針

- ・平成 23 年の東日本大震災は様々な教訓を残しました。本町でも石狩低地東縁断層帯主部による大地震の発生が予想されていることから、「栗山町地域防災計画」に基づく指定避難場所、一時避難所の適正な配置・整備を目指します。また、将来的に配置する公園・緑地等も地区の避難場所として位置付けます。
- ・地球温暖化、公害防止対策については、栗山町地球温暖化対策地域推進計画、栗山町地球温暖化対策実行計画など、具体的な方策を示した計画を策定し、温室効果ガスの排出抑制に努めます。

石狩低地東縁断層帯主部

美瑛市から胆振管内安平町まで南北に走る断層帯であり、政府が運営する地震調査委員会の報告によると、この断層帯を震源に地震が発生した場合、本町も含む 25 市町村で最大で「震度 6 強」の大地震が発生する可能性が指摘されている。今後 30 年間に地震が発生する確率は 0.05 % ～となっている。

2-7．その他の施設に関する方針

(1) 河川

町が管理する河川について、災害なども考え適切に維持・管理することが求められ、近年の環境保全に対する社会的高まりから、環境との調和に配慮した河川の整備も必要です。

また、国、北海道が管理をする河川の整備についても、早期に完成するよう要請していきます。

(2) 公営住宅等

本町における近年の住宅新築戸数は 30 戸前後で推移しており、町分譲地の占める割合が大きくなっています。高齢社会に対応したユニバーサルデザインの考え方も定着し、良質な民間住宅の整備が進んでいる反面、公営住宅 811 戸の半数近くで老朽化が進んでいます。

また、角田通りと新町通での建物の空洞化現象も起きていることから、今後は、若者の定住促進、子育て世代の住環境づくり、高齢社会の対応のため、計画性・実行性のあるまちなか居住などの住宅政策が求められています。公営住宅の再生は、公営住宅ストック総合活用計画にもとづき 地域の特性に応じた建て替え、改善などの手法を検討し誰もが住みやすい公営住宅の供給を推進します。

(3) 福祉施設

- ・福祉への関心、福祉活動への町民参加を高め、安心できる地域ネットワークづくりを推進します。
- ・高齢者が住み慣れた地域の中で安心して可能な限り自立し、生きがいを持って暮らせるよう、介護予防はもちろんのこと、社会活動にも積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- ・民間や関係機関と連携して、高齢者福祉充実のため、高齢者保健・福祉施設等の整備・充実の推進、障がい者福祉の充実を目指し、障がいの特性や障がい者等のニーズに応じた施設福祉サービスの整備・充実を目指します。

2-8 . 都市景観形成の方針

都市景観は、その都市の環境・文化・歴史などを表すもので、近年の都市づくりではその重要性が増しています。

栗山町では平成13年度から景観に関わる計画づくりを行ってきましたが、平成25年4月より、景観法にもとづく景観行政団体として独自の景観計画を定め景観法に基づく届出制度の適用範囲を拡大するなど、人と自然にやさしいふるさとづくりを基本理念に以下の方針で景観づくりを進める予定です。

【基本方針】

■ ふれあいを育む魅力的なまちなみ景観の形成

市街地や集落は、そこに暮らす人々にとっては暮らし拠点となり、訪れる人にとってはその地域を印象づける極めて重要な場所になります。

町民・事業者・行政の協働により歴史や自然等の地域特性を活かし、人と人のふれあいを育む魅力的なまちなみ景観づくりを目指します。

■ 町民が主役となって未来の景観を育む

景観は、そこに暮らす人々の暮らしぶりやなりわいが目に見える形となって現れるものであり、地域に暮らす人々のやさしさや思いやりの気持ちが自然とにじみだし、美しく心惹かれる景観が育まれます。

栗山町で暮らし、営みを持つ全ての町民、事業者、行政が一体となって、よりよい景観づくりに向けた意識の共有・情報の発信・協働の取り組みにより、未来へとつながる景観の育みを目指します。



【手づくりレンガで舗装された菊水通】

2-9．自然景観等の保全方針

栗山町の自然や農村は、まちなみとともに重要な景観構成要素であり、景観計画のなかで、は「ふるさとを感じる美しい自然景観」として次世代に引き継ぐ、「栗山ブランドともなる豊かな農村景観」を整える、と位置付けられています。今後とも森林や農業関係法及び河川法等を順守しつつ、景観計画に基づく積極的な保全を目指していきます。

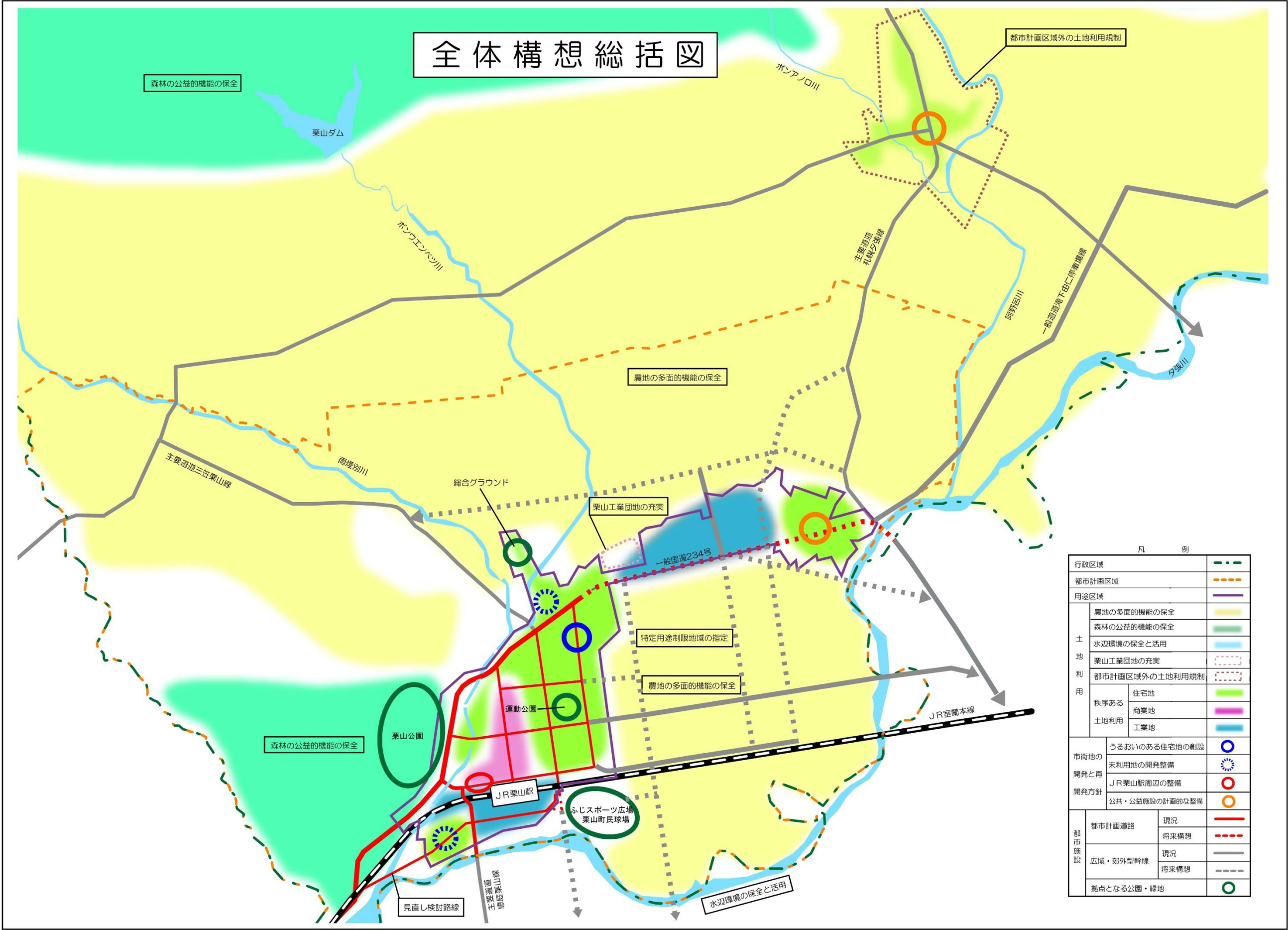
■ 自然景観等の保全

自然・農村景観	将来都市構造で位置づけられている「人と自然の共生ゾーン」の樹林地と「土づくり田園ゾーン」の農地が連続する田園風景は、やすらぎとうるおいのある市街地周辺の貴重な景観として保全を図ります。
河川景観軸	市街地を流れる河川は、憩いとうるおいを享受する良好な水辺空間であることから、水と緑が調和した水辺景観としての保全を図ります。

景観行政団体とは

- ・ 景観計画を策定して景観法の施策を行う地方公共団体。
- ・ 都道府県のほか政令市と中核市は法律上、景観行政団体とされており、それ以外の市町村は、都道府県と協議して景観行政団体となることができます。景観行政団体は、景観計画の策定など、景観法に基づいて良好な景観形成のための施策を行うことができます。







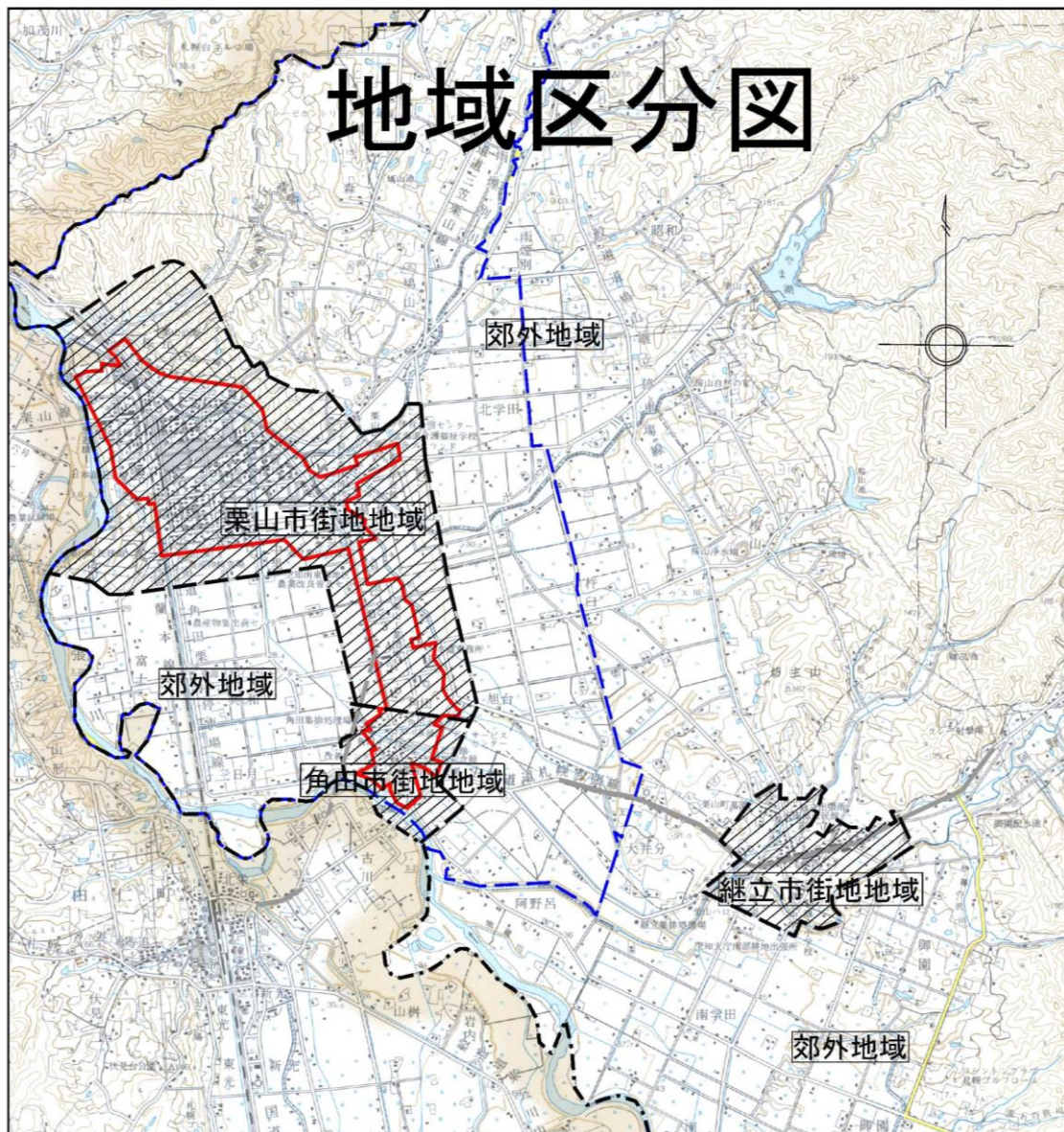
地 域 別 構 想

1. 地域区分の設定

地域区分の設定は一般的に、①小学校の通学範囲、②川、国道など明確な地理的分断要素、③町内会・自治会活動等、地域としての一体性やまとまり、④地域の歴史・発展経緯など住民のわかりやすさ等を参考に設定します。本町においては町の中心である栗山市街地と中部地区の拠点である角田市街地、南部地区の拠点である継立市街地の3地域を設定します。

また、都市づくりに影響があると思われる3地域の外縁部については、郊外地域として設定することとします。

- ① 栗山市街地地域
- ② 角田市街地地域
- ③ 継立市街地地域
- ④ 郊外地域（上記市街地外縁部で都市づくりに影響がある周辺地域）



2. 地域別構想

2-1. 栗山市街地地域

(1) 地域の沿革と現況

- 本地域は明治26年に栗山駅が開設され、明治39年に雨煙別川以北が旧栗沢町から編入されたことにより、人・物の流通拠点として急速に発展してきました。明治26年に925人（258戸）であった人口は、明治34年には5387人（1257戸）に急激に増加しています。

明治34年に小林酒造が栗山に工場移転、大正2年に谷田製菓が操業を始め、大正15年に栗山～夕張間の夕張鉄道が開設されると商圈も拡大し、地元産品を活用した食品加工業や北海道コンクリート（日本高圧の前身）、日本電気冶金などの創業も開始され商工業都市としての性格も強まりました。昭和38年に役場が角田市街地から移転され、本町の行政機能の中心地ともなっています。



【昭和中期の角田通】

- 都市づくりでは、戦後に入り中央・夕鉄バスが運行を開始、町立病院（後の日赤病院）も開院されたほか、昭和25年に都市計画促進委員会が発足し、昭和33年に都市計画街路を決定するなど、継続的な都市づくりが開始されました。昭和50年代は大型商業施設が次々に開業したほか、工業団地には多彩な企業が立地してきました。昭和57年には公共下水道事業も開始されています。また、町立では道内唯一の北海道介護福祉学校が昭和63年に開校しています。



【昭和後期の角田通】

- 市街地は格子状のわかり易い街区構成が基本で、トキト川以东の東地区、JR室蘭本線以西の西地区、角田通を境とした南・北地区に細区分されますが、東地区は文教・住宅地、西地区は歴史性の高い工業地、北地区は角田通沿線の商業地区と住宅地、南地区は役場を囲むように住宅地が展開するほか、国道234号沿線の栗山工業団地には様々な工場が立地しています。

- 土地利用の概要では、国道234号沿線は工業、商業など沿道サービス施設が立地しているほか、角田通沿線に最寄・買い回り品などの個店が集積しています。中心市街地と幹線の沿道以外は住居系が大半を占めていますが、用途地域外縁部の住居系用地に比較的大きな未利用地があります。工業系は栗山工業団地のほか、栗山駅西側やJR沿線及び国道沿線にあり、ほぼ土地利用されています。都市計画道路は鉄西通、大通の全線、北町通、新町通、長沼通の一部が未整備となっているほかは改良済みで、都市計画公園も全て整備済みとなっています。



【現在の角田通】

第4章 地域別構想

◎地域の魅力・快適性を高める主要要素

自然	夕張川、雨煙別川、ポンウエンベツ川、御大師山、ハサンベツ里山地区
歴史・文化	ファールルの森観察飼育舎、ふれあいプラザ、小林酒造レンガ倉庫群、栗山親子獅子
まちなみ・景観	電線地中化された角田通、手づくりレンガ通り、栗山天満宮、夕張川河畔広場、エコビレッジ湯地の丘の住宅景観、市街地を取り囲む田園風景、
生活便利・にぎわい	JR栗山駅、まちの駅「栗夢プラザ」、栗山赤十字病院、栗山郵便局、図書館、役場、カルチャープラザ「Eki」、いきいき交流プラザ、総合福祉センター「しゃるる」、児童・子育て支援センター、子ども発達サポートセンター、勤労者福祉センター、特別養護老人ホームくりのさと、介護老人保健施設ガーデンハウスくりやま、スポーツセンター及び周辺運動施設、栗山公園及び周辺運動施設、ふじスポーツ広場及び周辺運動施設、栗の樹ファーム、くりやま老舗まつり（春）、くりやま夏まつり（夏）、栗山天満宮例大祭（秋）、くりやまウィンターフェスティバルちびっこ広場（冬）
その他	北海道介護福祉学校、北海道栗山高等学校、栗山中学校、栗山小学校、栗山めぐみ幼稚園、栗山いちい保育園



【JR栗山駅】



【富士交流センター】



【総合福祉センター】



【栗の樹ファーム】



【ファールルの森観察飼育舎】



【北海道介護福祉学校】

(2) 地域の課題

- ・一部に住工混在地区があるほか、住居系用地には比較的大きな未利用地があるため、これらの解消策について検討していくことが必要となっています。
- ・北町通は広域交通骨格路線であり、歩行者の安全を守り、道路景観をつくるためにも早期の拡幅整備の実現が、また中心市街地における歩行者の安全・回遊性確保の観点から新町通の拡幅整備が求められます。
- ・公園については一部を除き、ほぼ充足していますが、各施設の老朽化が進んでおり、地域住民のニーズに合った施設の更新等が求められています。
- ・角田通の事業が終了しましたが、空洞化の進行、空き店舗の増加など、活気やにぎわいの低下になかなか歯止めがかからず、接続する新町通の拡幅にあわせたまちなか居住など高齢者生活機能の充実や商業・農業・観光が一体となった中心市街地の活性化が求められています。

(3) 地域づくりの目標

当地域は全体構想における「安全・安心で快適に住み続けられるまち」と「主権者である町民の参加による自律した個性豊かなまち」を主に担い、地域の将来像を『**進取の精神を発揮する活力ある地域**』と設定し、角田・継市街地と連携を図りながら、コミュニティの充実した、にぎわい・笑顔があふれる市街地形成を目指します。

※進取＝進んで物事にとりくむことの意味



【くりやま老舗まつり】



【町内での清掃活動】

目標1 <にぎわいと活気のある中心市街地の再生>

「JR栗山駅からの商業地」、「役場周辺」を拠点とした利便性の高い地域であり、中心商業地ににぎわいと活気を取り戻すための活性化案づくり、都市計画提案制度の適切な活用、さらに都市施設整備などの推進や「栗山公園」、「小林酒造」などの交流拠点との連携により、中心市街地の再生を図ることを目標とします。

※都市計画提案制度＝土地所有者やまちづくりNPO等が地域の合意等一定の条件を満たした上で、都市計画について、その案を提案出来る仕組み。

目標2 <良好な住環境の保全と公共・公益施設の充実>

現在の良好な住環境を景観計画等によりさらに強化・保全するとともに、既存インフラである公共・公益施設の長寿命化を図り、施設更新にあたっては町民ニーズを的確に把握した施設づくりを行うなど、町民が主体となった住環境整備の推進を図ることを目標とします。

(4) 土地利用の方針

市街地中心部の住工混在の解消と市街地周辺の農業振興地域の白地地区の無秩序な開発抑制を基本とし、土地利用の方針を以下に示します。

なお、用途地域に隣接する用途白地地域のうち、無秩序な市街化が進んでいる又は進むおそれのある地区については、必要に応じて特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図ります。

■住宅地

- ・専用住宅地は、錦 1・2 丁目、中央 4 丁目、松風 2・3・4 丁目、朝日 3・4 丁目、湯地、富士、中里に配置し、良好な住環境を保全していきます。
- ・一般住宅地は幹線沿道や国道 234 号後背地及び比較的中心市街地に近い箇所に配置し、利便性や住環境の維持を図っていきます。
- ・沿道住宅地は国道 234 号沿線に配置し、多様なニーズに対応するサービス施設の立地とそれら施設と調和した住宅地を目指していきます。
- ・市街地中心部の工業地は将来的に土地利用の特化を図るため、一般住宅地への転換を図ります。

■商業地

- ・角田通（中央 2・3 丁目）の沿線は市街地の核となる中心商業業務地として、これに連担する新町通沿線は沿道商業業務地として、利用者に配慮した商業環境や居住機能の高い地区形成を図っていくこととします。

■工業地

- ・専用工業地は、錦 3・4 丁目、旭台（栗山工業団地）に配置し、周辺の農業・自然環境を留意しつつ工業環境の保全を図ります。
- ・一般工業地は国道 234 号、及び JR 室蘭本線の沿線等に配置し、工業地としての利便性を確保しつつ、住宅地との混在を一定程度許容する工業地とします。また、中心商業業務地に影響がある場合には、特別用途地区等の指定を検討することとします。

(5) 地域別環境整備の方針

①住環境の整備方針

- ・下水道整備については、生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、快適で衛生的な都市生活の確保を目標として、下水道長寿命化計画の策定などにより、適切に維持管理していきます。
- ・将来的な住宅需要、高齢社会を考慮した公営住宅の整備・再生を「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき推進します。
- ・高齢者、障がい者福祉等の充実を目指し、関係施設の適正配置に努めます。

②市街地開発等の方針

- ・新町通の拡幅に併せた中心市街地活性化や、まちなか居住など高齢者生活機能の充実したＪＲ栗山駅周辺の再整備を推進していきます。
- ・市街地内の未利用地は、周辺と一体となった快適でうるおいのある住宅地として開発整備を促進します。
- ・栗山工業団地に隣接する湯地・旭台地区では、企業の立地動向を見極め、農業との調整を図りながら、工業系用途地域及び特別用途地区を定めることにより、団地の拡大整備・充実を図っていきます。
- ・中心市街地の活性化に資するよう、国道 234 号沿線に来訪者のための総合案内機能を有する施設整備を目指します。

③道路交通の方針

- ・広域交通骨格である北町通の拡幅整備や道道恵庭栗山線における馬追橋の架け替え促進を関係機関に要請していきます。
- ・都市内交通骨格である都市計画道路大通、新町通、長沼通の整備を目指します。また、市街地外沿で都市計画決定から長期に未着手になっている鉄西通について見直し検討を進めていくのに併せ、防災避難路やネットワーク形成の観点から南大通の延伸や中里富士線を将来市街地幹線道路として検討していきます。
- ・広域幹線や市街地幹線道路網に合わせ、市街地と農村部との良好なアクセスの確保や防災機能等の強化を目的とした郊外型幹線道路の適正な配置と整備を目指します。特に栗山由仁線は栗山中心部と角田地域や由仁町とを結ぶ重要な路線として、また、北学田 4 線及び湯地旭台線は道道札幌夕張線と道道三笠栗山線を結び、栗山工業団地の利便性を高める路線として位置付けられます。
- ・市街地内幹線道路網の配置に合わせ、生活道路（町道）の適正な配置と整備を目指します。
- ・幹線道路の歩道や夕張川等を活用した歩行者ネットワークの形成を目指します。
- ・道路環境では、市街地内幹線道路を中心に歩道整備を促進し、バリアフリー化など安全で快適な歩行者空間の形成を目指します。また、歩行者に憩い・休憩の場を提供することを目的としたポケットスペース・オープンスペース等の適切な配置と整備を目指します。



【長沼通（道道恵庭栗山線）】



【ご縁広場】

④公園緑地の整備方針

- ・「緑の基本計画」に基づき、地区住民の遊びや憩い、一時避難場所等に準じる防災面を考慮した住区基幹公園としての街区、近隣、地区公園を適正に配置・整備し、公園施設長寿命化計画により維持・管理していきます。
- ・「緑の基本計画」に基づき、栗山町民の交流、レクリエーションや一時避難場所等の防災面を考慮した都市基幹公園として、総合、運動公園を適正に配置・整備し、公園施設長寿命化計画により維持・管理していきます。
- ・工業団地内において工業団地内住民や従業員の休憩の場及び都市景観向上を図るため、修景施設を含めた緑地等の整備を目指します。
- ・都市施設や公共・公益施設の周辺などの環境整備については、地域住民の主体的な公園管理や緑化活動により身近な緑地としての整備を目指します。



【栗山公園】

⑤都市防災の方針

- ・「栗山町地域防災計画」に基づく指定避難場所、一時避難場所の適正な配置を目指します。また、将来的に配置する公園・緑地等も地区の避難場所として位置付けます。

⑥その他の整備方針

- ・タ張川、雨煙別川、ポンウエンベツ川については、各種整備事業などとの調整を図りつつ、親水機能や歩行者ネットワークにも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などを関係機関に要請していきます。
- ・公共・公益施設の改築・更新にあたっては、施設の集約化と適正配置を目指します。
- ・町民の日常生活に重要な役割を担っているＪＲ室蘭本線や路線バスなど、身近な公共交通機関の充実を要請していきます。

⑦景観形成の方針

- ・都市景観は、その都市の環境・文化・歴史などを表すもので、近年の都市づくりではその重要性が増しており、本町においても景観行政団体へ移行したことから、景観形成についての方針を以下に示します。

まちなみ景観の形成

- ・国道 234 号の拡幅整備による景観修景。
- ・交差点部（中央通と北町通（国道 234 号））はアイストップによる印象的な交差点形成。・統一的な案内板や標識などの設置。
- ・タ張川、雨煙別川、ポンウエンベツ川の親水空間整備による水と緑の軸の形成。

- ・住宅地の緑化の推進、住宅地と農地の境界に緑の緩衝帯の形成、個別住宅の庭の緑などを活かしつつ、建替、修復の際の調和のとれたまちなみ形成。
- ・商業地の共同駐車場整備による路上駐車の解消、人が行き交う歩道・人が集まる広場など歩行者空間の整備。
- ・工業地と住宅地との境界に緑の緩衝帯の形成、敷地の緑化の推進による工場施設の目隠し。
- ・夕張川からJR栗山駅、中心市街地、栗山公園を結ぶ歩行者ネットワークの形成。

景観形成活動の推進

- ・景観に対する価値観や評価は多様なものであるため、景観形成の施策を進める際には、町民・事業者・行政が十分に議論し、創意工夫による活動ができるような協働体制の構築や町民参加の場の提供を推進します。



【夕陽に映える北の錦倉庫群】



【桜が見頃の栗山公園】



【花と緑が美しい夕張川河畔広場】



【町民参加による花いっぱい運動】

2-2. 角田市街地地域

(1) 地域の沿革と現況

- 本地域は、戊辰戦争後の明治3年に宮城県角田藩の泉麟太郎らが北海道移住を開始し、農業適地としてたどり着いた栗山町発祥の地で、起源は開拓の鍬がおろされた明治21年とされています。明治23年には角田村を公称し、以降、学校、郵便局、神社など生活関連施設が出来たほか、明治42年には、角田・由仁を結ぶ夕張橋が竣工され、さらに大正8年に栗山～長沼～千歳間が国道認定されたことにより、交通の要衝として発展してきました。昭和に入り夕張鉄道が開通され、角田炭鉱など炭鉱産業の隆盛により角田村人口は20,000人を突破しました。昭和24年に町制が施行され栗山町と改称、昭和38年に役場庁舎が栗山市街地に移転するまで、行政の中心地でありました。都市づくりでは、昭和27年に角田に栗山町最初の公営住宅10戸が建てられ、全国優良表彰を受けています。また、昭和37年には、町立養老院「泉徳園」が開設され、平成に入ってから展開された「栗山なら大丈夫」の福祉政策の先駆けとなっています。
- 市街地は、開拓当時の趣きと歴史の感じられるまちなみですが、街区形成が自然発生的であり、小さな未利用地や細街路が点在していることなど、生活道路は必ずしもスムーズに配置しているとは言えない状況にはあります。

◎地域の魅力・快適性を高める主な要素

自然	夕張川、旧阿野呂川
歴史・文化	開拓記念館、泉記念館、角田獅子舞
まちなみ・景観	角田神社、市街地を取り囲む田園風景
生活便利・にぎわい	角田郵便局、農村環境改善センター・テニスコート、角田水泳プール、開拓記念公園、養護老人ホーム泉徳苑、デイサービスセンターくりやま、角田神社豊年祭り
その他	角田小学校



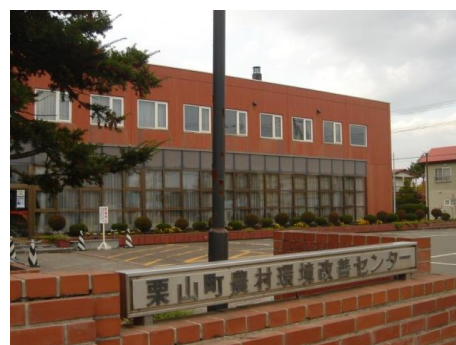
【開拓記念館】



【泉記念館】



【角田獅子舞かがり火舞】



【農村環境改善センター】

(2) 地域の課題

少子高齢・人口減少が続くなか、角田地域は平成7年～平成22年の人口が1,212人から780人へと急速に減少が続いており、地域コミュニティの維持も難しい状況となって来ています。今後は、定住人口を如何に増加させるか、また高齢者にも優しく安全な居住環境をどの様に構築できるかが課題となっております。

(3) 地域づくりの目標

本地域は全体構想での「安全・安心で快適に住み続けられるまち」と「豊かな自然環境と調和し景観に配慮した活気のあるまち」を主に担い、地域の将来像を『**歴史の継承とコミュニティの充実を目指す地域**』と設定し、国道234号の拡幅整備・線形変更や道道札幌夕張線の線形変更の実現により、市街地整備を促進するとともに、旧阿野呂川周辺一帯を緑地として位置付け自然環境の活用を図り、中部地域の拠点づくりを目指します。

目標 <交通の要衝を活かしたまちづくり>

広域交通骨格の再整備実現に併せ、栗山町発祥の地としての景観形成や、市街地内の生活道路等の公共・公益施設づくりを推進します。

(4) 土地利用の方針

- ・国道234号沿線以外は、専用住宅地として良好な住環境を保全していきます。
- ・中部地域の拠点として快適でうまいのあるまちづくりを促進するため、工業地において特別用途地区指定の検討を行い、住宅と工業施設の無秩序な混在防止に努めます。
- ・用途地域に隣接する用途白地地域のうち、無秩序な市街化が進んでいる又は進むおそれのある地区については、必要に応じて特定用途制限地域を定めることにより、土地利用の整序を図ります。

(5) 地域別環境整備の方針

①住環境の整備方針

- ・下水道整備については、生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁を防ぎ、快適で衛生的な都市生活の確保を目標として、下水道長寿命化計画の策定などにより、適切に維持管理していきます。
- ・将来的な住宅需要、高齢社会を考慮した公営住宅の整備・再生を「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき推進します。
- ・公共・公益施設を適正に維持・管理することにより、地区住民の利便の向上に努めます。

②市街地開発等の方針

- ・国道234号の拡幅整備・線形変更や道道札幌夕張線の線形変更の実現により、生活道路の新設など適正な街区構成に向け、関係機関と協議を進めていきます。

③道路交通の方針

- ・角田市街地を縦断する国道 234 号は工業団地が隣接しており、大型車両や通過交通の割合が高く騒音・振動などの影響もあることから、国道バイパスによる線形変更整備が望ましく、合わせて接続する道道札幌夕張線、道道角田栗山停車場線の線形変更や現国道の再整備等を関係機関と協議していきます。
- ・栗山由仁線は栗山市街地と角田地域等を結び、湯地旭台線は道道札幌夕張線と道道三笠栗山線を結ぶ利便性の高い道路であり、郊外型幹線道路として位置付け整備を図ります。
- ・国道 234 号、道道札幌夕張線、道道角田栗山停車場線及び郊外型幹線道路の配置に合わせた町道網の適正配置と整備を図ります。



【大型車の多い国道 234 号】

④公園緑地の整備方針

- ・「緑の基本計画」に基づき、地区住民の憩いや一時避難所等の防災面を考慮した公園・緑地を適正に配置・整備し、公園施設長寿命化計画により維持・管理していきます。
- ・地区内の旧阿野呂川周辺は開拓記念公園を含め、地区住民の憩いの場となるよう緑地として一帯的な整備を図ります。

⑤都市防災の方針

「栗山町地域防災計画」に基づく指定避難場所、一時避難所の適正な配置を目指します。また、将来的に配置する公園・緑地等も地区の避難場所として位置付けます。

⑥その他の整備方針

- ・夕張川は、各種整備事業などとの調整を図りつつ、親水機能や歩行者ネットワークにも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策を要請していきます。
- ・住民の利便性向上のため、公共バスの運行システムの充実を図ります。

⑦景観形成の方針

まちなみ景観の形成

- ・国道 234 号の拡幅整備・線形変更による景観修景。
- ・夕張川、旧阿野呂川周辺や開拓記念公園を含めた親水空間の整備による水と緑の軸の形成。
- ・住宅地の緑化の推進、住宅地と農地の境界に緑の緩衝帯の形成、個別住宅の庭の緑などを活かしつつ、建替、修復の際の調和のとれたまちなみ形成。
- ・工業地と住宅地との境界に緑の緩衝帯の形成、敷地の緑化の推進による工場施設の目隠し。
- ・交差点部（国道 234 号と道道札幌夕張線）はアイストップによる印象的な交差点形成。

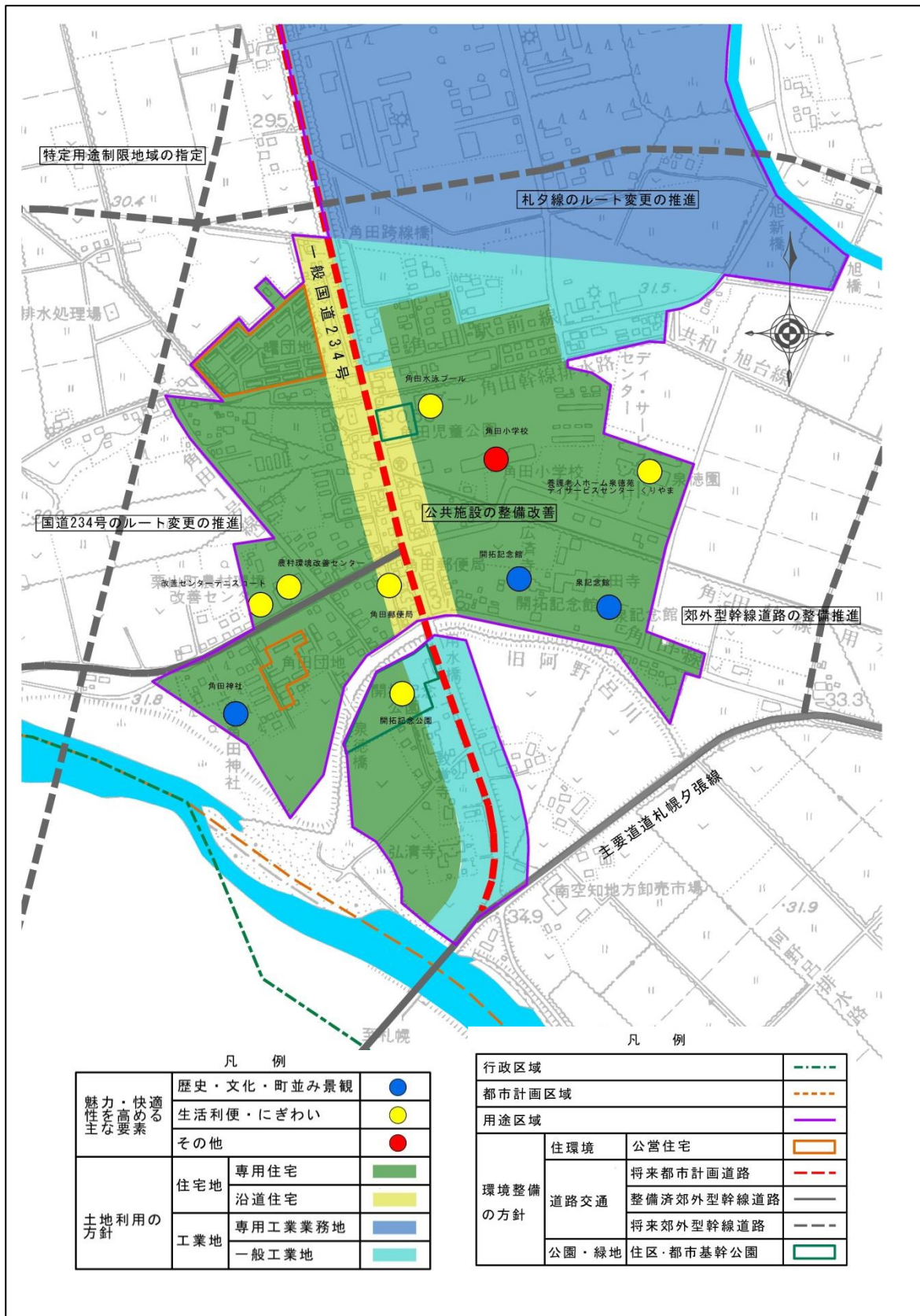
景観形成活動の推進

- ・景観に対する価値観や評価は多様なものであるため、景観形成の施策を進める際には、町民・事業者・行政が十分に議論し、創意工夫による活動ができるような協働体制の構築や町民参加の場の提供を推進します。



【樹木の豊かな開拓記念公園】

角田市街地地域基本方針図



2-3. 継立市街地地域

(1) 地域の沿革と現況

- ・本地域は、明治 21 年に長州藩士であった林梅五郎が当地に入植したことから始まり、村名を登川村と名付けられました。明治 23 年、角田・継立間の道路が地元協力で造られ、夕張炭山開坑資材の全てが経由したことから、町史によれば「明治 24 年継立市街、人馬の往来繁し」とあるように、農業・商業でにぎわいを見せてきました。
- ・都市づくりとしては、昭和 22 年に役場継立支所および角田第四中学（御園・継立）が、昭和 39 年には当時としては珍しい南学田小学校プール（本計画では郊外地域）が設置され、昭和 61 年には地域の核施設として南部公民館が開館されています。市街地は道道札幌夕張線と道道鳩山継立停車場線の沿線上に展開しており、面的な広がりはありませんが、夕張市へ向かうゲートゾーン及び南部全域の拠点市街地として発展してきました。

◎地域の魅力・快適性を高める主要要素

自然	阿野呂川、ポンアノロ川、市街地北部丘陵地
歴史・文化	坂本九思い出記念館
まちなみ・景観	市街地を取り囲む田園風景
生活便利・にぎわい	継立郵便局、南部公民館、継立水泳プール 継立神社秋祭り
その他	継立小学校、継立保育所



【坂本九思い出記念館】



【南部公民館】

(2) 地域の課題

角田市街地地域同様、少子高齢・人口減少が続くなか、商業施設が衰退していることから地域住民の日常的な買い物に不便をきたしており、高齢者にも優しく安全な居住環境をどの様に構築できるかが課題となっています。

(3) 地域づくりの目標

本地域は全体構想での「安全・安心で快適に住み続けられるまち」と「豊かな自然環境と調和し景観に配慮した活気のあるまち」を主に担い、地域の将来像を『人・物の交流とコミュニティが充実した地域』とし、地区内の阿野呂川及びポンアノロ川等の良好な河川空間や周辺に広がる田園景観の保全を図りつつ、南部地域の拠点づくりを目指します。

(4) 土地利用の方針

市街化の動向を踏まえ、必要に応じて準都市計画区域や土地利用の混在の未然防止に努めるた

め特定用途制限地域等の導入を検討し、現在の土地利用の維持・整序に努めます。

（５）地域別環境整備の方針

①住環境の整備方針

- ・下水道整備については、生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁を防ぎ、快適で衛生的な都市生活の確保を目標として、下水道長寿命化計画の策定などにより、適切に維持管理していきます。
- ・将来的な住宅需要、高齢社会を考慮した公営住宅の整備・再生を「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき推進します。
- ・公共・公益施設を適正に維持・管理することにより、地区住民の利便の向上に努めます。

②道路交通の方針

- ・道道札幌夕張線及び道道鳩山継立線を軸として栗山市街地及び角田地域との連携を図り、町道網の適正配置と整備を図ります。

③公園緑地の整備方針

- ・「緑の基本計画」に基づき、地区住民の憩いや一時避難所等の防災面を考慮した公園・緑地の適正配置と整備に努めます。

④都市防災の方針

- ・「栗山町地域防災計画」に基づく指定避難場所、一時避難所の適正な配置を目指します。
また、将来的に配置する公園・緑地なども地区の避難場所として位置付けます。

⑤その他の整備方針

- ・阿野呂川、ポンアノロ川については、各種整備事業などとの調整を図りつつ、親水機能や歩行者ネットワークにも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などを要請していきます。
- ・住民の利便性向上のため、公共バスの運行システムの充実を図ります。

⑥景観形成の方針

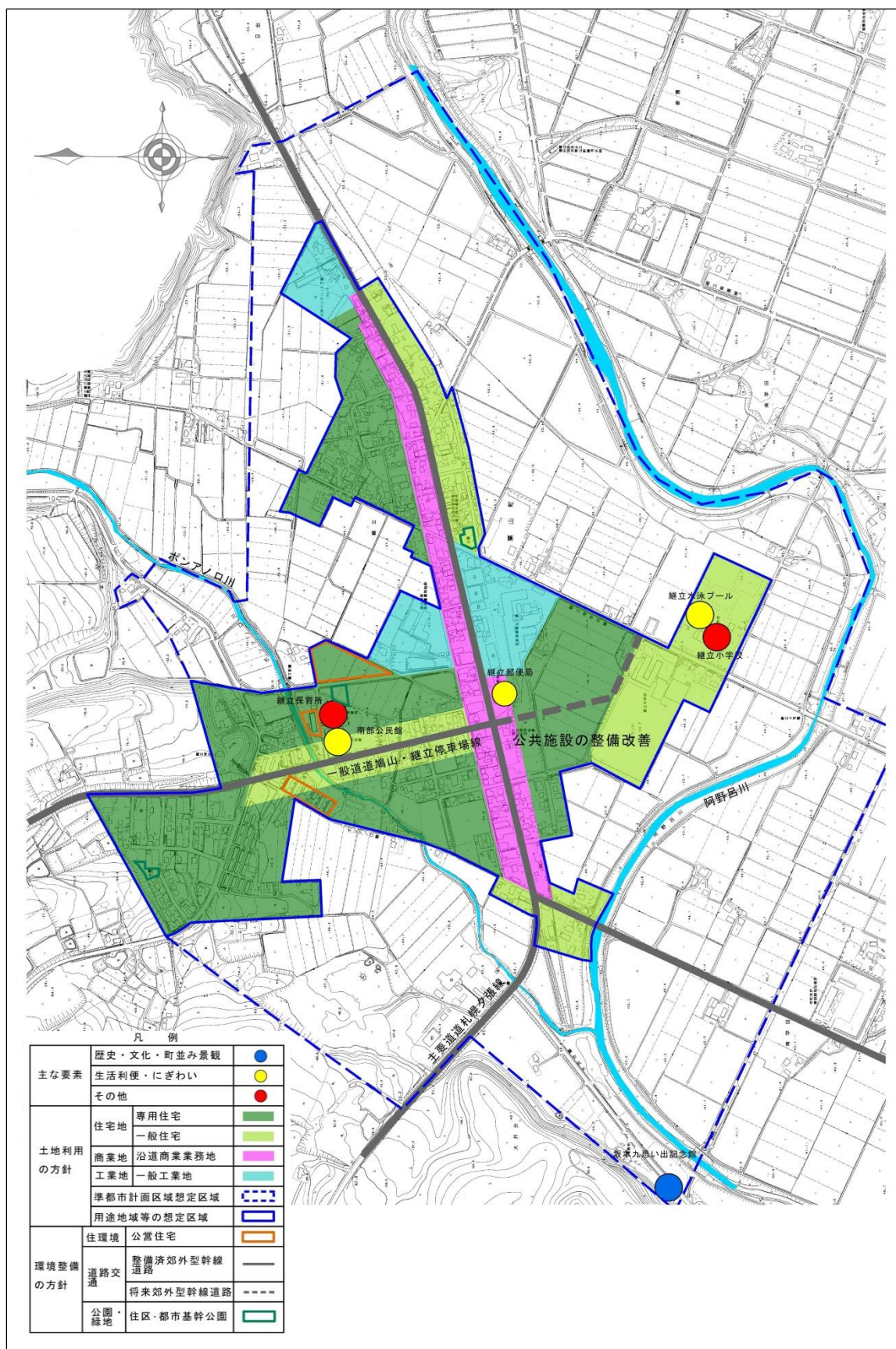
まちなみ景観の形成

- ・道道札幌夕張線をシンボルの（ウェルカムゲート）な道路としての緑化推進。
- ・阿野呂川、ポンアノロ川の親水空間の整備により水と緑の軸の形成。
- ・住宅地の緑化の推進、住宅地と農地の境界に緑の緩衝帯の形成、個別住宅の庭の緑などを活かしつつ、建替、修復の際の調和のとれたまちなみ形成。
- ・交差点部（道道札幌夕張線と道道鳩山継立停車場線）はアイストップによる印象的な交差点形成。

景観形成活動の推進

- ・景観に対する価値観や評価は多様なものであるため、景観形成の施策を進める際には、町民・事業者・行政が十分に議論し、創意工夫による活動ができるような協働体制の構築や町民参加の場の提供を推進します。

継立市街地地域基本方針図



2-4. 郊外地域

(1) 地域の沿革と現況

- 旧角田村の農地開発の成功を受け、郊外へ様々な人が入植しましたが、なかでも水戸藩士であった渡邊大介や、岡山県人の杉武一郎などが雨煙別を中心として開拓に成功し、現在の栗山町農業の基盤を造ったとされています。また、札幌農学校（現北海道大学）附属農場が雨煙別地区（現北学田）と阿野呂地区（現南学田）に設置されたのを皮切りに、湯地定基による湯地農場や鳩山和夫による鳩山農場など、民間による農場が開設され、農場の発展とともに本町農業が発展してきました。
- 本町の人口は昭和 30 年代後半がピーク（24,000 人台）で、当時小学校は町内に郊外地域を含め 11 校設置されていましたが、農業の近代化・大型化にともなう離農などにより農村部の人口が減少し、平成 10 年までに現在の市街地 3 校体制になるまで統廃校が繰り返されてきました。
- 現在の郊外地は、集落としては小さなものとなっていますが、農道を含めた道路整備が進み、栗山・角田・継立市街地へのアクセスは容易で、農村風景は本町の貴重な景観財産ともなっています。

◎地域の魅力・快適性を高める主要要素

自然	不動の滝、竜仙峡、東・北部の丘陵地
歴史・文化	泣く木、阿野呂一本木、雨煙別小学校 コカ・コーラ環境ハウス、鳩山神社
まちなみ景観	平野部の田園風景、山間部の畑作風景、丘陵地からの農村景観
その他	桜山自然の家、栗山ダムパークゴルフコース、御園パークゴルフコース、日出生活館、ハローENJOY



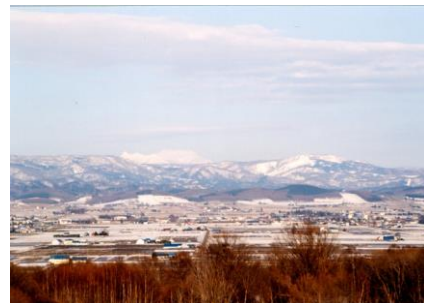
【春】



【夏】



【秋】



【冬】

（２）地域の課題

農業を主とした郊外地域は、営農者の高齢化、労働力・後継者不足や生産性の向上など様々な課題がありますが、都市づくりや地域づくりの観点からは、魅力のある農村・自然景観は町の財産であり、農地の保全を図りながら、郊外地と市街地、農業と商業・工業を如何に結合・活用を図っていくかが課題としてあります。

（３）地域づくりの目標

本地域は全体構想での「人と自然の共生ゾーン」、「土づくり田園ゾーン」に位置付けられており、将来の地域像を『人々のほのぼのとした営みと農村・自然景観が調和した地域』とし、日本のふるさとを思わせる地域づくりを目指します。

（４）土地利用の方針

土地利用方針で位置付けられた農業地域、森林地域の積極的な保全による地域の活性化と、夕張川、雨煙別川等の親水空間の整備等、都市にうるおいを与える緑の環境形成を目指します。

（５）地域別環境整備の方針

①住環境の整備方針

- ・個別排水処理施設整備については水質汚濁を防ぎ、し尿処理による、快適で衛生的な生活環境の確保を目標として、合併処理浄化槽の設置を促進します。

②道路交通の方針

- ・道道夕張長沼線の開通は、夕張市や道東方面とのアクセスが向上し、本町の農業資源や観光資源の活用が期待されることから、関係機関に整備を要請していきます。

③公園緑地の整備方針

- ・栗山ダム周辺と桜山自然の家一帯を広域的な交流の場となるよう、多目的な整備を目指します。
- ・湯地雨煙別地区は自然に親しみ学習する場として今後も保全していきます。

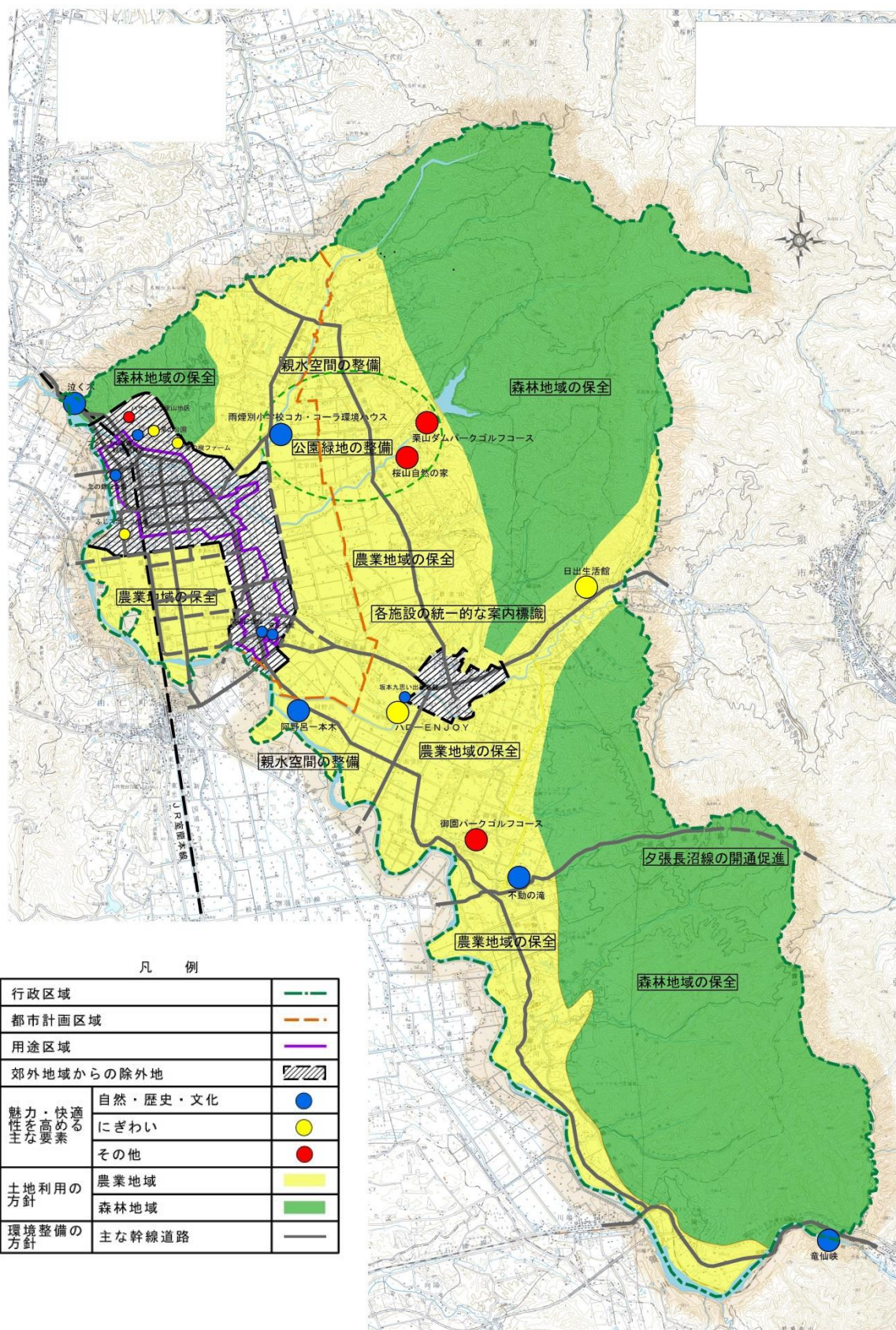
④その他の整備方針

- ・住民の利便性向上のため、公共バスの運行システムの充実を図ります。
- ・郊外にある景勝地やレジャー・公共・公益施設等について、統一的な案内板や標識などの設置を目指します。



【栗山ダムパークゴルフ場】

郊外地域基本方針図





参 考 资 料

参考資料

(1) 計画策定の経緯

① 委員会の開催

年度	開催日	委員会名	検討内容等
平成24年度	10月18日	第1回策定委員会	栗山都市計画マスタープランの見直しの趣旨、町民アンケート結果報告、町民委員会の設置協議、今後のスケジュールについて。
	3月27日	第1回町民委員会	栗山町都市計画マスタープランとは、委員会スケジュールについて。
平成25年度	4月26日	第2回町民委員会	都市計画マスタープランの基本方針内容の検討について。
	6月11日	第2回策定委員会	栗山都市計画マスタープラン全体構想の検討について。
	8月19日	第3回策定委員会	栗山都市計画マスタープラン中期見直し策定委員会設置要綱の見直しについて、栗山都市計画マスタープラン全体構想、地域別構想の検討について。
	8月29日	第3回町民委員会	栗山都市計画マスタープラン全体構想の検討について。
	9月3日	第4回策定委員会	栗山都市計画マスタープラン全体構想、地域別構想の検討について。
	10月1日	第4回町民委員会	栗山都市計画マスタープラン全体構想及び地域別構想の検討について。
	10月23日	第5回町民委員会	栗山都市計画マスタープラン全体構想及び地域別構想の検討について。

② 町民説明会

年度	開催日	開催場所
平成25年度	11月19(火)	総合福祉センター「しゃるる」
	11月20(水)	南部公民館
	11月21(木)	農村環境改善センター
	11月25(月)	カルチャープラザ「Eki」

③ パブリックコメント

実施日	実施場所
平成26年2月17日～2月28日	栗山町役場、図書館、総合福祉センター「しゃるる」、南部公民館、農村環境改善センター、カルチャープラザ「Eki」、栗山町ホームページ

(2) 策定組織

※策定委員会

区 分	氏 名	役 職
委員長	花田 正博	副町長
委員	佐々木 学	まちづくり総括
委員	山本 信二	産業建設総括
委員	住友 茂	総務課長
委員	岡田 三郎	総務課主幹
委員	三浦 匠	経営企画課主幹
委員	近藤 光弘	住民福祉課長
委員	秦野 加寿彦	住民福祉課主幹
委員	山代 賢治	環境生活課長
委員	森 英幸	産業振興課長
委員	松本 俊哉	農業委員会事務局長
委員	水上 州洋	教育委員会教育次長

※町民委員会

区 分	氏 名	所 属
委員長	永田 英隆	角田商工振興会
副委員長	藤柳 誠一	公募
委員	今井 實	栗山町内連合会
委員	木藤 浩二	栗山商店街連絡協議会
委員	岡山 彰	角田町内会連合会
委員	田中 秀典	継立町内連合会
委員	宮本 武	継立商工振興会
委員	鈴木 正明	栗山商工会議所
委員	小原 昭彦	栗山町建築士会
委員	飯尾 隆亮	栗山青年会議所
委員	長谷川 真由美	公募

※事務局

区 分	氏 名	役 職
事務局長	片山 伸治	建設水道課長
事務局員	今 政樹	建設水道課主幹
事務局員	西田 達也	建設水道課統括
事務局員	平田 法雄	建設水道課主査
事務局員	向中野 宏樹	建設水道課主査
事務局員	柴田 真嗣	建設水道課技師